

第2次  
伊豆市一般廃棄物処理基本計画  
(中間見直し)

平成29年4月



伊豆市



# 目 次

第 1 章	基本的事項.....	1
1-1	計画策定の趣旨.....	2
1-2	計画の位置づけ.....	3
1-3	計画の対象区域.....	5
1-4	計画の対象廃棄物.....	5
1-5	計画目標年度.....	6
第 2 章	市の概要 .....	7
2-1	地域概要 .....	8
2-1-1	位置・地形.....	8
2-1-2	気候.....	8
2-1-3	人口 .....	9
2-1-4	産業別就業人口 .....	11
2-1-5	土地利用 .....	11
2-1-6	水環境、水質保全に関する状況 .....	12
2-2	将来人口 .....	17
第 3 章	ごみ処理基本計画.....	19
3-1	ごみを取り巻く社会情勢.....	20
3-1-1	関係法令.....	20
3-1-2	国、県の達成目標 .....	23
3-2	ごみ処理の状況.....	25
3-2-1	家庭系ごみの分別区分 .....	25
3-2-2	家庭系ごみの排出方法.....	26
3-2-3	ごみ排出量 .....	29
3-2-4	資源化の実績.....	32
3-2-5	ごみ質分析結果 .....	34
3-2-6	温室効果ガス排出量の状況 .....	37
3-2-7	収集・運搬の概要.....	38
3-2-8	中間処理の概要 .....	40
3-2-9	最終処分の概要 .....	43
3-2-10	ごみ処理フロー .....	44
3-2-11	ごみ減量化・再生利用の状況 .....	47

3-2-12	ごみ処理経費の実績.....	50
3-2-13	類似自治体との比較検討(偏差値による比較) .....	51
3-2-14	課題の整理 .....	53
3-3	ごみ処理の基本方針.....	55
3-3-1	循環型社会形成に向けた基本原則.....	55
3-3-2	基本理念.....	56
3-3-3	基本方針.....	57
3-3-4	取組の体系.....	58
3-3-5	基本目標達成のための役割.....	60
3-3-6	達成目標の設定.....	62
3-4	ごみ処理基本計画.....	68
3-4-1	発生抑制・資源化計画.....	68
3-4-2	収集・運搬計画.....	74
3-4-3	中間処理計画.....	76
3-4-4	最終処分計画.....	79
3-4-5	その他事項.....	80
3-4-6	地球温暖化防止への配慮.....	84
3-4-7	長期的展望に立ったシステムに対する検討.....	84
3-4-8	計画実施のスケジュール.....	85
第4章	生活排水処理基本計画.....	87
4-1	生活排水を取り巻く社会情勢.....	88
4-1-1	関係法令.....	88
4-1-2	国、県の達成目標.....	90
4-1-3	近年の処理技術の動向.....	90
4-2	生活排水処理の状況.....	95
4-2-1	生活排水処理体系.....	95
4-2-2	生活排水の処理主体.....	96
4-2-3	処理形態別人口の推移.....	97
4-2-4	生活排水処理率の推移.....	97
4-2-5	周辺自治体の生活排水処理状況.....	98
4-2-6	し尿及び浄化槽汚泥の処理量.....	99
4-2-7	下水道.....	100
4-2-8	農業集落排水処理施設.....	101
4-2-9	合併処理浄化槽の設置補助実施状況.....	102

4-2-10	生活排水処理計画図	102
4-2-11	収集・運搬	104
4-2-12	中間処理	104
4-2-13	最終処分、資源化	106
4-2-14	し尿処理の実績	107
4-2-15	課題の整理	108
4-3	生活排水処理の基本方針	109
4-3-1	基本理念	109
4-3-2	基本方針	110
4-3-3	取組の体系	111
4-3-4	基本方針達成のための役割	112
4-3-5	達成目標の設定	113
4-3-6	処理形態別人口、し尿等処理量の見込み	114
4-4	生活排水処理基本計画	116
4-4-1	発生抑制・資源化計画	116
4-4-2	収集・運搬、処理・処分、その他の計画	118
4-4-3	計画実施のスケジュール	121



# 第1章 基本的事項

---

## 1-1 計画策定の趣旨

---

廃棄物処理法第6条に基づき、「伊豆市一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という)は、平成19年3月に策定されました。平成24年3月から第2次計画が策定されたことから、本計画は5年が経過したことによる中間見直しによる改定となります。

これまで本計画では、ごみの分別区分や排出方法について合併前に異なっていたルールの統一や収集品目、収集回数の見直し、平成22年度からは、燃やせるごみ、粗大ごみの有料化を実施しています。

本計画では、引き続きごみの発生抑制、リサイクルを推進するため、平成29年度から平成33年度までの廃棄物の処理方針を示します。策定から5年が経過し、資源および廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や人口減少、高齢化の進行、地球環境、資源エネルギー等の問題など踏まえ、より安全で適切な廃棄物処理方法を示します。

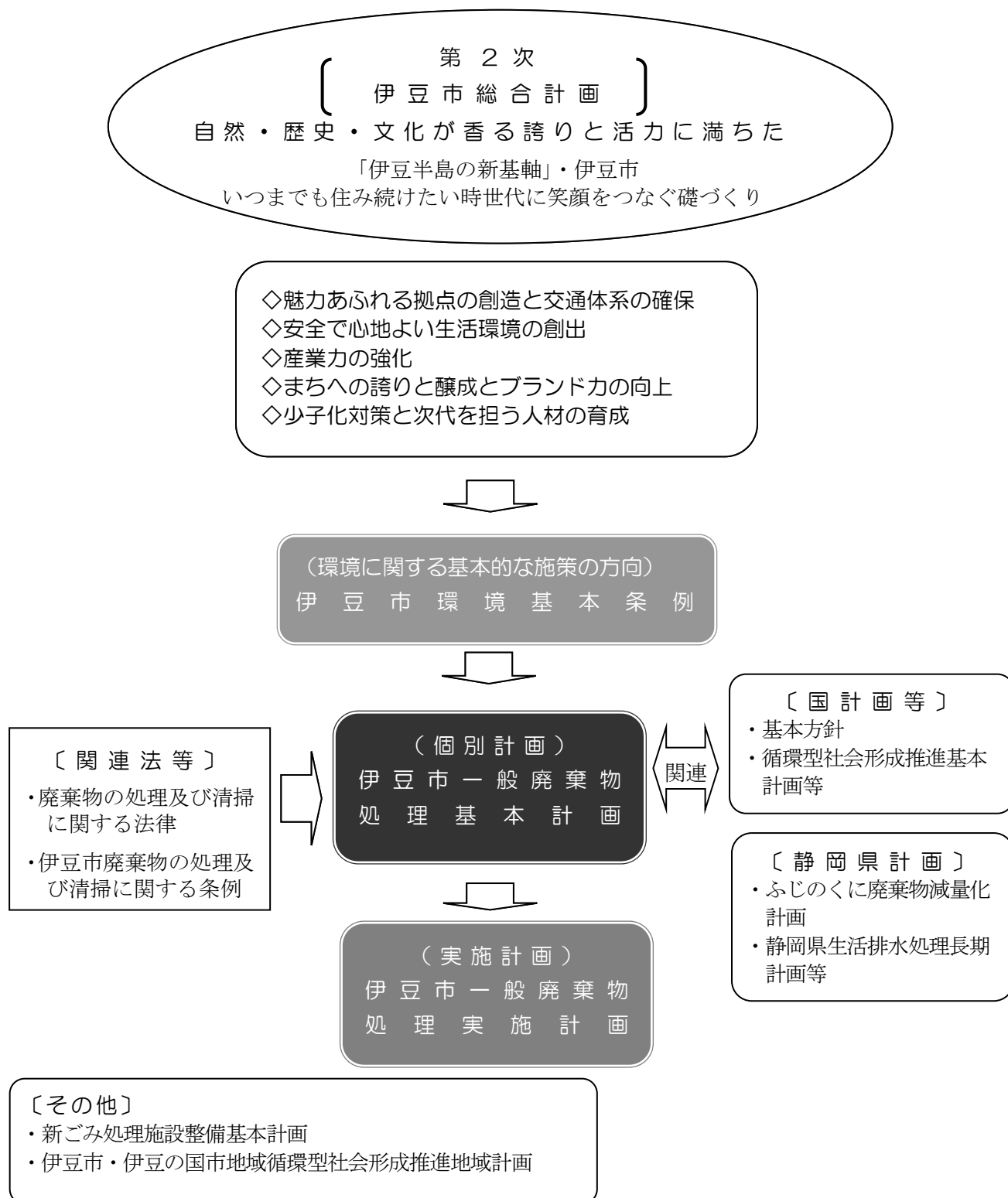
また、伊豆市の再重要課題であった、伊豆の国市との廃棄物焼却施設の広域化について目途が立ち、平成34年稼働を目標に伊豆市佐野地区に新焼却施設の整備に向けて動き出すことになりました。新焼却施設の整理統合が進むことで排出ガスが削減されダイオキシン類の発生の抑制やごみ処理の効率化が図られることとなります。

水環境については、伊豆市清掃センターにあった、し尿処理施設と土肥地区にあった土肥衛生プラントを統合し、平成27年度から伊豆市汚泥再生センター(伊豆市田代地区)が稼働しています。より安全な水環境を提供するため、下水道等及び合併処理浄化槽の整備、普及を関係機関と連携して、生活排水処理率の向上に努めます。以上のような課題を考慮し、本計画の見直しを行うものです。



## 1-2 計画の位置づけ

本計画の位置づけを示します。



本市は、天城山系や駿河湾、狩野川など豊かな自然資源を背景とし、歴史ある温泉や清流を活かした観光交流産業ならびに農林水産業を中心として発展してきた、修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町の4町が合併し、平成16年4月に誕生しました。

この市制施行にあわせ、平成18年度から平成27年度を計画期間とする「第1次伊豆市総合計画」を策定し、基本構想に掲げた将来像「人あったか・まちいきいき・自然つやつや 伊豆市」と定め、その実現に取り組んできました。

この間、少子高齢化のさらなる進行、経済のグローバル化、長引く景気の低迷など、地方自治体の運営を取り巻く環境は、大きく変化し、更に平成23年3月に発生した東日本大震災や平成27年9月の関東、東北豪雨、平成28年4月に発生した熊本地震は、災害に対する危機管理の重要性を考える新たな視点によるまちづくりの必要性を認識させられるものとなりました。

平成28年3月には「第2次伊豆市総合計画」（以下「総合計画」という）が策定され従来の行政の掌握事項の全てを網羅的に位置づけるのではなく、今後重点的に取り組むべき施策を明らかにした戦略性のある総合計画となりました。総合計画では、生活環境の整備については、1人1日あたりのごみの排出量を940gにすること、污水处理人口普及率を76.3%することなど具体的な数値目標を掲げました。

この目標は、伊豆市という自然豊かな環境のなかで、市民一人ひとりが協力・連携しながら、循環型社会の構築に寄与することで、次の世代に豊かな自然環境を引き継ぐことを目的に設定したものです。

以上のことから伊豆市一般廃棄物処理基本計画では、ごみを減量化するために具体的な処理方法、施策を示し数値目標を達成するために環境に配慮した廃棄物処理のあり方を具体化するための総合的な取組みを定めるものです。

## 1-3 計画の対象区域

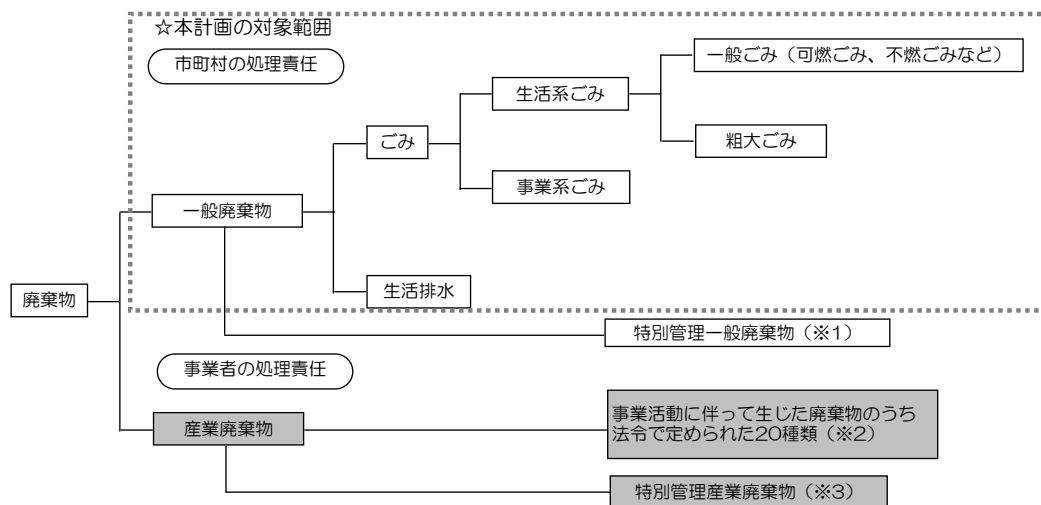
本計画の対象区域は、本市全域とします。

## 1-4 計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を含む「一般廃棄物」です。

対象とする廃棄物を、図1-4-1に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のものと、輸入された廃棄物のことを言います。

図1-4-1 対象とする廃棄物



※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(PCB使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物)

※2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉋さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の19種類と、産業廃棄物を処分するために処理したもので19種類の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固化物等)

※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等)

(資料：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法施行令第1条、第2条の4)

---

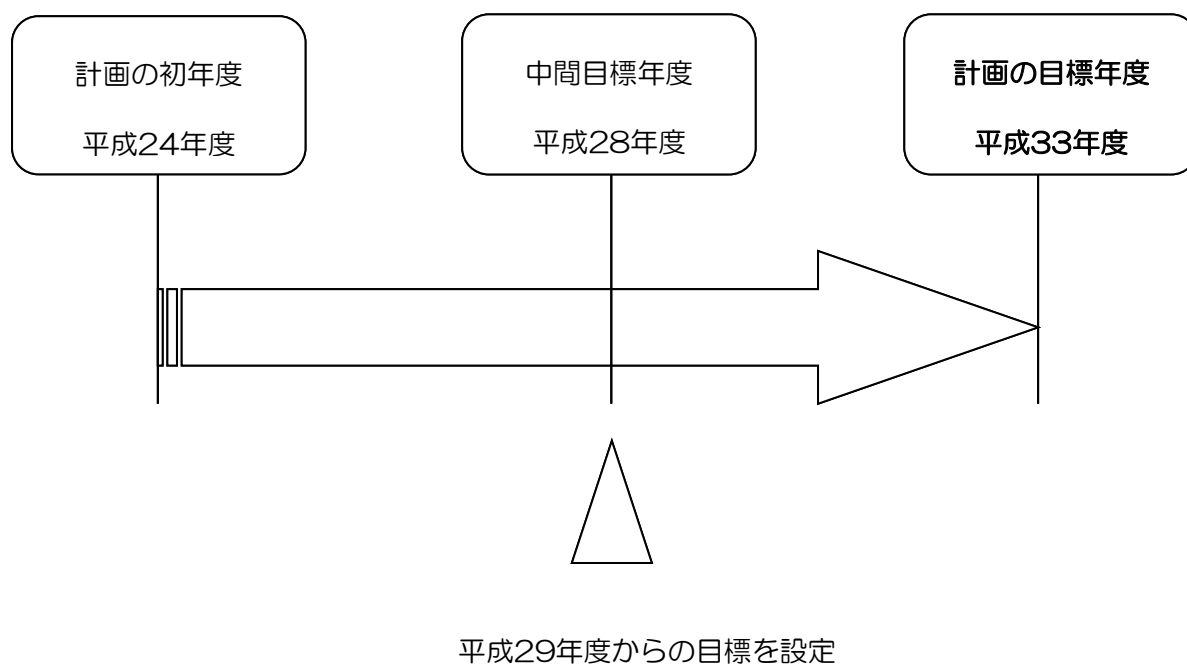
## 1-5 計画目標年度

---

本計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間の計画とします。

計画策定時から5年が経過したため、制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢の変化に伴い数値目標や重点施策などについて見直しを行います。

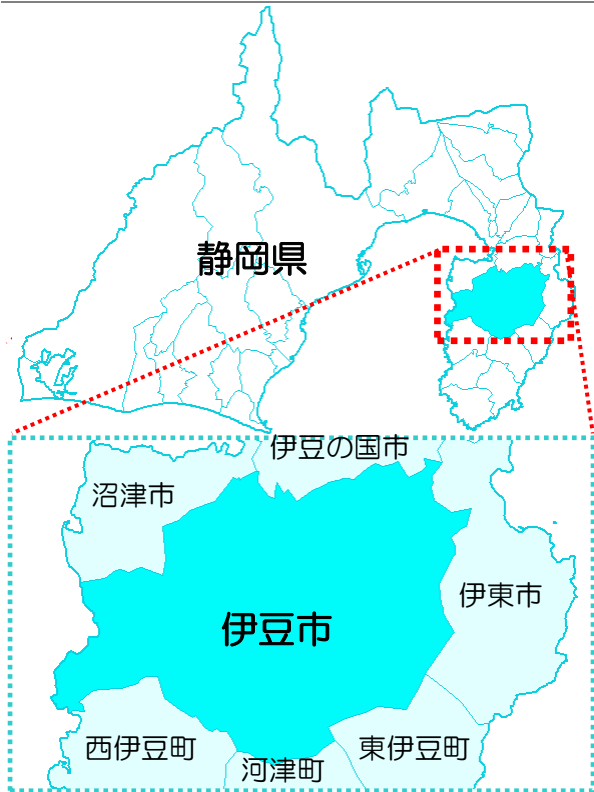
また、計画の推進を図るため、適宜各分野の状況を把握するとともに、時代に合った新たな対策を講じていきます。



## 第2章 市の概要

## 2-1 地域概要

### 2-1-1 位置・地形



本市は、伊豆半島の中央部に位置し、北は沼津市、伊豆の国市、東は、伊東市、南は、西伊豆町、河津町、東伊豆町に接しています。

直線距離で東京から約100km、静岡市から約60kmとなっています。豊かな自然環境に恵まれ、南側は天城山系の山並みに囲まれ、西側では青く澄んだ駿河湾に面しています。

中央部には天城山から発する狩野川が流れ、北部はその沖積層により形成された田方平野となって開けています。

東西約25km、南北約20km、面積は363.97km<sup>2</sup>で、静岡県の総面積7,779.46km<sup>2</sup>の4.7%を占

めています。地域の8割以上が山林で占められており、可住地面積は全体の17.3%となっています。

### 2-1-2 気候

伊豆市は、太平洋側の気候の影響から温暖な気候に恵まれ、年間を通じた平均気温は、15℃前後、山間部等の地域で降水量の多いところもありますが、全体としては穏やかで住みやすい気候です。

表2-1-1に気温・降雨量の推移を示します。

表 2-1-1 気温・降雨量の推移

年度	観測場所	気温 (°C)			降雨量 (mm)
		平均	最高	最低	
H25	湯ヶ島観測所	16.0	35.2	-0.2	2,755
	八幡雨量観測所	15.3	37.3	-5.7	1,918
H26	湯ヶ島観測所	15.7	33.0	-1.0	2,560※1
	八幡雨量観測所	14.7	34.2	-4.7	1,688※2
H27	湯ヶ島観測所	16.2	24.3	-1.0	3,179※3
	八幡雨量観測所	-	-	-	2,321※4

※1. 2. 3. 4計測機器に不具合があったため、一部欠測期間を含む。  
 ※八幡観測所はH27年度から降雨量のみ測定 (資料：伊豆市統計書 平成27年度)

### 2-1-3 人口

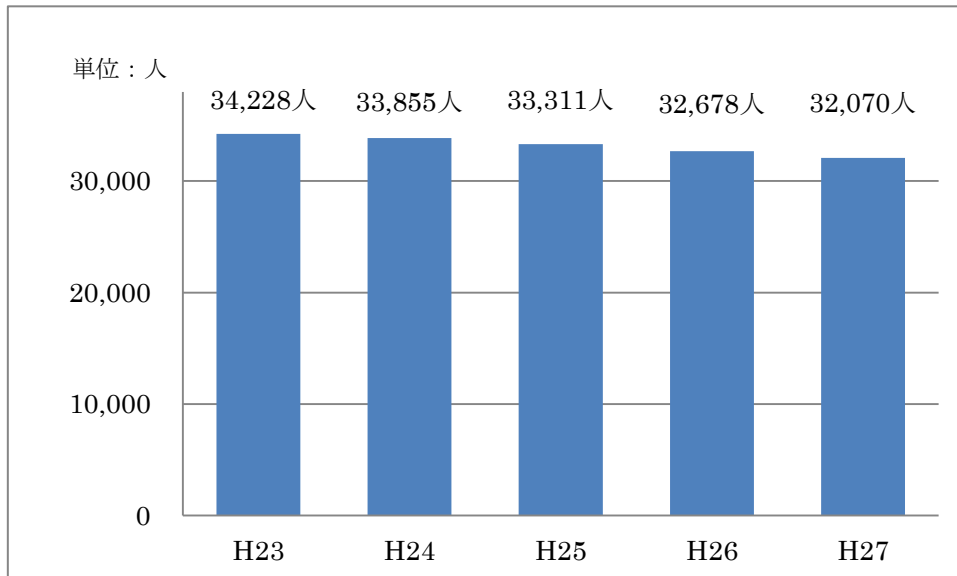
平成23年度から平成27年度の人口の推移を示すグラフを図2-1-2に、年齢別人口の推移を表2-1-2に、人口ピラミッドを図2-1-3に示します。

本市の人口は平成23年度をピークに減少しています。平成16年度の伊豆市合併時の人口37,869人と比較しても長期に渡り人口が減少し続けていることがわかります。

少子高齢化が進んでおり、平成22年度の国勢調査では、14歳以下の人口割合は、12.3%、65歳以上の人口割合は28.0%となっています。

男女別年齢別構成では、男女とも60～64歳が最も多く、次いで男性は50～54歳、女性は、65～69歳が多くなっています。

図2-1-2 人口の推移



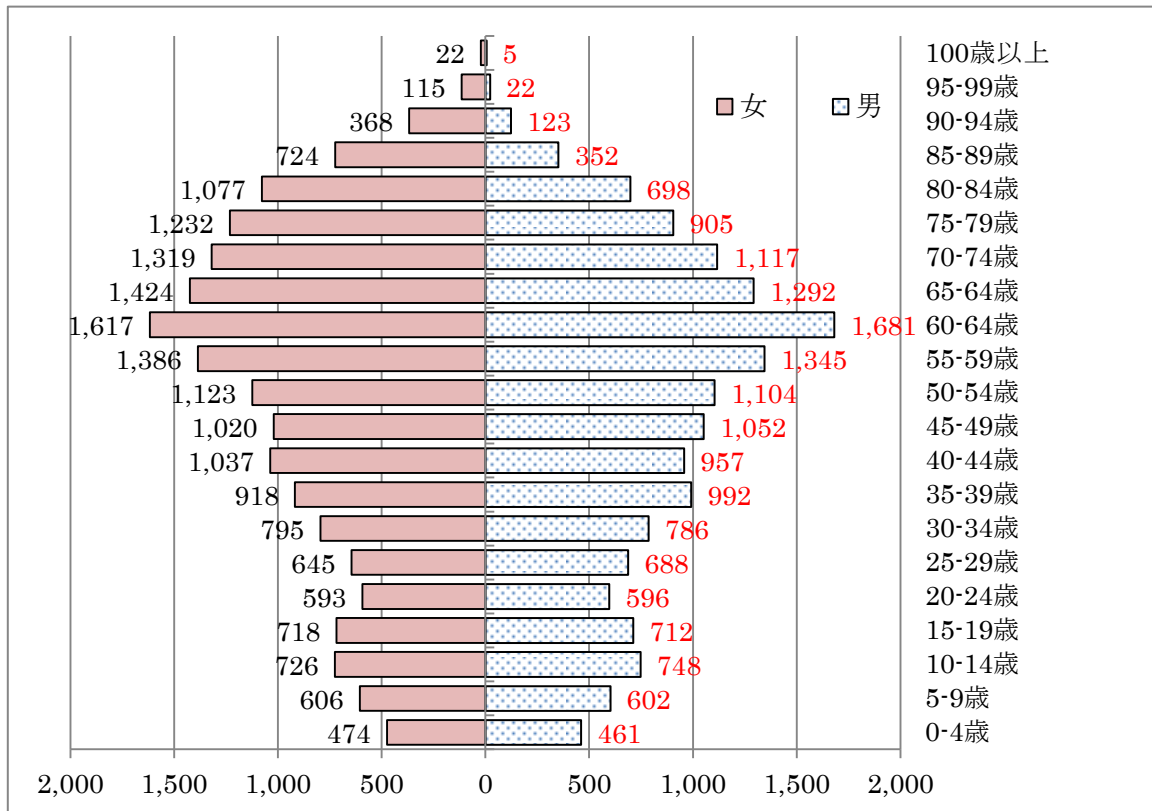
(資料：伊豆市住民基本台帳年度末人口)

表 2-1-2 年齢別人口の推移

年	総人口 [人]	年少人口[人]		生産年齢人口[人]		老年人口[人]	
		0~14歳		15~64歳		65歳以上	
H7	39,426	5,900	15.0%	25,325	64.2%	8,200	20.8%
H12	38,581	5,275	13.7%	23,749	61.6%	9,557	24.8%
H17	36,627	4,513	12.3%	21,860	59.7%	10,254	28.0%
H22	34,202	3,617	10.6%	19,765	57.8%	10,795	31.6%

(資料：平成22年度国勢調査)

図 2-1-3 人口ピラミッド



※合計34,202人 (資料：平成22年度国勢調査22-21)

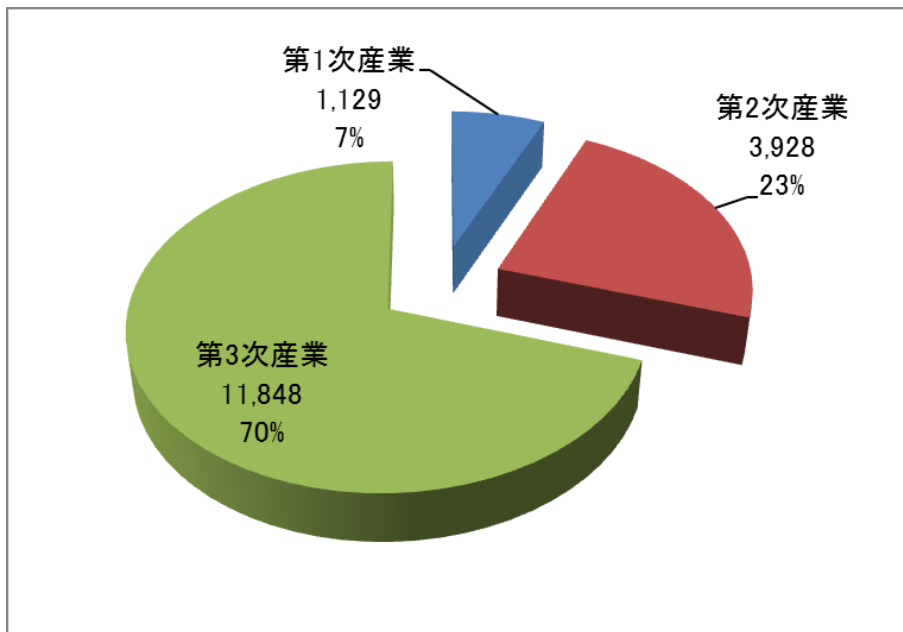


## 2-1-4 産業別就業人口

平成22年の産業別就業人口（大分類）の調査結果を図2-1-4に示します。

就業者人口の構成は第1次産業7%、第2次産業23%、第3次産業70%となっています。第3次産業の内訳をみると、宿泊業、飲食サービス業(22%)卸・小売業(21%)医療・福祉(17%)の順に就業者が多くなっています。

図2-1-4 産業別就業人口(大分類)



(資料：平成22年度国勢調査 分類不能人口を除く)

- ※1 第1次産業:農業、林業等
- ※2 第2次産業:製造業、建設業
- ※3 第3次産業:小売、サービス業等

## 2-1-5 土地利用

本市の土地利用状況を表2-1-3に示します。

表 2-1-3 土地利用状況

年度	総数	宅地	田	畑	山林	原野	その他
H26	363.97 k m <sup>2</sup> 100%	8.67 k m <sup>2</sup> 2%	9.09 k m <sup>2</sup> 2%	7.48 k m <sup>2</sup> 2%	247.09 k m <sup>2</sup> 68%	27.50 k m <sup>2</sup> 8%	64.14 k m <sup>2</sup> 18%
H27	363.97 k m <sup>2</sup> 100%	8.73 k m <sup>2</sup> 2%	9.09 k m <sup>2</sup> 2%	7.47 k m <sup>2</sup> 2%	247.07 k m <sup>2</sup> 68%	27.45 k m <sup>2</sup> 8%	64.16 k m <sup>2</sup> 18%

(資料：伊豆市統計書 平成26・27年度版より)

## 2-1-6 水環境、水質保全に関する状況

### 1) 類型指定の状況

本市を流れる狩野川水域の環境基準の類型指定の状況を表2-1-4に示します。狩野川上流（瑞祥橋から上流）はAA類型の指定を、狩野川中流（瑞祥橋から神島橋まで）はA類型の指定を受けています。

表 2-1-4 河川の類型指定状況

水 域	範 囲	類 型
狩野川水域	瑞祥橋から上流	AA
狩野川水域	瑞祥橋から神島橋まで	A

本市の河川水質の採水場所を図2-1-5に示します。また河川水質の状況を表2-1-5に示します。

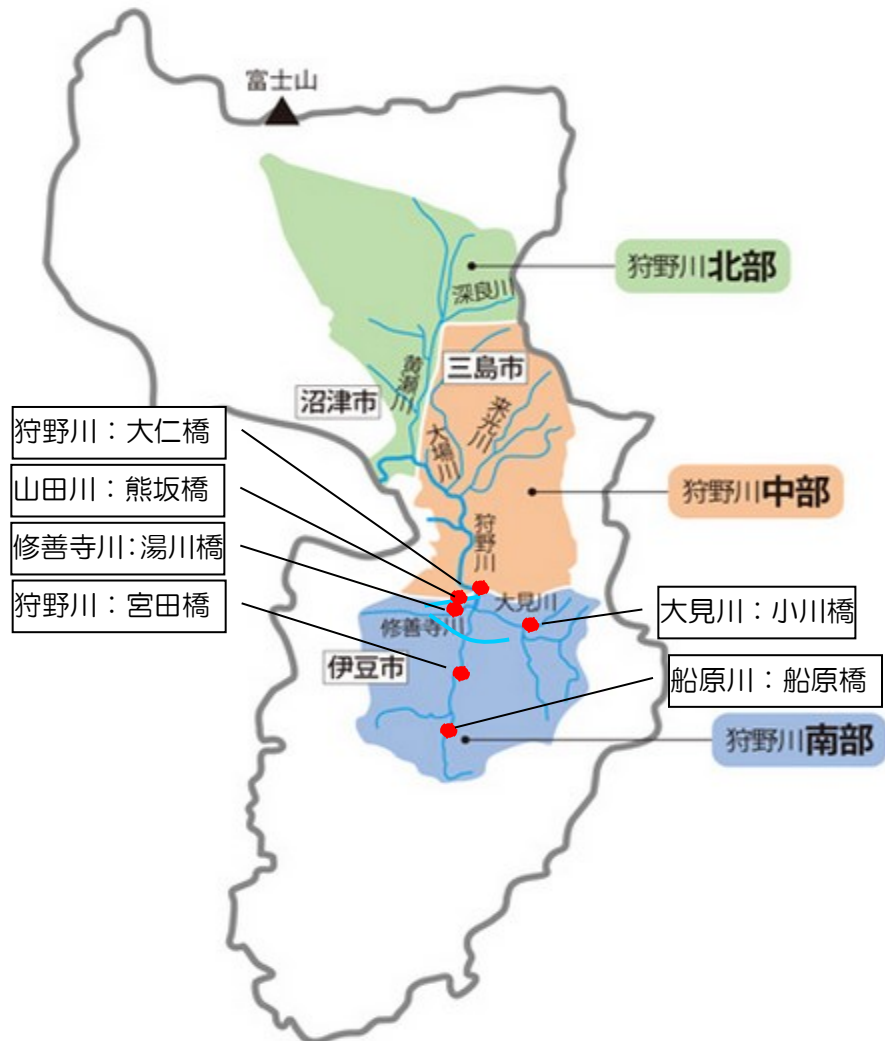


図2-1-5河川水質の採水場所

表 2-1-5 本市の河川水質の状況（全て類型：A）

河川名	採水場所	項目	単位	H23	H24	H25	H26	H27
山田川	熊坂橋	水素イオン濃度 (pH)		7.4	7.2	7.0	7.7	7.8
		浮遊物質 (SS)	mg/L	2	3	1	1 未満	3
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.1	1.2	1.3	1.3	1.5
		大腸菌群数	MPN/100mL	3,300	2,400	1,300	790	3,500
		溶存酸素量 (DO)	mg/L	9.3	11.1	10.2	13.8	11.7
狩野川	大仁橋	水素イオン濃度 (pH)		7.5	7.3	7.0	7.8	7.6
		浮遊物質 (SS)	mg/L	1 未満	1 未満	1	2	4
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.3	1.6	1.3	1.8	1.6
		化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	-	1.5	1.1	0.6	1.1
		大腸菌群数	MPN/100mL	13000	330	1,300	1,300	490
大見川	小川橋	水素イオン濃度 (pH)		7.3	7.2	7.0	7.8	7.6
		浮遊物質 (SS)	mg/L	1	2	2	1 未満	2
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	0.7	1.3	1.4	1.3	1.6
		大腸菌群数	MPN/100mL	3300	790	790	790	3,500
		溶存酸素量 (DO)	mg/L	9.7	10.9	10.4	12.9	10.5
修善寺川	湯川橋	水素イオン濃度 (pH)		7.4	7.2	7.1	7.7	7.6
		浮遊物質 (SS)	mg/L	1 以下	2.0	2	1 未満	1
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.3	1.4	1.7	1.2	1.4
		大腸菌群数	MPN/100mL	790	330	2,400	1,300	1,700
		溶存酸素量 (DO)	mg/L	9.8	11.5	10.2	12.3	11.8
狩野川	宮田橋	水素イオン濃度 (pH)		7.4	7.3	7.1	7.7	7.6
		浮遊物質 (SS)	mg/L	1 未満	1	1	8	3
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	0.8	1.5	1.5	1.3	1.4
		大腸菌群数	MPN/100mL	3300	1,300	1,300	1,300	700
		溶存酸素量 (DO)	mg/L	9.8	11.3	10.3	12.7	11.7
船原川	船原橋	水素イオン濃度 (pH)		7.4	7.3	7.2	7.8	7.7
		浮遊物質 (SS)	mg/L	2	3	2	72	9
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	0.8	1.4	1.0	1.7	1.4
		大腸菌群数	MPN/100mL	790	790	2,400	1,300	1,100
		溶存酸素量 (DO)	mg/L	9.9	11.0	10.3	12.8	11.8

(資料：伊豆市環境衛生課)

生活環境に係る環境基準（河川）（生活環境項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1 基準値は、日間平均値とする。						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/・以上とする。						

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
  - 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  - 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
  - 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
  - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(資料：水質汚濁に係る環境基準について・昭和46年環境庁告示第59号)

本市の海域水質の状況を表2-1-6に、伊豆市の水浴場水質判定基準を表2-1-7に示します。また、環境基準を表2-1-8、表2-1-9に示します。

表 2-1-6 海域水質の状況

海岸名	類型	項目	単位	H23	H24	H25	H26	H27	環境基準
土肥海水浴場	水質 A	大腸菌群数	個/100mL	不検出	不検出	不検出	3	不検出	100 個/100ml
		油膜の有無		なし	なし	なし	なし	なし	認められない
		化学的酸素要求量 (COD)	mg/ l	1.8	0.7	0.6	1.2	0.6	2mg/ l 以下
		透明度		>1	>1	>1	>1	>1	全透 (1m 以上)
		判定結果		AA	AA	AA	A	AA	
小土肥海水浴場	水質 A	大腸菌群数	個/100mL	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	100 個/100ml
		油膜の有無		なし	なし	なし	なし	なし	認められない
		化学的酸素要求量 (COD)	mg/ l	1.8	0.6	0.6	1.1	0.8	2mg/l 以下
		透明度		>1	>1	>1	>1	>1	全透 (1m 以上)
		判定結果		AA	AA	AA	AA	AA	

(資料：伊豆市環境衛生課)

表 2-1-7 水浴場水質判定基準

区分	項目	ふん便性 大腸菌群数	油膜の有無	化学的酸素要求量 (COD)	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界 2 個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l 以下 (湖沼は 3mg/l 以下)	全透(1m 以上)
	水質 A	100 個/100ml 以下	油膜が認められない	2mg/l 以下 (湖沼は 3mg/l 以下)	全透(1m 以上)
可	水質 B	400 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/l 以下	1m 未満～50cm 以上
	水質 C	1,00 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/l 以下	1m 未満～50cm 以上
不適		1,000 個/100ml を 超えるもの	常時は油膜が認められない	8mg/l 超	50cm 未満

(資料：伊豆市環境衛生課)

表 2-1-8 生活環境に係る環境基準 [海域 (その1)]

項目 類型	利用目的の適応性	基準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと
B	水産2級工業用水 及びC以下の欄に掲げるもの	7.3以上 8.3以下	3mg/L以下	5 mg/L以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2 mg/L以上	—	検出されないこと

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。  
 2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。  
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用。  
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。

(資料：水質汚濁に係る環境基準について・昭和46年環境庁告示第59号)

表 2-1-9 生活環境に係る環境基準 [海域 (その2)]

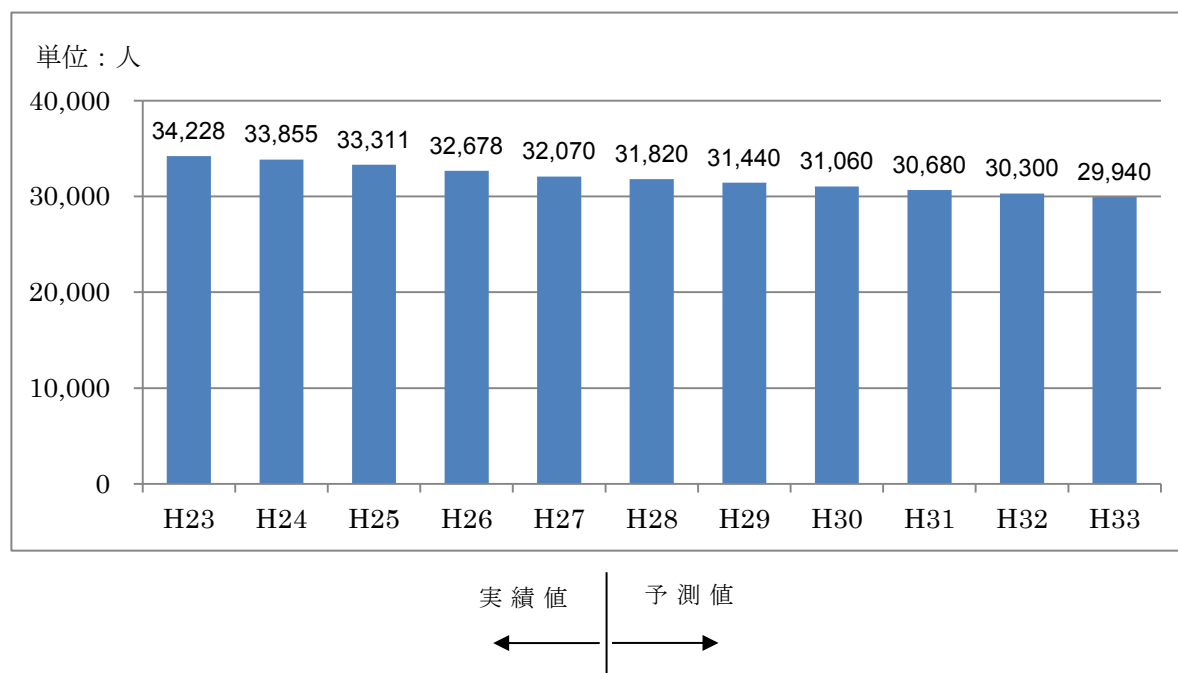
項目 類型	利用目的の適応性	基準 値	
		全窒素 (T-N)	全リン (T-P)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIV以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。  
 2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランスよく、かつ安定して漁獲される。  
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。  
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。  
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。

(資料：水質汚濁に係る環境基準について・昭和46年環境庁告示第59号)

## 2-2 将来人口

本市の将来人口は、「伊豆市まち・人・しごと創生ビジョン」から引用し、平成33年度の人口を29,940人に設定します。



※実績値、住民基本台帳に基づく各年度末日の人口(外国人含む)

※予測値、「伊豆市まち・人・しごと創生人口ビジョン」より





## 第3章 ごみ処理基本計画

# 3-1 ごみを取り巻く社会情勢

## 3-1-1 関係法令

### 1) 関係法令の概要

平成13年1月「循環型社会形成推進基本法」が制定され、これを契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。

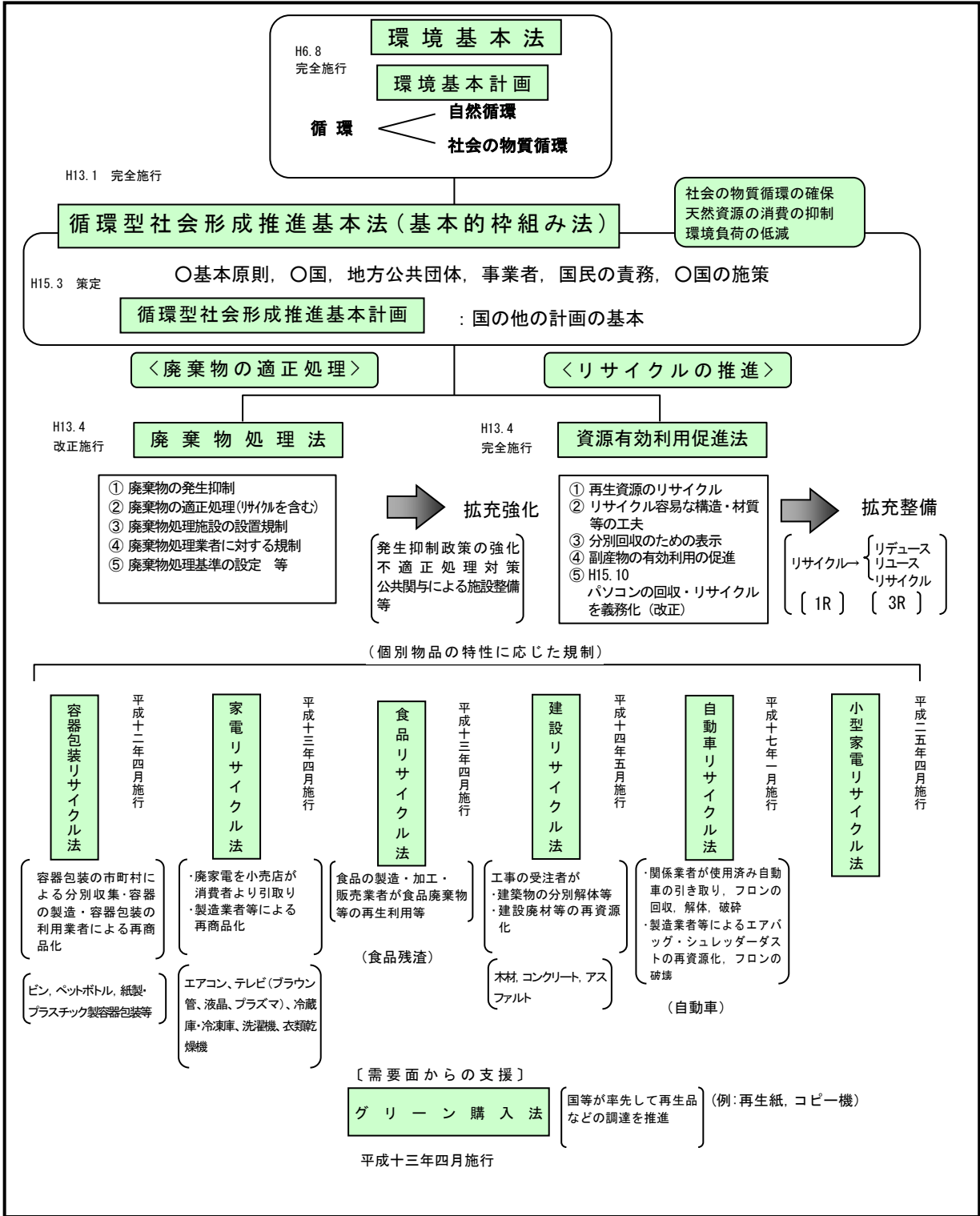
関連法の概要を表3-1-1に示します。

表 3-1-1 関連法の概要

年 月	関 連 法	概 要
H 6. 8	環境基本法完全施行 (環境全般)	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
H12. 4	容器包装リサイクル法完全施行	一般家庭から排出されるゴミの容積比で6割、重量比で2~3割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
H13. 1	循環型社会形成推進基本法施行(循環型社会形成)	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
H13. 4	家電リサイクル法完全施行(家電品)	平成13年4月以降、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。
	資源有効利用促進法完全施行(各種製品、パソコン等)	10業種・69品目(一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー)を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成13年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法完全施行(自治体の調達品)	国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
H13. 5	食品リサイクル法完全施行(食品残渣)	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進しています。
H14. 5	建設リサイクル法完全施行(建設廃棄物)	建築物を解体する際に廃棄物(コンクリート、アスファルト、木材)を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
H17. 1	自動車リサイクル法完全施行(自動車)	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金(フロン類、エアバッグ類、シュレッターダストのリサイクル)を負担することが義務付けられています。
H25. 4	小型家電リサイクル法施行	使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とする。(使用済み小型電子機器等の再資源化を促進する。)

## 2) 関係法令の体系

循環型社会形成のための法体系図を図3-1-1に示します。



3-1-1 循環型社会形成のための法体系図

### 3) 国の方針、県の計画など

廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。表3-1-2に廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過を示します。

表 3-1-2 廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成13年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(国)
平成15年 3月	循環型社会形成推進基本計画(国)
平成17年 4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入(国)
平成17年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正(国)
平成18年 3月	静岡県循環型社会形成計画(県)
平成20年 3月	循環型社会形成推進基本計画改定(国)
平成22年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正(国)
平成23年 3月	ふじのくに廃棄物減量化計画(第2次静岡県循環型社会形成計画)(県)
平成28年1月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正(国)
平成28年3月	ふじのくに廃棄物減量化計画(第3静岡県循環型社会形成計画)(県)

### 4) 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例

本条例は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づき、市が行う廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定め、平成16年4月1日に施行されました。

### 3-1-2 国、県の達成目標

#### 1) 国の達成目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年1月21日改正)」を定めています。

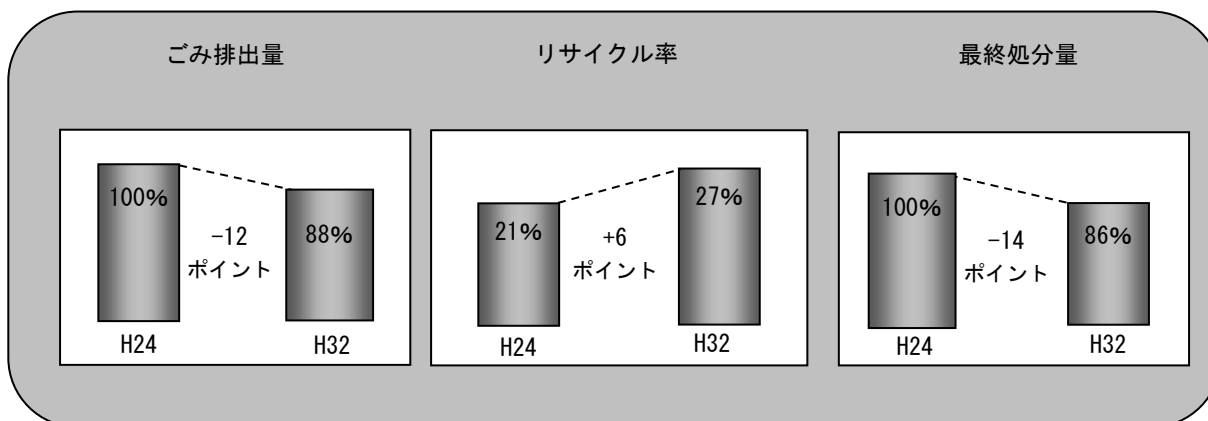
この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。

国の数値目標を表3-1-3、図3-1-2に示します。

表 3-1-3 国の数値目標

項目	目標
排出量	平成24年度に対し、平成32年までに12%削減 (人1日に排出するごみの排出量を32年までに890g) ※( )は第3次静岡県循環型社会形成計画より参考値
リサイクル率	平成24年度に対し、平成32年度までに約27%に増加
最終処分量	平成24年度に対し、平成32年度までに約14%削減

図 3-1-2 国の数値目標



## 2) 県の達成目標

静岡県では、『第3次静岡県循環型社会形成計画(平成28年3月)』を制定し、循環型社会の形成のために、廃棄物の減量その他その適正処理に関する具体的な目標や方策などについて定めています。

同計画では、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量等の目標が定められています。県の数値目標を表3-1-4に示します。

第3次計画の基本方針	
基本方針①	循環資源の3Rの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民参加による2R(発生抑制・再使用)の推進</li> <li>・ 良質なりサイクルの推進</li> <li>・ エネルギー回収の促進</li> </ul>
基本方針②	廃棄物適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者指導の強化</li> <li>・ 適正処理推進体制の充実</li> <li>・ 有害処理を含む廃棄物等の適正処理の推進</li> <li>・ 不法投棄対策の推進</li> <li>・ 不用品回収業者対策の強化</li> <li>・ 災害廃棄物の適正処理の推進</li> </ul>
基本方針③	循環型社会を担う基礎づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境教育等の推進</li> <li>・ 海岸漂着物等対策の推進</li> <li>・ 環境ビジネスの推進</li> </ul>

表3-1-4 県の数値目標

区分	目 標
1人1日当たりの排出量 g/人・日(外国人含む)	平成32年度 目標値 815g/人・日 ※平成25年度、実績値(917g/人・日)から10%削減+10g
最終処分率 排出量に対する最終処分量の割合	平成32年度 目標値4.2% ※平成12~25年までの対前年比平均減少率(0.943)を維持する。 ※最終処分量は経済動向や人口の影響を受けやすい傾向があるため、量にかかわらず再資源化の取り組みが図られる質的視点として「最終処分率」を目標指標とする。

## 3-2 ごみ処理の状況

### 3-2-1 家庭系ごみの分別区分

本市の家庭系ごみの分別区分を表 3-2-1 に示します。

表 3-2-1 家庭系ごみの分別区分

分別区分		ごみの種類	
燃やせるごみ		食品残渣、紙くず（再生利用できない紙類）、紙おむつ、ぬいぐるみ、草、布類、靴類 等	
資源ごみ	古紙類	ダンボール、新聞・チラシ、雑誌、紙製容器包装、飲料用紙パック	
	プラスチック類	プラスチック製容器包装	○商品の容器や包装に使われているプラスチック製品等 ○ポリ袋、色付トレイ、カップ・容器類、ボトル、キャップ類、レジ袋、チューブ類 等
		プラスチック製品	歯ブラシ、プラスチックスプーン、ストロー、カセット、ビデオテープ、緩衝材、結束バンド類 等
		ペットボトル	飲料用・醤油・醤油加工品・みりん風調味料・食酢等 ※PETマークがあるもの
		発泡スチロール、白色トレイ	発泡スチロール（色付を含む）、白色のトレイ類 等
	缶類	スチール缶、アルミ缶、スプレー缶 等	
	缶以外の金属	家電製品類（粗大ごみ以外のもの）、金属類（粗大ごみ以外の金属製品類）等	
	びん類	無色、茶色、その他	
	蛍光灯・電球	蛍光灯、電球	
	乾電池	乾電池	
廃食油	植物性のみ		
衣類	衣類全般、下着類、タオル、ネクタイ等 ※拠点回収		
びん以外（陶磁器・ガラスなどの燃やせないごみ）		陶磁器類、ガラス類、化粧品のビン、植木鉢、鏡 等	
粗大ごみ 縦横高さの一边が50cm以上のもの		○ 家電製品類 （電子レンジ、食器乾燥機、ファンヒーター、電気こたつ、ステレオセット、その他） ○ 金属製品類 （スチール製棚、ロッカー、机、ガステーブル、その他） ○ 布団、毛布等（50cm以上のもの） ※粗大ごみは直接リサイクルセンターに持ち込むか戸別収集サービスを利用する。	
剪定枝		ごみ集積所に排出できる基準 長さ50cm以内で太さ5cm以下のもので、1束の大きさ直径40cm以内の剪定枝	

### 3-2-2 家庭系ごみの排出方法

1) 本市の家庭系ごみの排出方法を表 3-2-1 に示します。

表 3-2-2 家庭系ごみの排出方法

分別区分		排出方法	排出容器	
燃やせるごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の指定ごみ袋に名前を記入し、家庭ごみ集積所に排出する</li> <li>・指定ごみ袋の上部を必ず縛る</li> <li>・生ごみは、十分水切りをする</li> </ul>	市の指定ごみ袋	
資源ごみ	古紙類	紙類は種類ごとに紙ひもで束ねて、家庭ごみ集積所に排出する（ダンボール、新聞・チラシ、雑誌、紙製容器包装、飲料用紙パック）	なし	
	プラスチック類	プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れを落として家庭ごみ集積所のネットへ排出する</li> <li>・汚れの落ちない調味料等の袋類やラップは燃やせるごみへ排出する</li> </ul>	集積所のネット
		プラスチック製品	・汚れを落としてから、家庭ごみ集積所のネットに排出する	集積所のネット
		ペットボトル	「PET」識別マークが目印です。キャップ、ラベル、シールなどを外し、中を洗ってから、家庭ごみ集積所のネットに排出する	集積所のネット
		発泡スチロール、白色トレイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きれいに洗い家庭ごみ集積所のネットへ排出する</li> <li>・色付き発泡スチロールも排出可能</li> <li>・色付きのトレイは、プラスチック容器包装へ排出する</li> </ul>	集積所のネット
	缶類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中身を出し、中を水洗いしてから、家庭ごみ集積所のコンテナに排出する</li> <li>・スプレー缶は、中身を完全に使い切り、キャップや押しボタンを外し、家庭ごみ集積所のコンテナに排出する</li> </ul>	集積所のコンテナ	
	缶以外の金属	汚れを落としてから、家庭ごみ集積所のコンテナに排出する（1辺が50cm以下であること。）	集積所のコンテナ	
	びん類	中を水洗いしてからキャップを取り除き、色分けをして、家庭ごみ集積所のコンテナに排出する	集積所のコンテナ	
	蛍光灯・電球	家庭ごみ集積所の一斗缶又はコンテナに排出	集積所の一斗缶又はコンテナ	
	乾電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみ集積所の一斗缶又はコンテナに排出する</li> <li>・ボタン電池・充電式電池は処理困難物（販売店による回収ルートで集められリサイクルされています。）</li> </ul>	集積所の一斗缶又はコンテナ	
廃食用油	・家庭で使用した食用油（植物性油）を4リットル以下のペットボトルに入れてスクリュウキャップを閉めて、家庭ごみ集積所のコンテナに排出する	集積所のコンテナ		
ビン以外（陶磁器・ガラスなどの燃やせないごみ）		・汚れを落としてから、家庭ごみ集積所のコンテナに排出する	集積所のコンテナ	
粗大ごみ		・1辺が50cm以上のごみ粗大ごみとする。ごみ処理券を貼り直接、処理施設に搬入するか、戸別収集を申請する。（家電4品目は対象外）	直接搬入 戸別収集	
剪定枝		「長さ50cm・太さ5cm・束の大きさ直径40cm以内」に束ね剪定枝にごみ処理券（1束ごと30円）を貼る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集積所</li> <li>・直接搬入</li> </ul>	



2) 本市の衣類の拠点回収場所を表 3-2-3 に示します。

表 3-2-3 拠点回収場所

分別区分	排出方法	排出容器
衣類	袋に入れて紐で縛ってから市内に4箇所ある回収ボックスに排出する。 (回収場所) ・伊豆市清掃センター ・伊豆市役所 中伊豆支所ロビー ・伊豆市役所 天城支所ロビー ・伊豆市役所 土肥支所駐車場	市内4箇所に設置する回収ボックス

3) 本市の粗大ごみの搬出に係る処理料金を表 3-2-4 に示します。

表 3-2-4 拠点回収場所

粗大ごみの大きさ	排出方法	排出場所
一辺の長さが50cm以上 150cm以下	戸別収集の申請又は処理施設へ直接搬入する (処理料金) ・戸別収集 200円/点 ・直接搬入 100円/点	家庭又は処理施設
一辺の長さが150cm以上 250cm以下	戸別収集の申請又は処理施設へ直接搬入する (処理料金) ・戸別収集 400円/点 ・直接搬入 200円/点	家庭又は処理施設
一辺の長さが250cm以上 350cm以下	戸別収集の申請又は処理施設へ直接搬入する (処理料金) ・戸別収集 800円/点 ・直接搬入 400円/点	家庭又は処理施設
一辺が350cmを超えるもの	戸別収集の申請又は処理施設へ直接搬入する (処理料金) ・戸別収集 1,600円/点 ・直接搬入 800円/点	家庭又は処理施設

4) 本市の木質粗大ごみの搬入基準を表 3-2-5 に示します。

表 3-2-5 拠点回収場所

粗大ごみの大きさ	排出方法	排出場所
一辺が150cm以下の木質粗大ごみ 木製品、木柱等	一辺の長さを150cm以下にして車両にまとめて積載し、処理施設に直接搬入する。 (処理料金) 車両の積載量によりごみ処理料金を設定する。 積載量100kgごとに600円 ※例)軽トラックで搬入する場合は、積載量350kgで2,400円/台 ※積載量に定めがない車両は、定額1,200円/台	処理施設

5) 認定事業者のサービスを活用したパソコン等の処分方法を表 3-2-6 に示します。

表 3-2-6 拠点回収場所

分別項目	排出方法	排出場所
パソコン	<p>伊豆市とパソコンの処分について協定を締結している認定事業者が提供するサービスを利用する。 (手順)</p> <p>① 同社のホームページにて申し込み ② 回収日時が決定したら排出基準に基づきパソコンを段ボールに梱包する。 ③ 回収日に運送業者が家庭から回収</p> <p>排出基準 縦横高さ3辺の合計が140cm以下の段ボールにパソコンを入れて梱包</p>	家庭

※パソコンの処分は、パソコンメーカーの受付窓口から申し込みを行い処分することが基本ですが伊豆市と協定している民間事業者のサービスを活用することもできます。

6) 家電リサイクル法に基づく家電製品(義務外品)の処分方法を表 3-2-7 に示します。

表 3-2-7 拠点回収場所

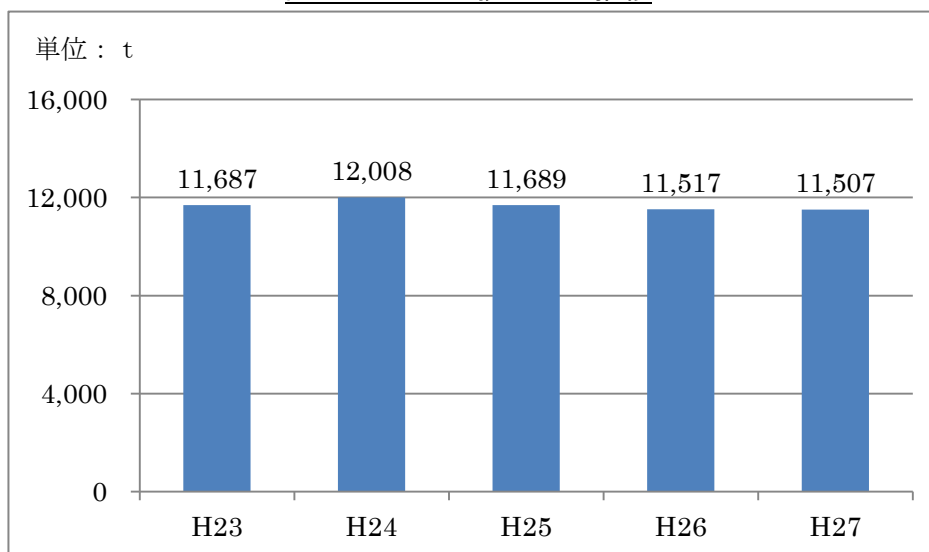
家電5品目	排出方法	排出場所
テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、乾燥機	<p>家電リサイクル法による電化製品の処分は、電気量販店などの購入先で引取りを依頼します。</p> <p>(義務外品) 買い替えでない、引っ越し等で購入した電気店が近くにない、不用品を運搬できない等の理由で処理ができない場合は、市内一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。 (許可業者が家庭に訪問し回収)</p>	家庭

### 3-2-3 ごみ排出量

#### 1) ごみ排出量の実績

本市の5年間のごみ総排出量は、増減はありますが5年間で180tの減少が見られます。年度では平成24年度の12,008tが最大値、平成27年度の11,507tが最小値となります。図3-2-1に、ごみ排出量の推移を示します。

図3-2-1 ごみ排出量の推移



(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査)

平成26年度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比及び1人1日の平均排出量（以下、「原単位<sup>※3</sup>」とう。）を図3-2-2に示します。本市の家庭系ごみと事業系ごみの構成比は、県平均及び国平均に比較して事業系ごみが7～9ポイント高くなっています。原単位についても事業系ごみの割合が県平均及び国平均より高い値となっています。家庭系ごみの原単位は県平均及び国平均よりも低い値となっています。

※1 生活系ごみ：市が定期収集するごみ及び集団回収により回収された資源ごみの総量

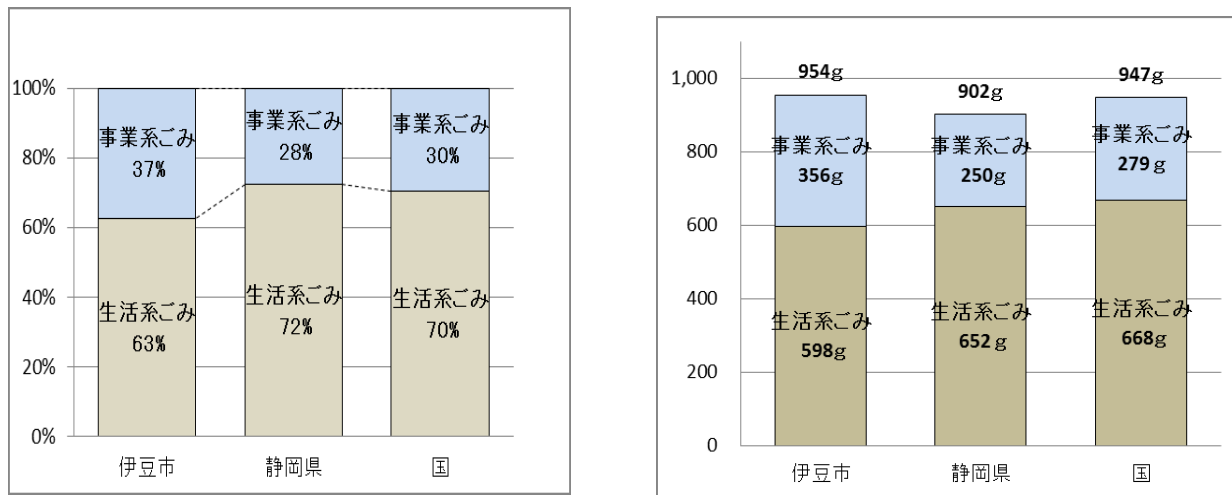
※2 事業系ごみ：事業者が直接自らあるいは許可業者に依頼して処理施設等に搬入したごみの総量

※3 原単位＝ごみ排出量÷行政区域内人口÷365日×1,000,000

【家庭系ごみと事業系ごみ構成比】

【家庭系ごみと事業系ごみの原単位】

図 3-2-2 家庭系ごみと事業系ごみ



(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査H26)

また、1事業所あたりのごみ排出量を表3-2-8に示します。

本市の1事業所あたりのごみ排出量は2,389 (kg/年) となっています。静岡県平均及び国平均を上回っており、県平均比で26%、国平均比で6%高い値となっています。

表 3-2-8 1事業所あたり排出量 (H26)

項目	区分	伊豆市	静岡県平均	国平均
事業所数	[事業所]	1,800	181,777	5,779,072
人口	[人]	33,069	3,789,470	128,181,4930
人口当たりの事業所数	[事業所/千人]	55	48	45
事業系ごみ排出量	[t]	4,300	345,290	13,074,764
1事業所あたり排出量	[kg/年]	2,389	1,900	2,262

事業所数は、総務省 平成26年経済センサス(民営事業所数)

人口は、H26環境省一般廃棄物処理実態調査

人口当たりの事業所数=事業所数(事業所)÷人口(千人)

県・国・市の事業系ごみ量は、H26環境省一般廃棄物処理実態調査

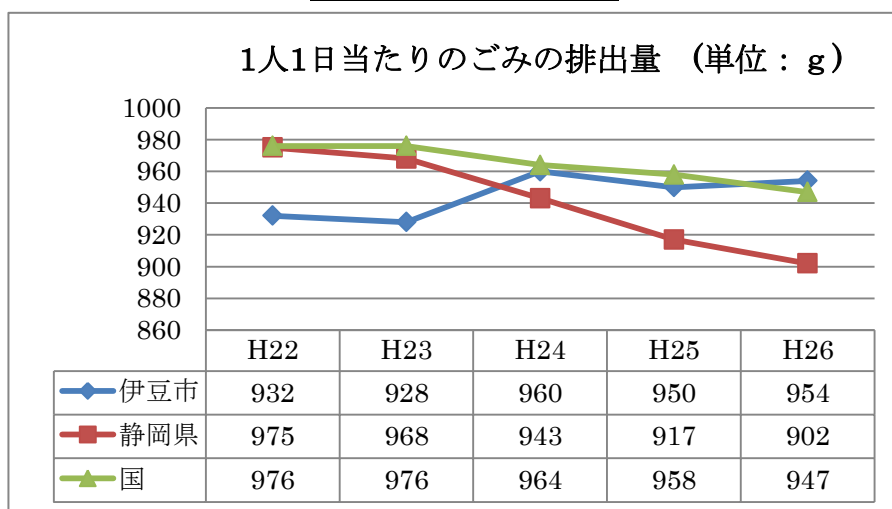
1事業所あたり排出量=事業系ごみ排出量(t)÷事業所数(事業所)×1,000

## 2) 1人1日平均排出量

本市の原単位は、平成22年度の932 (g/人・日) から増加傾向にあります。これは、総人口に対して人口が減少する割合が多いことが要因と思われます。国及び県では過去5年間推移で見ると減少傾向にあります。

本市の原単位(平成26年度)を国、県と比較すると国で7g、県で52gそれぞれ上回っています。図3-2-3に、原単位の推移を示します。

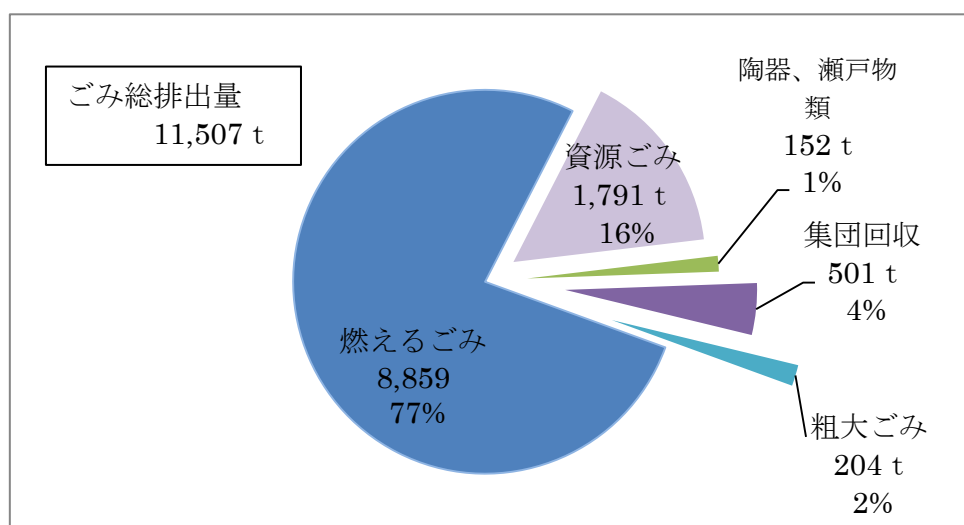
図3-2-3 原単位の推移



## 3) 種類別ごみ排出量の内訳

本市の平成27年度のごみ総排出量の内訳は、燃やせるごみが8,859t (77%)、次いで資源ごみが1,791t (16%)、集団回収が501t (4%)、陶器瀬戸物類(不燃ごみ)が152t (1%)、粗大ごみが204t (2%)となっています。図3-2-4にごみ排出量の内訳を示します。

図3-2-4 種類別ごみ排出量



(資料: H27環境省一般廃棄物処理実態調査)

### 3-2-4 資源化の実績

#### 1) 資源化量の推移

本市の資源化量は、平成23年度の2,657tが最大値となっています。平成27年度には2,329tになり、平成23年比で328t減少しています。

図3-2-5に資源化量の推移を、表3-2-9に資源化量の内訳を示します。

図3-2-5 資源化量の推移

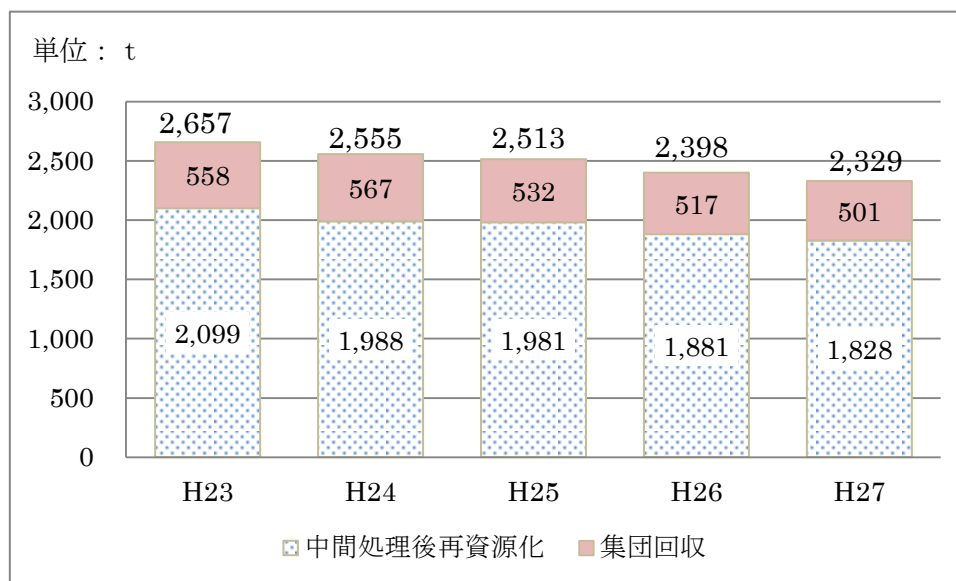


表3-2-9 資源化量の内訳

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	
	単位						
資源化量	t/年	2,657	2,555	2,513	2,398	2,329	
中間処理後資源化	中間処理後資源化	t/年	2,099	1,988	1,981	1,881	1,828
	粗大ごみ処理(缶選別・圧縮、 瓶類・瓶以外選別・保管)	t/年	613	584	621	575	612
	ストックヤード	t/年	973	916	863	827	761
	委託資源化施設	t/年	513	488	497	479	455
	集団回収	t/年	558	567	532	517	501
	古紙類	t/年	534	543	511	499	485
	古布	t/年	2	2	1	0	1
	金属類	t/年	14	13	14	5	12
	ガラス類	t/年	8	9	6	13	3
	その他	t/年	0	0	0	0	0

(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査)

## 2) リサイクル率の推移

本市の平成26年度のリサイクル率は20.82%、5年前と比べると1.58%減少が見られます。国、県のリサイクル率と平成26年の伊豆市の数値と比較すると、国0.23%、県0.33%をそれぞれ上回っています。

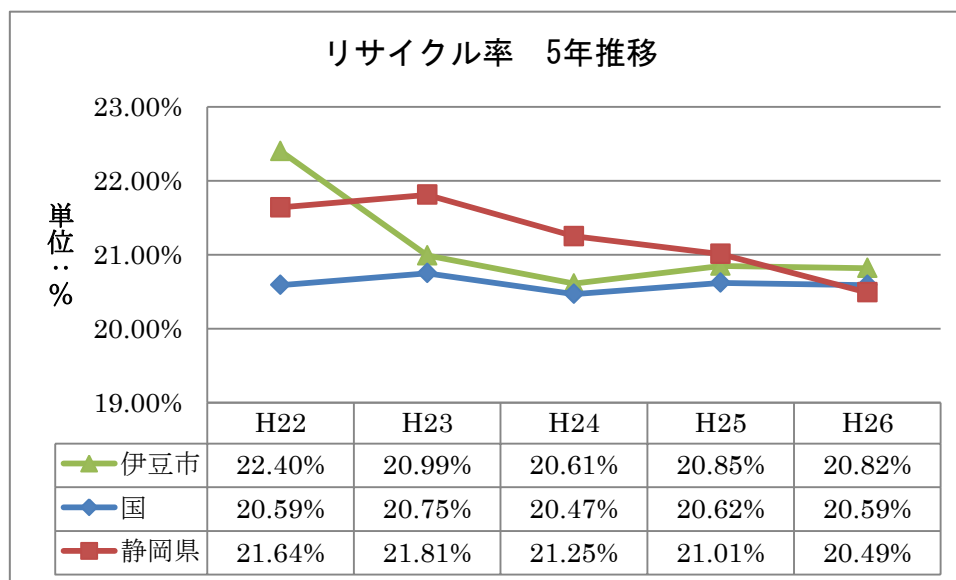


図 3-2-6 リサイクル率の国、県平均との比較

(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査)

※リサイクル率＝資源化量÷ごみ排出量

### 3-2-5 ごみ質分析結果

図3-2-7に伊豆市清掃センターのごみの種類組成を示します。

伊豆市清掃センターのごみの種類組成（平成23年度～平成27年度までの平均値）は、割合の多い順に「紙・衣類49.4%」、「厨芥物21.5%」、「合成樹脂（プラスチック）19.7%」、「木・竹等の草木系廃棄物6.7%」、「不燃雑厨芥類、その他3.1%」となっています。

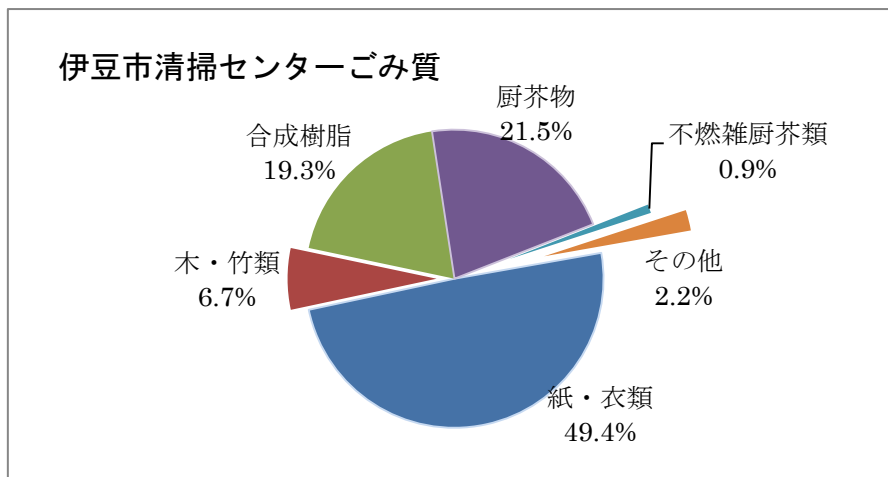


図3-2-7ごみの種類組成(乾燥重量比)

図3-2-8に土肥戸田衛生センターのごみの種類組成を示します。

土肥戸田衛生センターのごみの種類組成（平成23年度～平成27年度までの平均値）は、割合の多い順に「紙・衣類36.5%」、「厨芥物38.7%」、「合成樹脂（プラスチック）16.0%」、「木・竹類4.1%」、「不燃雑厨芥類・その他4.7%」となっています。

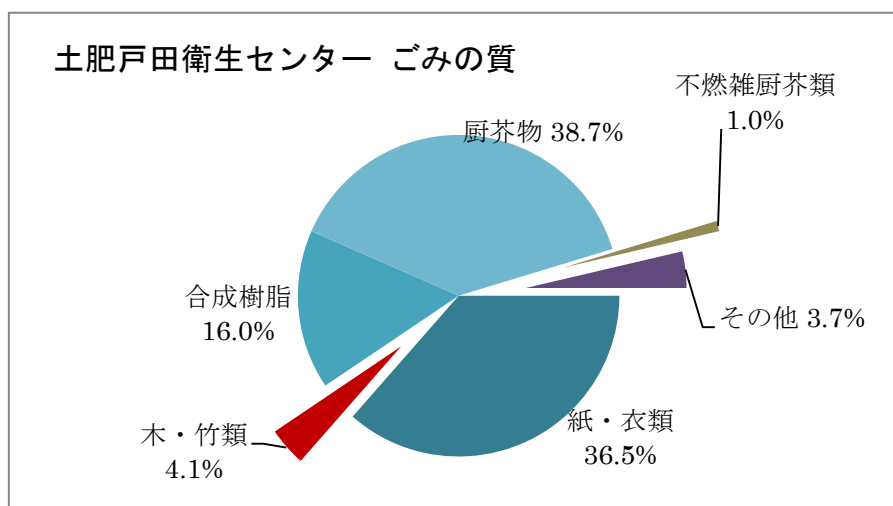


図3-2-8ごみの種類組成(乾燥重量比)

(資料：ごみ質検査H23-27)



図3-2-9に伊豆市清掃センターの燃やせるごみ(5年間)の三成分値<sup>※1</sup>を示します。

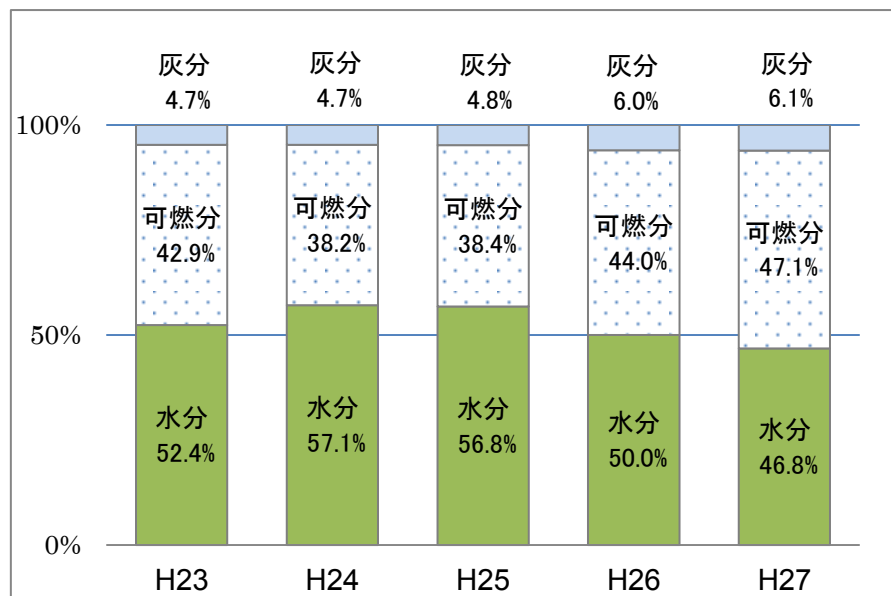


図3-2-9ごみの三成分値(重量比)

図3-2-10に土肥戸田衛生センターの燃やせるごみ(5年間)の三成分値<sup>※1</sup>を示します。

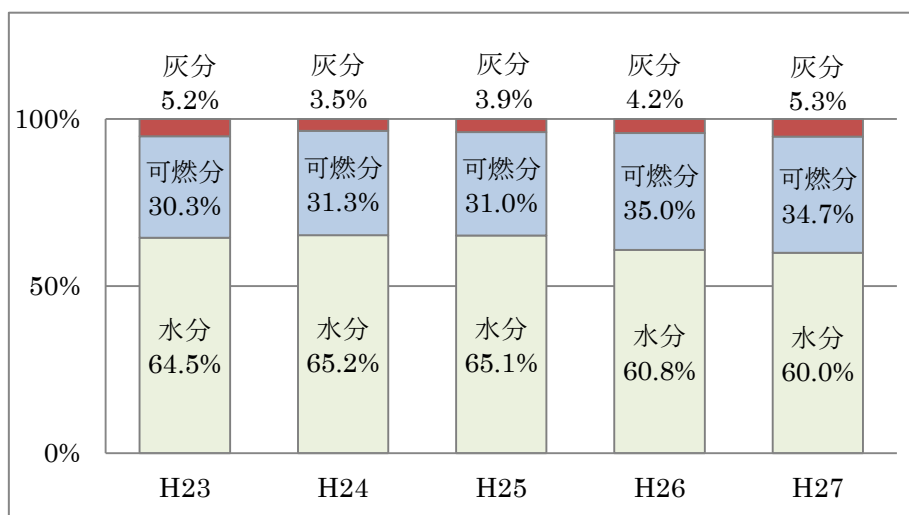


図3-2-10ごみの三成分値(重量比)

※1 三成分値：ごみの性状を把握するために、燃やせるごみを水分、灰分、可燃分の三成分の構成比で示すもの

(資料：H23-27ごみ質検査)

清掃センターの5年間の低位発熱量の平均値は6,627KJ/kg、単位発熱量の平均値は380kg/m<sup>3</sup>です。燃やせるごみの低位発熱量<sup>※1</sup>と単位体積重量<sup>※2</sup>を図3-2-11に示します。

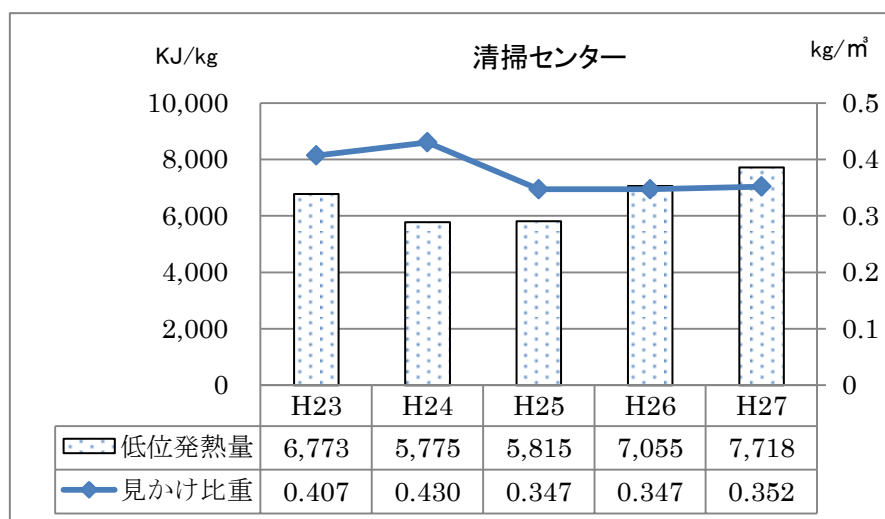


図3-2-11 燃やせるごみの低位発熱量と単位体積重量

土肥戸田衛生センターの5年間の低位発熱量の平均値は、4,528kJ/kg、単位体積重量の平均値は、270kg/m<sup>3</sup>です。燃やせるごみの低位発熱量<sup>※2</sup>と単位体積重量<sup>※3</sup>を図3-2-12に示します。

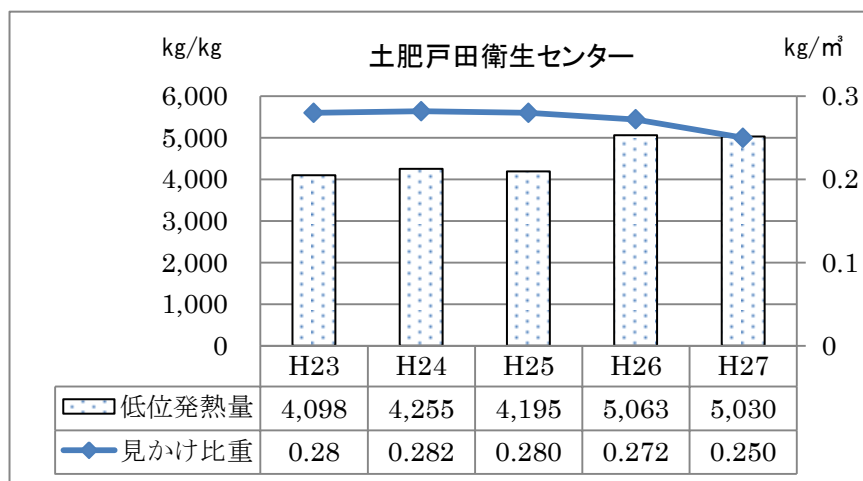


図3-2-12 燃やせるごみの低位発熱量と単位体積重量

(資料：H23-27ごみ質検査)

※1 低位発熱量：燃やせるごみの燃焼によって発生した熱量を示すもの

※2 単位体積重量：燃やせるごみの単位重量あたりの体積

### 3-2-6 温室効果ガス排出量の状況

本市の焼却処理に伴う温室効果ガス量を試算した結果を表3-2-9に示します。

表 3-2-9 温室効果ガス量

年度	H23	H24	H25	H26	H27
清掃センター					
焼却対象量(t)	7,088	7,483	7,198	7,155	7,209
プラスチック類含有量 <sup>※1</sup> (t)	639	482	631	689	867
二酸化炭素発生量 <sup>※2</sup> (t)	1,767	1,331	1,745	1,905	2,397
水分 <sup>※3</sup> (%)	52.3	57.1	56.8	50.1	46.8
合成樹脂類 <sup>※3</sup> (%)	18.9	15.0	20.3	19.3	22.6
CO <sub>2</sub> 係数(CO <sub>2</sub> -kg/t)	2,765	2,765	2,765	2,765	2,765
年度	H23	H24	H25	H26	H27
土肥衛生センター					
焼却対象量(t)	1,787	1,825	1,808	1,708	1,650
プラスチック類含有量 <sup>※1</sup> (t)	80	92	122	104	117
二酸化炭素発生量 <sup>※2</sup> (t)	222	255	338	287	325
水分 <sup>※3</sup> (%)	65.2	65.1	65.1	60.8	60.0
合成樹脂類 <sup>※3</sup> (%)	12.9	14.5	19.4	15.5	17.8
CO <sub>2</sub> 係数(CO <sub>2</sub> -kg/t)	2,765	2,765	2,765	2,765	2,765

※1：プラスチック類含有量＝(1-水分/100)×合成樹脂類/100

※2：二酸化炭素発生量＝プラスチック含有量×CO<sub>2</sub>係数

※3：水分及び合成樹脂の割合は、各年度のごみ質調査による平均値

### 3-2-7 収集・運搬の概要

#### 1) 収集・運搬の状況

本市の一般廃棄物の収集・運搬の状況を表3-2-10に示します。

収集・運搬は、民間委託により行っています。

表 3-2-10 収集・運搬の状況

分別区分		収集方法	収集回数	
燃やせるごみ		ステーション方式	週2回	
資源 ごみ	古紙類	ステーション方式	月2回	
	プラスチック類	プラスチック製 容器包装	ステーション方式	月2回
		プラスチック製品	ステーション方式	月2回
		ペットボトル	ステーション方式	月2回
		発泡スチロール、白トレー	ステーション方式	月2回
	缶類	ステーション方式	月2回	
	缶以外の金属	ステーション方式	月2回	
	びん類	ステーション方式	月2回	
	蛍光灯・電球	ステーション方式	月2回	
	乾電池	ステーション方式	月2回	
廃食用油	ステーション方式	月1回		
陶磁器・ガラスなどの 燃やせないごみ（びん以外）		ステーション方式	月2回	
粗大ごみ ※分解できるものは分別し直接搬入		・直接搬入 ・戸別収集	随時 週1階	
剪定枝		・ステーション方式 ・施設直接搬入	週2回 随時	

## 2) 収集・運搬車両

本市の収集・運搬車両の状況を表3-2-11に示します。

本市直営の収集車両は3台、総積載量が8.25tとなっています。委託の収集車両台数等は16台、総積載量は43t、収集許可のある収集車台数は、90台、総積載量は211tとなっています。

表 3-2-11 収集・運搬車両の状況

	直営	収集委託	収集許可	合計
収集車台数[台]	3	16	90	109
積載量[t]	8.25	43	211	262.25
件数[件]	—	4	19	23

※バキューム車両除く

(資料：環境衛生課)

## 3) 収集・運搬量

本市の収集・運搬量の合計は過去5年間の実績から減少傾向にあります。平成23年と平成27年で比較すると123 t 減少しています。

日平均の収集運搬量では、平成24年の31.3 t が最も多く、平成26年の30.1 t が最も少なくなっています。5年間のごみ収集・運搬量を表3-2-12に示します。

表 3-2-12 ごみ収集・運搬量

単位：t

年度		H23	H24	H25	H26	H27
区分						
収集運搬合計		11,129	11,441	11,157	11,000	11,006
	日平均 t/日	30.5	31.3	30.6	30.1	30.2
家庭系ごみ		7,046	7,655	7,189	6,700	6,384
	燃やせるごみ	5,148	5,822	5,266	4,944	4,799
	陶器・瀬戸物類(燃やせないごみ)	119	119	124	111	92
	可燃粗大ごみ	0	0	0	83	86
	資源粗大ごみ	34	33	81	48	50
	資源ごみ	1,745	1,681	1,718	1,514	1,357
事業系ごみ		4,083	3,786	3,968	4,300	4,622
	燃やせるごみ	3,728	3,486	3,740	3,919	4,060
	陶器・瀬戸物類(燃やせないごみ)	35	26	26	34	60
	可燃粗大ごみ	0	0	0	27	43
	資源粗大ごみ	23	12	0	21	25
	資源ごみ	297	262	202	299	434

### 3-2-8 中間処理の概要

#### 1) 中間処理の状況

本市の中間処理の状況を表3-2-13に示します。

表 3-2-13 中間処理の状況

分別区分	中間処理等の概要			
	修善寺・中伊豆・天城湯ヶ島地区	土肥地区		
燃やせるごみ	清掃センターの焼却処理施設で焼却処理。焼却残渣(焼却灰)は、埋立処分。	土肥戸田衛生センターの焼却処理施設で焼却処理。焼却残渣(焼却灰)は、埋立処分。		
資源ごみ	古紙類	清掃センターにて一時保管後、資源化。	土肥リサイクルセンターで一時保管後、資源化。	
	プラスチック類	プラスチック製容器包装	民間処理業者で圧縮梱包し、資源化。	土肥リサイクルセンターで民間処理業者が圧縮梱包し、資源化。
		プラスチック製品	民間処理業者で圧縮梱包し、資源化。	土肥リサイクルセンターで民間処理業者が圧縮梱包し、資源化。
		ペットボトル	民間処理業者で圧縮梱包し、資源化。	土肥リサイクルセンターで民間処理業者が圧縮梱包し、資源化。
		発泡スチロール、トレー	清掃センターで一時保管後、資源化。	土肥リサイクルセンターで一時保管後、資源化。
	缶類	清掃センターで選別し、圧縮処理後一時保管し、資源化。	土肥リサイクルセンターで選別し、圧縮処理後一時保管し、資源化。	
	缶以外の金属	清掃センターで破碎処理後、一時保管し、金属を資源化。	土肥リサイクルセンターで選別、一時保管し、資源化。	
	びん類	清掃センターで選別、一時保管し、資源化。	土肥リサイクルセンターで選別、一時保管し、資源化。	
	蛍光灯・電球	清掃センターで一時保管後、資源化。	土肥リサイクルセンターで一時保管後、資源化。	
	乾電池	清掃センターで一時保管後、資源化。	土肥リサイクルセンターで一時保管後、資源化しています。	
廃食用油	清掃センターで一時保管後、資源化。	土肥戸田衛生センターで一時保管後、資源化。		
陶磁器・ガラスなどの燃やせないごみ(びん以外)	埋立処分。	埋立処分。		
粗大ごみ	清掃センターで選別、一時保管し、金属を資源化。	土肥リサイクルセンターで選別、一時保管し、金属を資源化。		
剪定枝等	清掃センターで一時保管し、民間業者で資源化。	土肥戸田衛生センターの焼却処理施設で焼却処理。		



### 3) 中間処理量

#### (1) 直営・焼却処理量

本市の焼却処理量は、平成24年度の9,308 tが最大値で、平成23年度の8,876tが最少値となっています。5年間の推移でみるとを横ばい傾向にあります。

図3-2-14に焼却処理量の推移を示します。

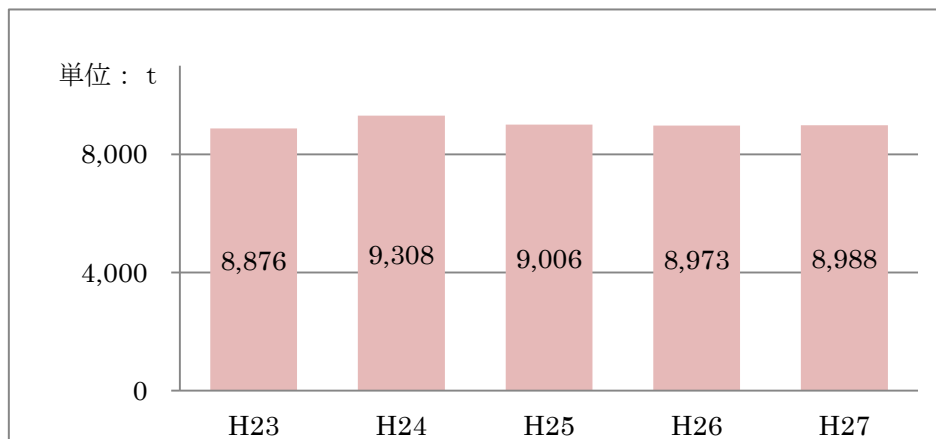


図 3-2-14 焼却処理量の推移

(資料：一般廃棄物実態調査)

#### (2) 直営中間処理・粗大ごみ等処理量

本市の直営ごみ中間処理・粗大ごみ等処理量は、平成27年度の741 tが最大値で、平成24年度584の t が最小値となります。5年間推移でみると上昇傾向にあります。

図3-2-15に直営中間処理・粗大ごみ等処理量の推移を示します。

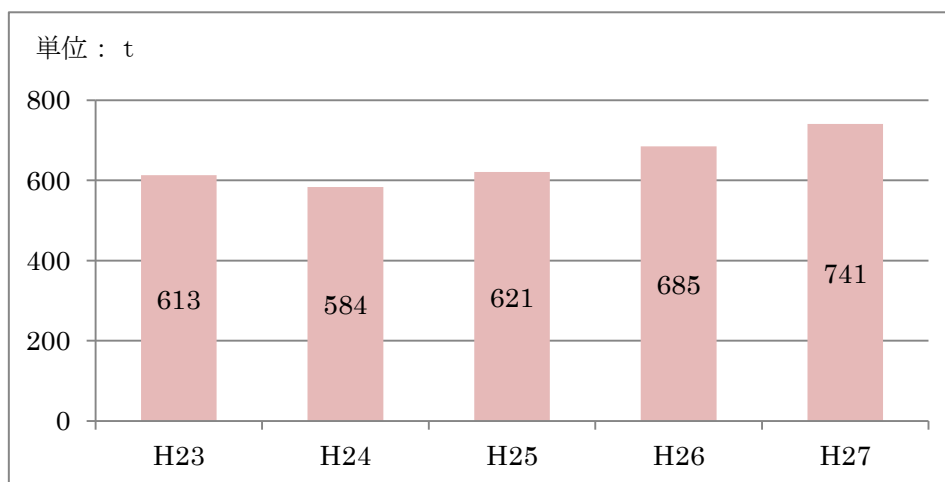


図 3-2-15 直営中間処理・粗大ごみ等処理量の推移

(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査)



### (3) 民間委託の減容・梱包処理量

本市の委託処理しているペットボトル、プラスチック類の減容・梱包処理量は、平成23年度の513tが最大値で、平成26年度の479tが最小値となります。5年間の推移でみると横ばい傾向にあります。

図3-2-16にプラスチック類等の処理量の推移を示します。

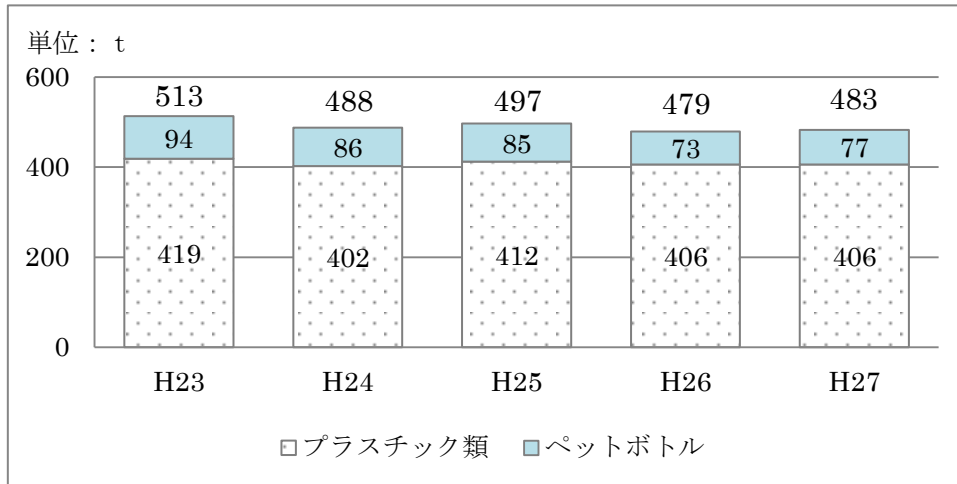


図3-2-16 民間委託の減容・梱包処理量の推移

(資料：環境省一般廃棄物実態調査)

## 3-2-9 最終処分場の概要

### 1) 最終処分場の概要

本市が焼却残渣、不燃残渣の処分を行う最終処分場の概要を表に示します。

伊豆市清掃センターの焼却残渣は、柿木一般廃棄物最終処分場で埋立処分し、土肥戸田衛生センターの焼却残渣は、民間業者委託による埋立処分をしています。また、伊豆市清掃センター及び土肥リサイクルセンターの不燃残渣は年川一般廃棄物最終処分場で埋立処分をしています。

表 3-2-15 最終処分場の概要

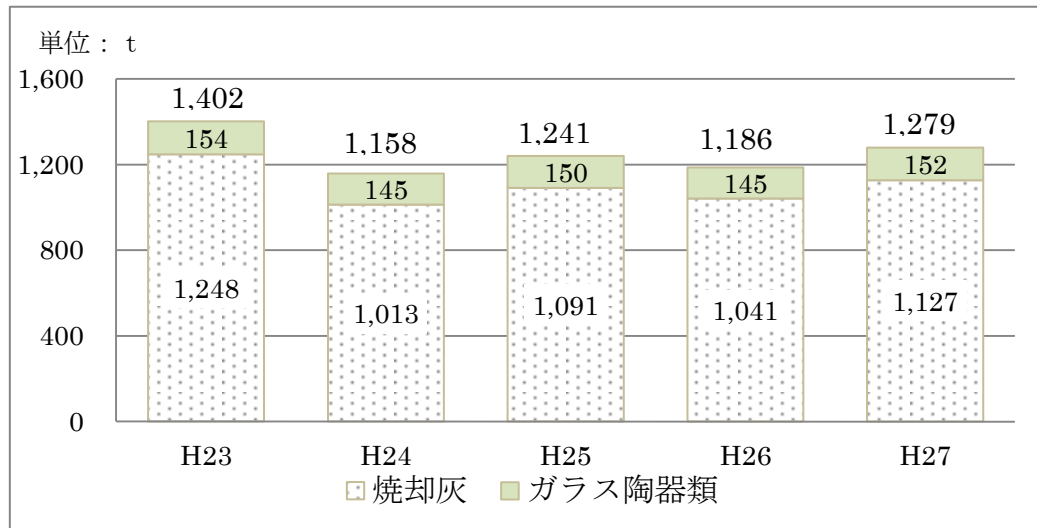
区分	内容	
名称	柿木一般廃棄物最終処分場	年川一般廃棄物最終処分場
所管	伊豆市	伊豆市
埋立地面積	4,702m <sup>2</sup>	7,438m <sup>2</sup>
埋立容量	34,580m <sup>3</sup>	52,328m <sup>3</sup>
供用開始	平成7年10月	昭和62年4月
埋立方法	サンドイッチ工法	サンドイッチ工法
埋立対象	焼却灰	ガラスくず、ビンくずなど安定品目
残余容量	12,128m <sup>3</sup> (平成27年度)	18,582m <sup>3</sup> (平成27年度)

(資料：環境衛生課、清掃センター)

## 2) 最終処分量

本市の最終処分量は、平成23年度の1,402tが最大値で平成24年度の1,158tが最小値となります。平成27年度1,279tと最大値を比較すると123 tの減少が見られます。最終処分量の推移を図3-2-17に示します。

図3-2-17 最終処分量の推移



(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査)

## 3-2-10 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図3-2-18、3-2-19に示します。

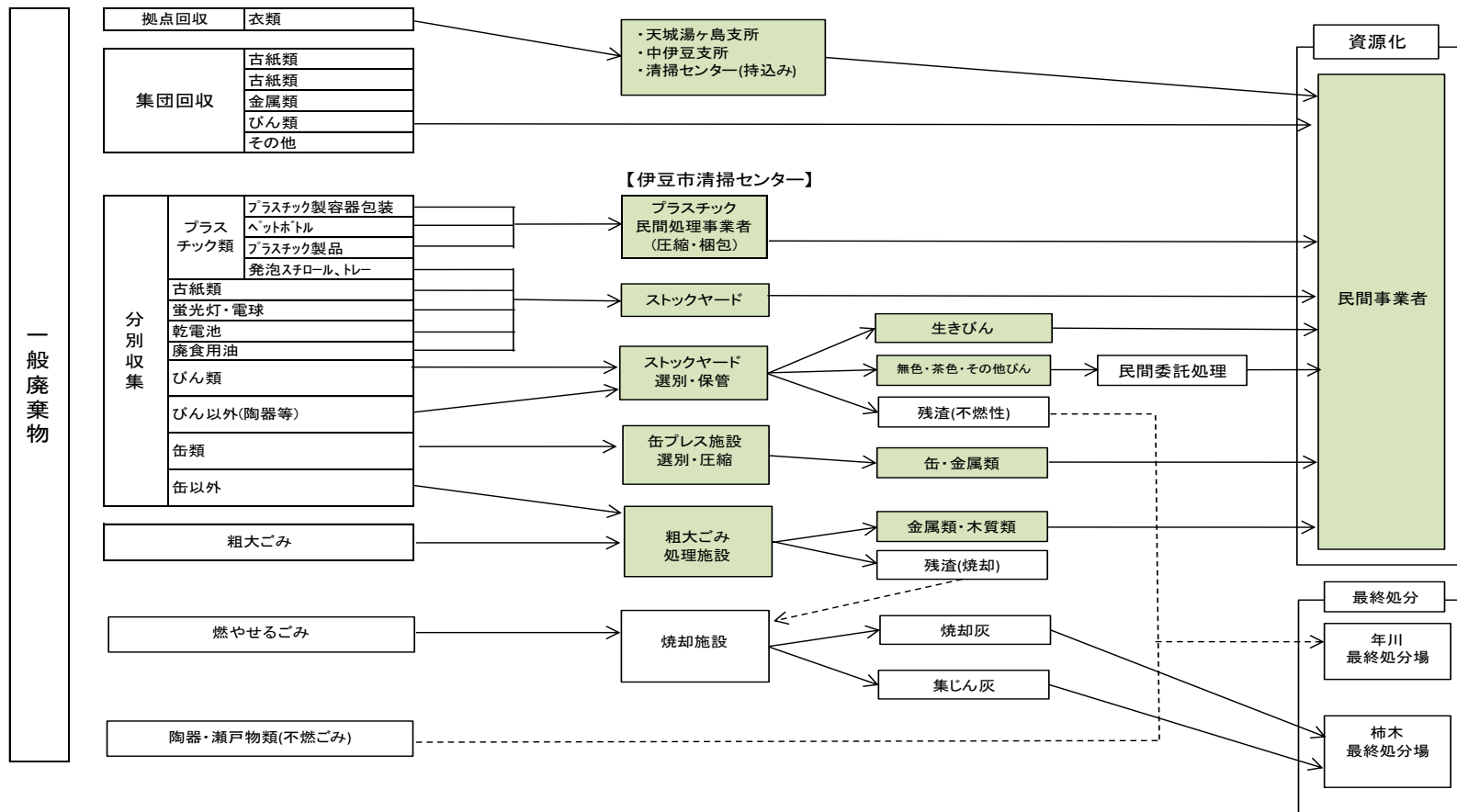


図3-2-18 ごみ処理フローその1 (修善寺・中伊豆・天城湯ヶ島地区)

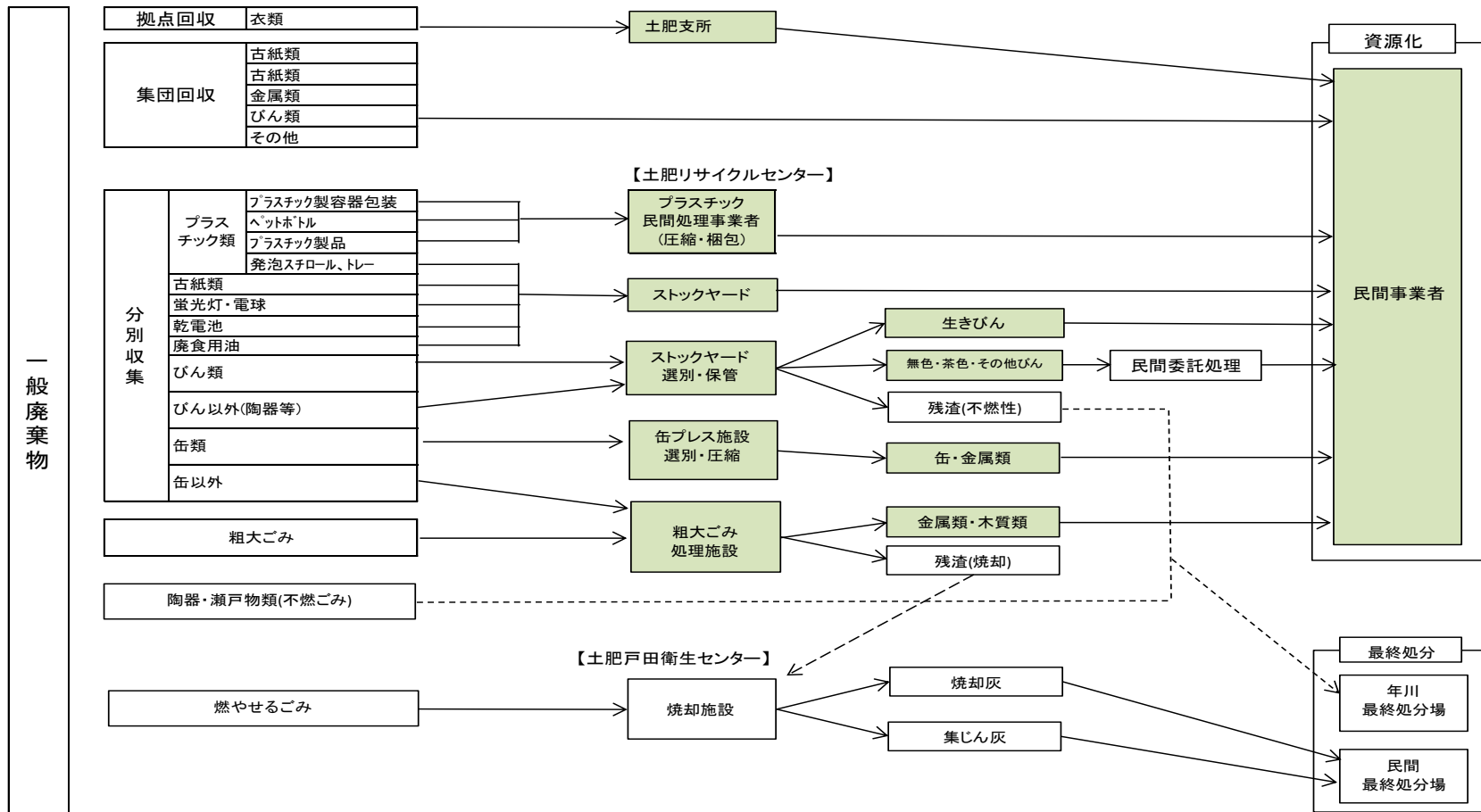


図3-2-19 ごみ処理フローその2 (土肥地区)

## 3-2-11 ごみ減量化・再生利用の状況

---

### 1) 広報・啓発活動

伊豆市のごみの出し方便利帳、ごみ収集日程表、広報等の配布、ホームページを活用し、ごみの発生抑制・資源化のための広報・啓発活動を行っています。

### 2) 廃棄物処理施設見学会の実施

ごみ処理の実態を身近に体験してもらうため、伊豆市清掃センター等の見学会を実施し、中間処理や最終処分の状況を理解してもらい、市民・事業者並びに行政との協働による、ごみの発生・排出抑制及び分別の徹底の必要性等について普及・啓発を行っています。

環境教育の一環として市内の小学生を対象にした処理施設見学会を実施し、ごみ処理に関する意識の向上に努めています。

### 3) 出前講座の開催

地域に出向き、市民の3R意識高揚や有料化への取り組み、また分別によるごみ減量・資源化の促進及びこの普及・啓発を行うとともに、ごみの排出方法等に対する意見などを求めるため地域出前講座を行っています。

### 4) レジ袋削減対策・マイバック運動の推進

ごみの発生抑制と減量を進めるため、市民・事業者・行政等が、それぞれの役割を連携し、レジ袋削減に向けた運動を展開するとともに、マイバック運動を推進し、小売業者の取り組み意向などを踏まえ、情報提供や支援等の調査・研究を行い、様々な機会においてPRを行い、市民の輪を広げながら運動を進めています。

### 5) 廃食用油のバイオディーゼル化

市では、地球温暖化防止活動及び循環型社会の形成を目指すため、その一環として平成21年4月1日から家庭で使用済みとなった廃食用油（植物性に限る）を各集積所から回収し、公用車等の燃料（BDF）として再利用する事業に取り組んでいます。

## 6) 生ごみ処理容器、電気式生ごみ処理機の購入補助金

家庭から出る生ごみの減量化・資源化を促進するため、電気式生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器の購入世帯に対し、購入費用の一部を補助しています。

表3-2-16に平成27年度 生ごみ処理容器、電気式生ごみ処理機の購入補助の実績を示します。


**コンポスト**

**【対象】**

- ①材質が、耐水性及び耐久性を備えたもの。
- ②臭気等の発散及び雨水等の流入を防止するための、ふたを備えたもの。
- ③ハエ等の害虫駆除剤を備えたもの。

**【補助範囲及び補助金の額】**

- ① 世帯に2容器まで。
- ② 1容器につき購入費の2分の1。100円未満の端数は切り捨て。
- ③ 1容器につき上限4,000円。



**電気式生ごみ処理機**

**【対象】**

生ごみを発酵、乾燥等の方法により分解し、堆肥化又は減量化する機器。

**【補助範囲及び補助金の額】**

- ① 1世帯に1基まで。
- ② 購入費の2分の1。100円未満の端数は切り捨て。
- ③ 上限30,000円。


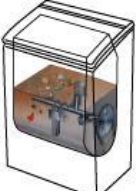



表 3-2-16 平成 27 年度生ごみ処理容器、電気式生ごみ処理機の購入補助の実績

種類	補助基数 (基)	補助世帯数 (世帯)
電気式生ごみ処理機	6	6
コンポスト	19	17

## 7) ごみ集積所の設置補助金

環境衛生の一層の向上を図るため、集積所を設置する自治会に対し、費用の一部を補助しています。

補助金は総事業費の2分の1以内（1,000円未満切捨て）で10万円を限度とします。なお、ごみ集積所の耐久性は10年以上を目安とし、大きさは間口180cm、奥行き100cm以内、高さ180cm前後のもので設置場所にふさわしいものとしています。

## 8) 資源ごみ集団回収補助金

廃棄物の再資源化とごみ減量化を図るため、地域の奉仕活動団体が自主的に行う資源ごみ集団回収事業に対し、予算の範囲内で、奨励金を交付しています。対象となる資源ごみは、古紙、空き缶、空きビン、鉄くず、布、その他資源として再利用できるものです。（奨励金：資源ごみ1kg当たり4円（10円未満の端数は切り捨て））

## 9) ごみ処理手数料

平成22年4月1日より燃やせるごみ、粗大ごみの処理の有料化を行っています。

ごみ処理手数料の納付方法は、指定ごみ袋、一般廃棄物処理施設搬入券、ごみ処理券(30円・100円・200円・500円)を購入してもらい、ごみ処理手数料を徴収しています。

### 指定ごみ袋の販売手数料(1枚あたり)

種類	区分				
	家庭系・事業系兼用				持込み専用
容量 (ℓ)	10	20	30	45	70
手数料額 (円)	10	15	20	30	50

※70ℓ袋は直接処理施設に持ち込む場合のみ使用可

### 車両別ごみ処理手数料(剪定枝等)

最大積載量の定めがない車両や、最大積載量が200kg未満の車両による搬入	最大積載量が200kgを超える車両により搬入する場合（100kgまでごとに加算）
1台につき1,200円	加算額600円

### 粗大ごみ処理に係るごみ手数料

家庭ごみの排出方法(3-2-2)25P 参照

### 3-2-12 ごみ処理経費の実績

ごみ処理経費の実績を表 3-2-17、図 3-2-18 に示します。

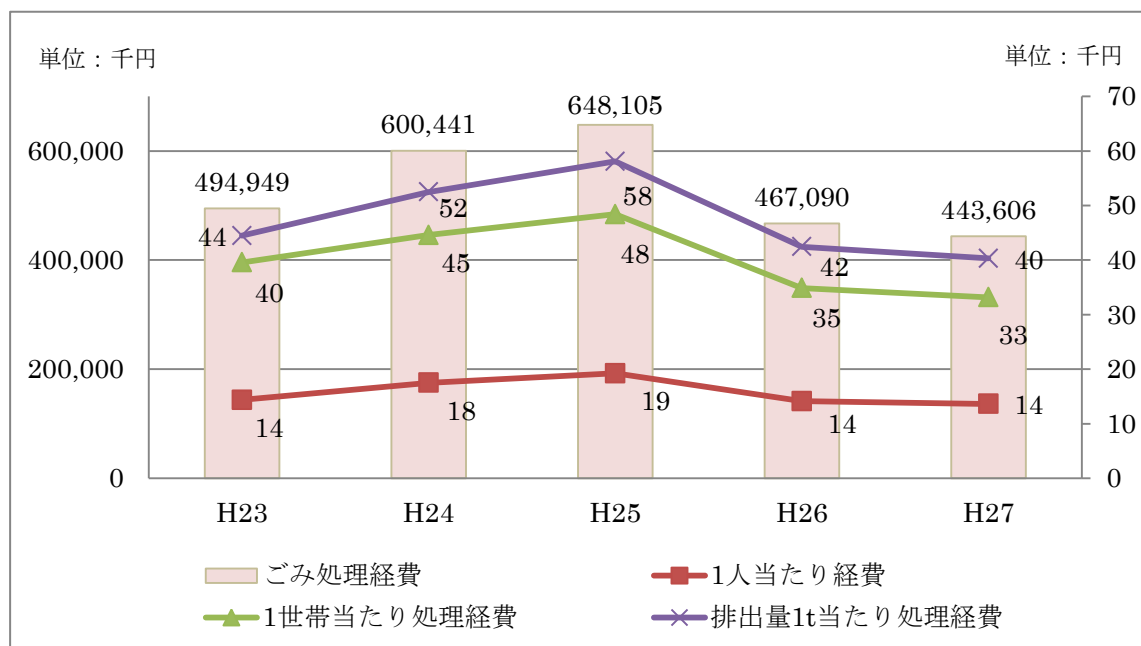
ごみ処理経費は、平成 25 年度が大規模な焼却炉の改良工事を行ったため、一番高くなっています。1 人当たりの処理経費は、143,000 円から 195,000 円の間で推移しています。

表 3-2-17 ごみ処理経費の実績①

単位：千円

	H23	H24	H25	H26	H27
ごみ処理経費	494,949	600,441	648,105	467,090	443,606
1 人当たり経費	14	18	19	14	14
1 世帯当たり処理経費	40	45	48	35	33
排出量 1t 当たり処理経費	44	52	58	42	40

図 3-2-18 ごみ処理経費の実績②



(資料：環境省一般廃棄物実態調査)



### 3-2-13 類似自治体との比較検討(偏差値による比較)

#### 1) 類似自治体との比較

ごみ処理状況についての東海4県の自治体<sup>※1</sup>(84自治体)との比較を図3-1-19に示します。  
本データは環境省平成24年度廃棄物処理事業実態調査に基づきます。

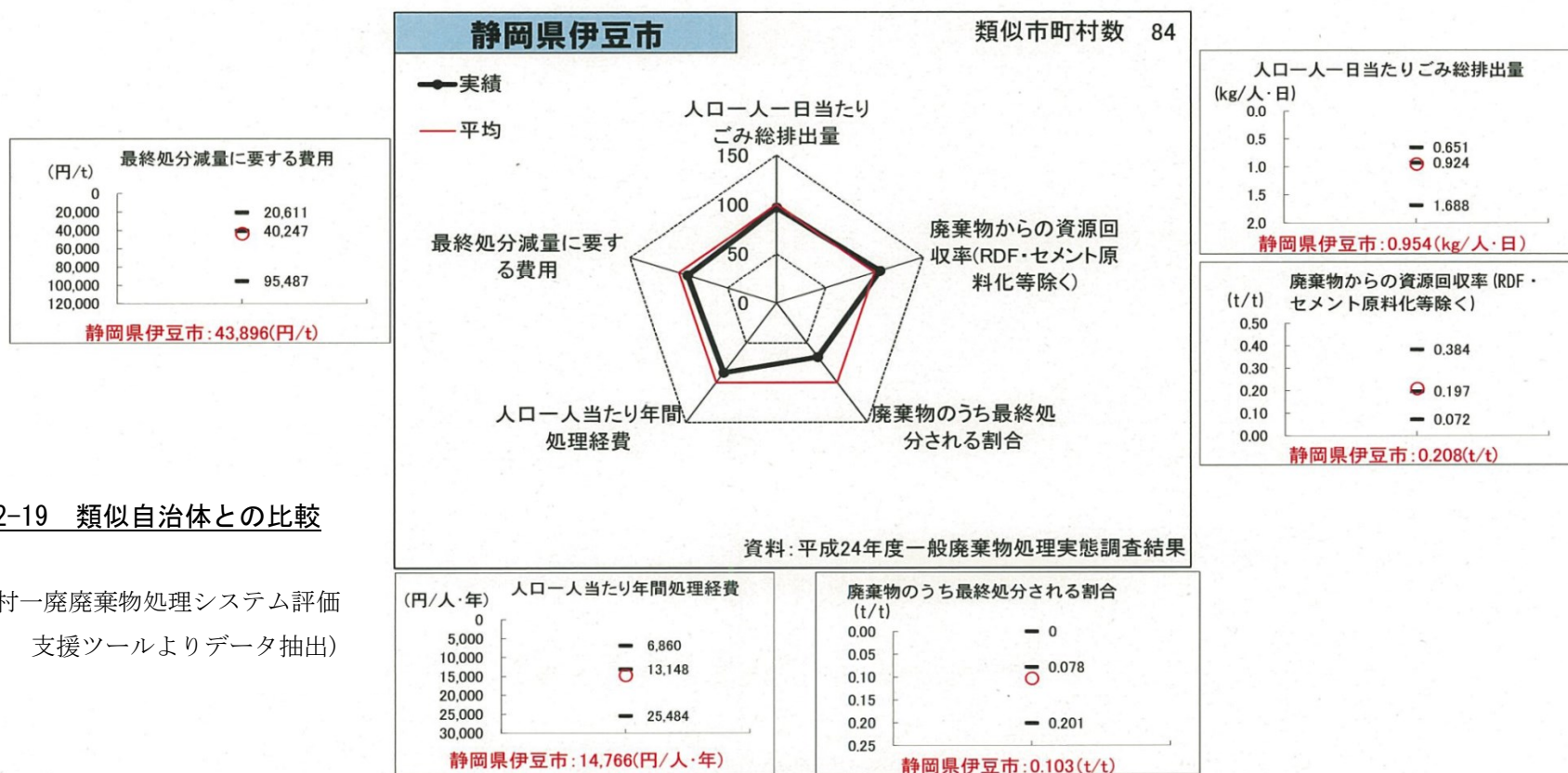


図 3-2-19 類似自治体との比較

(市町村一廃棄物処理システム評価  
支援ツールよりデータ抽出)

## 2) 類似自治体との比較による主な相違点

### (1) 原単位

本市の原単位954g/人・日で類似自治体の原単位平均値924g/人・日を上回っています。(図3-2-16参照)

$$\text{ごみ総排出量} \div 365 \text{日} \div \text{人口}$$

### (2) 人口1人当たり年間処理経費

本市の人口1人当たり年間処理経費は、14,766円/人・年で類似自治体の平均値13,148円/人・年を上回っています。(図3-2-16参照)

$$\text{処理及び施設維持管理費} \div \text{人口}$$

### (3) 廃棄物1t当たり最終処分される割合

本市の廃棄物1t当たりの最終処分される割合は10.3%で、類似自治体の平均値7.8%を上回っています。(図3-2-16参照)

$$\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$$

### (4) 廃棄物1t当たりの最終処分減量に要する費用

本市の最終処分減量に要する費用は、43,896円/tで、類似自治体の平均値40,247円を上回っています。(図3-2-16参照)

$$(\text{処理及び廃棄物維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費})$$

$$\div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$$

### (5) 廃棄物から資源回収率

本市の1t当たり資源回収率は、20.8%で類似自治体の平均値19.8%を上回っています。(図3-2-16参照)

$$\text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$$

### 3-2-14 課題の整理

#### 課題1 ごみ排出抑制を推進する

本市の平成26年度の原単位954g/人・日は、国（947g/人・日）、県（902g/人・日）を上回っています。（図3-2-2参照）また、類似自治体の平均値（924g/人・日）と比較しても上回っています。

過去5年間のごみ総排出量は微減傾向にありますが、原単位で見ると人口の減少に伴い微増傾向にあります。ごみの発生抑制・減量化に係る取り組みを推進し、市民・事業者へ排出抑制、資源化を喚起していくことが課題となります。

#### 課題2 ごみの資源化を推進する

本市の平成26年度のリサイクル率は、20.82%で、国平均（20.59%）、県平均（20.49%）を上回っています。（図3-2-6参照）また、類似自治体の平均値（19.7%）と比較しても上回っています。

過去5年間の推移をみると、リサイクル率が下がってきているため、リサイクル率を向上のため新たな分別品目の検討や拠点回収サービスの拡充、分別に係る高齢者対策など取り組んでいく必要があります。

#### 課題3 事業系ごみ対策を推進する

本市の平成26年度の事業系ごみの占める割合は37%となっています。国（30%）、県（30%）を上回っています。産業別人口の7割が第3次産業となるため、原単位が高い要因としても事業系ごみの影響も考えられます。（図3-2-2参照）

本市は、観光が基幹産業で事業系ごみの多くは、宿泊施設等に由来しているものと考えられ、事業者に向けた排出抑制やごみの分別、リサイクルを推進していく必要があります。

#### 課題4 収集・運搬を効率的・効果的に行う

ごみ排出量(集団回収量を除く)の約77%を可燃ごみが占めています。(図3-2-4参照) その中でも、伊豆市清掃センターのごみの種類組成(平成23年度～平成27年度までの平均値)では、紙・布が49.4%、土肥戸田衛生センターのごみの種類組成(平成23年度～平成27年度までの平均値)では、紙・布が36.5%となっています。種類組成から可燃ごみを減量できる余地は充分あるため、拠点回収品目の拡充や新たな分別品目なども検討し、ごみの減量化、リサイクル率の向上を図ることが課題となります。

#### 課題5 安全で安定した広域処理を行う

平成34年度を目標に本市と伊豆の国市で新ごみ処理施設を整備することになっています。施設稼働を踏まえ、今後2市で、ごみの分別方法や排出方法など調整する必要があります。

#### 課題6 処分量の削減を推進する

焼却灰、不燃ごみの処分は、柿木一般廃棄物最終処分場、年川一般廃棄物最終処分場及び民間の最終処分場で行っています。ごみ処理施設の適切な管理運営を行うとともに埋立てごみの減量化に努めます。

また、新ごみ処理施設稼働に併せて、焼却灰の資源化について検討し、リサイクル率の向上や既存最終処分場を延命化する必要があります。

#### 課題7 新リサイクルセンターの整備

新焼却施設の整備に併せて、市民サービス、リサイクル率の向上を目的に新リサイクルセンター整備について計画していきます。循環型社会構築に資する施設整備を検討していきます。(新リサイクルセンターは伊豆市単独で整備)

## 3-3 ごみ処理の基本方針

### 3-3-1 循環型社会形成に向けた基本原則

平成13年4月に施行された資源有効利用促進法では、循環型社会を形成していくために、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組みを総合的に推進していくことを定めています。

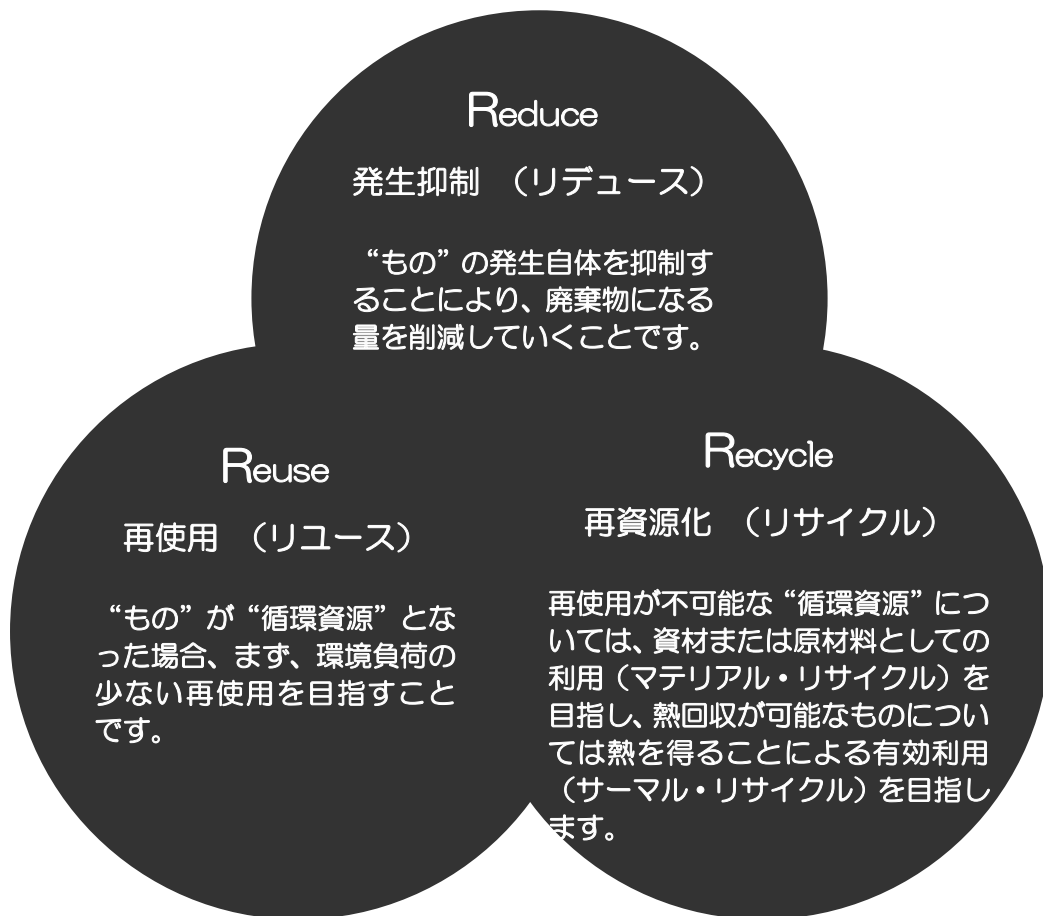


図 3-3-1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)

また、平成13年1月に施行された循環型社会形成推進基本法では、環境負荷をできる限り低減するという観点から、以下の優先順位が定められています。

①発生抑制(リデュース)、②再使用(リユース)、③再生利用(マテリアル・リサイクル)、④熱回収(サーマル・リサイクル)、⑤適正処分(①から④までで有効利用が不可能な“循環資源”については、埋立など、適正処分を目指すことです。)

本市においても、この基本原則に基づき、住民・事業者・行政が意識を高めるとともに、さらにグリーン購入<sup>※1</sup>に努めるなど、持続可能な循環型社会形成に向けた各種取組みを実施する必要があります。

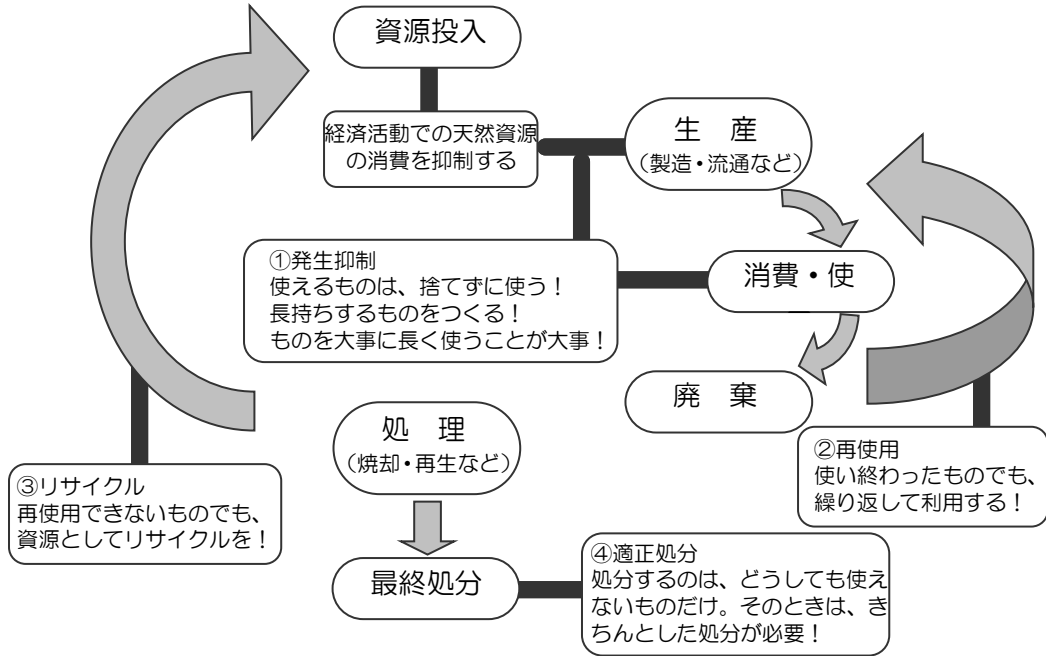


図 3-3-2 循環型社会のイメージ

### 3-3-2 基本理念

ごみ処理問題を解決していくためには、大きな目的である環境負荷の低減を目指すとともに、減量化、資源化を推進することにより循環型社会の構築を目指すことが重要です。

そこで、本計画では、環境負荷低減を目指した安心・安全な循環型社会を構築することを理念として掲げ、この実現に向けたごみ処理システムをつくり上げていくものとします。

**<<基本理念>>**

環境負荷低減を目指した安心・安全な循環型社会の形成

※1 グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

### 3-3-3 基本方針

基本理念を達成していくため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおり定めます。

#### 方針1：“もの”の発生及び排出抑制の推進

対応する課題： 課題1 課題2 課題3

廃棄物問題の源である、“もの”の発生そのものを抑制します。  
ごみの減量化・資源化に向けて、市民・事業者・行政が連携し活動していきます。

#### 方針2：循環資源のリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）

対応する課題： 課題1 課題2 課題3

発生した“もの”は、循環資源として捉え、これらのリユース、リサイクルを行います。  
環境にやさしい消費活動をし、環境負荷を少なくし、資源を循環活用していきます。  
地域の事業者が有するリサイクル技術・処理技術を活かしていきます。  
多様な循環型社会基盤を整備し、市民がリサイクルに取り組みやすくします。

#### 方針3：適正処理の確保

対応する課題： 課題4 課題5 課題6

処理が必要な“もの”については、中間処理を通じて適切な処理を行い、焼却灰、不燃物などは最終処分を安全かつ適正に行います。

**方針4：環境学習・啓発活動の推進**

対応する課題： **課題1** ~ **課題6**

市民のごみへの意識を向上させ、ライフスタイルの変化を促すため、環境学習の機会を整備するとともに、効果的な啓発活動を推進します。

市民、事業者のごみの排出者責任、自己管理責任の意識向上を促します。

**方針5：環境負荷を低減するごみ処理システムの構築**

対応する課題： **課題5**

環境負荷の低減など地球環境の保全という視点にたった安心・安全なごみ処理施設の整備を進めます。

安全・安心な処理・処分体制を充実し、快適な生活環境を保全していきます。

**3-3-4 取組の体系**

取組の体系を図3-3-3に示します。



基本理念

「環境負荷低減を目指した安心・安全な循環型社会の形成」

ごみ処理の課題

課題1

ごみの排出抑制を推進する

課題2

ごみの資源化を推進する

課題3

事業系ごみ対策推進する

課題4

収集運搬を効果的に行う

課題5

安全で安定した広域処理を行う

課題6

処分量の削減を推進する

課題7

新リサイクルセンターの整備

ごみ処理の基本方針

方針1

「もの」の発生及びごみの排出抑制の推進

方針2

循環型資源のリユースリサイクル

方針3

適正処理の確保

方針4

環境学習・啓発活動の推進

方針5

環境負荷を低減するごみ処理システム構築

取り組み項目	番号	取組の内容	H29	H30	H31	H32	H33	H34
発生抑制・資源化計画	行政による方策	取組1 教育、啓発活動の充実	▶	▶	▶	▶	▶	▶
		取組2 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底	▶	▶	▶	▶	▶	▶
		取組3 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制	▶	▶	▶	▶	▶	▶
		取組4 リユース食器の利用・普及	▶	▶	▶	▶	▶	▶
		取組5 再生利用品の需要拡大事業	▶	▶	▶	▶	▶	▶
		取組6 燃やすごみの減量と資源化	▶	▶	▶	▶	▶	▶
		取組7 廃食油の資源化	▶	▶	▶	▶	▶	▶
		取組8 共同住宅管理者などへの指導	▶	▶	▶	▶	▶	▶
		取組9 新ごみ処理施設整備に係る有料化の見直し	▶	▶	▶	▶	▶	▶
		取組10 各種助成	▶	▶	▶	▶	▶	▶
市民における方策	取組1 資源の分別回収の活用	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
	取組2 生ごみの減量化	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
	取組3 レジ袋対策・マイバック運動	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
	取組4 衣類拠点回収の推進	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
事業系における方策	取組1 発生源における排出抑制	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
	取組2 過剰包装の自粛	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
	取組3 流通包装廃棄物の抑制	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
	取組4 使い捨て容器の使用抑制	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
	取組5 事業所のごみの分別の徹底	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
	取組6 店頭回収等の実施	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
	取組7 事業者間の協力	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
収集・運搬計画	基本的な事項	取組1 分別の徹底	▶	▶	▶	▶	▶	
		取組2 収集・運搬主体の原則	▶	▶	▶	▶	▶	
	家庭系ごみの収集・運搬計画	取組1 新たな分別区分の検討	▶	▶	▶	▶	▶	
		取組2 収集形態の継続	▶	▶	▶	▶	▶	
		取組3 収集方法の検討	▶	▶	▶	▶	▶	
		取組4 市民サービスの充実	▶	▶	▶	▶	▶	
事業系ごみの収集・運搬計画	取組1 収集・運搬車による環境負荷低減・軽公害車の促進	▶	▶	▶	▶	▶		
	取組2 収集・運搬車による環境負荷低減・軽公害車の促進	▶	▶	▶	▶	▶		
中間処理計画	適正処理の推進	取組1 排出者責任の徹底	▶	▶	▶	▶	▶	
		取組2 許可業者による収集と直接搬入	▶	▶	▶	▶	▶	
		取組3 適切な焼却処理の継続	▶	▶	▶	▶	▶	
	広域処理	取組1 適切な破砕・資源化処理の継続と新施設整備	▶	▶	▶	▶	▶	
		取組2 新ごみ処理施設整備	▶	▶	▶	▶	▶	
		取組3 熱エネルギーの有効利用	▶	▶	▶	▶	▶	
資源化の推進	取組1 民間活用の推進	▶	▶	▶	▶	▶		
	取組2 資源化の拡充	▶	▶	▶	▶	▶		
最終処分	最終処分対策	取組1 最終処分量の削減を目指したシステムの構築	▶	▶	▶	▶	▶	
		取組2 既存一般廃棄物最終処分場の維持管理	▶	▶	▶	▶	▶	
		取組3 最終処分場の確保	▶	▶	▶	▶	▶	
その他の事項	住宅火災等廃棄物の取り扱い	取組1 手続き方法	▶	▶	▶	▶	▶	
		取組2 ごみ袋減免	▶	▶	▶	▶	▶	
		取組3 施設搬入基準	▶	▶	▶	▶	▶	
	市民・事業者・行政の連携	取組1 市民との協働	▶	▶	▶	▶	▶	
		取組2 環境美化の推進	▶	▶	▶	▶	▶	
	不法投棄対策	取組1 不法投棄対策の推進	▶	▶	▶	▶	▶	
		取組2 不法投棄対策の推進	▶	▶	▶	▶	▶	
	不用品回収業者対策	取組1 不用品回収業者の指導強化	▶	▶	▶	▶	▶	
		取組2 災害廃棄物の処理	▶	▶	▶	▶	▶	

第3次 伊豆市一般廃棄物処理基本計画

達成目標

減量化の目標

平成33年度までに  
934g/人・日以下

資源化の目標

平成33年度までに  
20.6%以上

最終処分量の  
減量目標

平成33年度までに  
1,131 t 以下(t/年)

図 3-3-3 取組の体系

### 3-3-5 基本目標達成のための役割

基本目標を達成するため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

#### 市民・事業者・行政の役割

##### 市民の役割

市民一人ひとりが、自らがごみの排出者であるという自覚と責任を持って、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

グリーンコンシューマー<sup>※1</sup>を目指した消費活動を行い、ごみをできるだけ少なくするライフスタイルを実践していくことが大切です。

市民や市民団体が行っているリサイクル活動、資源の分別回収や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収など、身近なところで実施されているリユース・リサイクル活動に参加・協力したり、耐久性のある商品や再生利用しやすい商品の購入を心がけたりするなど、取り組みやすいことから実践していくことが大切です。

##### 事業者の役割

事業者は、廃棄物の適正処理義務や拡大生産者責任を有することを認識し、廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減に配慮した事業活動の実施や、廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底をする必要があります。

再使用や資源化を考慮した商品開発、使用後の容器などの回収ルートや資源化システムの整備などが重要です。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減を図ったり、資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃えるとともに、不用になった商品の資源化方法のPR、過剰包装の自粛、店頭回収の工夫に努めるなど、市民がごみの発生抑制やリユース・リサイクルに取り組みやすい仕組みをつくっていくことが大切です。

また、事業活動の中で自主的なリサイクル活動を積極的に行い、資源循環を意識した事業展開をしていくことも求められています。

※1 グリーンコンシューマー：環境に配慮した行動をする消費者をいう。例えば、エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入する。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者である。

行政の役割

市は、庁内及び公共施設内で、積極的なグリーン購入、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進めます。

市民や事業者に対しては、環境に関する情報や学習機会、各種のイベントの提供に努めるとともに、自発的にごみの発生抑制や資源化活動に取り組んでいる市民や事業者などに対する支援を行い、市民・事業者との連携を強化します。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、ごみの分別区分や収集体制を見直すなど、新たな施策を立案・実施します。

また、ごみの適正な処理・処分を推進するために、伊豆の国市と共同し、広域的な協働体制の整備・発展に努めます。



図 3-3-4 市民・事業者・行政の役割

### 3-3-6 達成目標の設定

ごみ処理の基本理念を効果的に推進し、実効性を確保するため、本市で達成すべき減量化・資源化に関する達成目標を設定します。

平成23年度からの実績値及び新ごみ処理施設基本計画の推測値等を参考に本計画での将来目標値を表3-3-1に示します。

表 3-3-1 将来目標値

区分	年度	H27 実績	H28 目標値	中間目標値 H28・H27 比較	H33 目標値
	人口	32,527	33,245	H28 推計値より 718 人少ない	29,940
排出量	年間(t)	11,507	11,131	H28 目標値に対して 376t多い	10,207
	原単位 (g/人・日)	969	917	H28 目標値に対して 52g 多い	934
リサイクル	年間(t)	2,329	2,930	H28 目標値に対して 601t少ない	2,098
	率(%)	20.2%	26.3%	H28 目標値に対して 6.1 ポイント低い	20.6%
焼却量	年間(t)	8,988	8,075	H28 目標値に対して 913t多い	7,944
埋立 処分量	年間(t)	1,279	1,218	H28 目標値に対して 61t多い	1,132

#### 1) 減量化目標

第2次伊豆市総合計画の目標値である平成32年度までごみ排出量に係る原単位940gを基準に目標値に設定します。

本計画は、平成33年度までの計画となるため平成32年までの目標値940g等差的に減少させ平成33年度の目標値を934gに設定します。

#### ＜＜減量化目標＞＞

平成27年度実績 969g/人・日 に対して、  
平成33年度までに 934g/人・日 以下とすることを目指します。

## 2) リサイクル率の目標

平成27年度実績を踏まえ、平成33年度のリサイクル率の目標値を20.6%以上とします。平成33年度までは、現処理体制を維持していくためリサイクル率が減少しないことを目標とします。今後は、生ごみの水切りや新たな拠点回収品目などを検討していきます。

### ＜＜リサイクル率の目標＞＞

平成27年度実績20.2%  
平成33年度までに20.6%以上とすることを目指します。

## 3) 最終処分量の削減目標

最終処分量の削減目標は、平成27年度実績に対し、平成33年度までに12%以上削減することとし、平成33年度の最終処分量の削減目標値を1,132 t とします。(平成27年度から248 t の減)

また、平成34年度より新ごみ処理施設の稼働に併せて焼却残渣のリサイクルを検討していきます。(焼却灰のリサイクルで最終処分量が大きく削減されます。)

### ＜＜最終処分量の削減目標＞＞

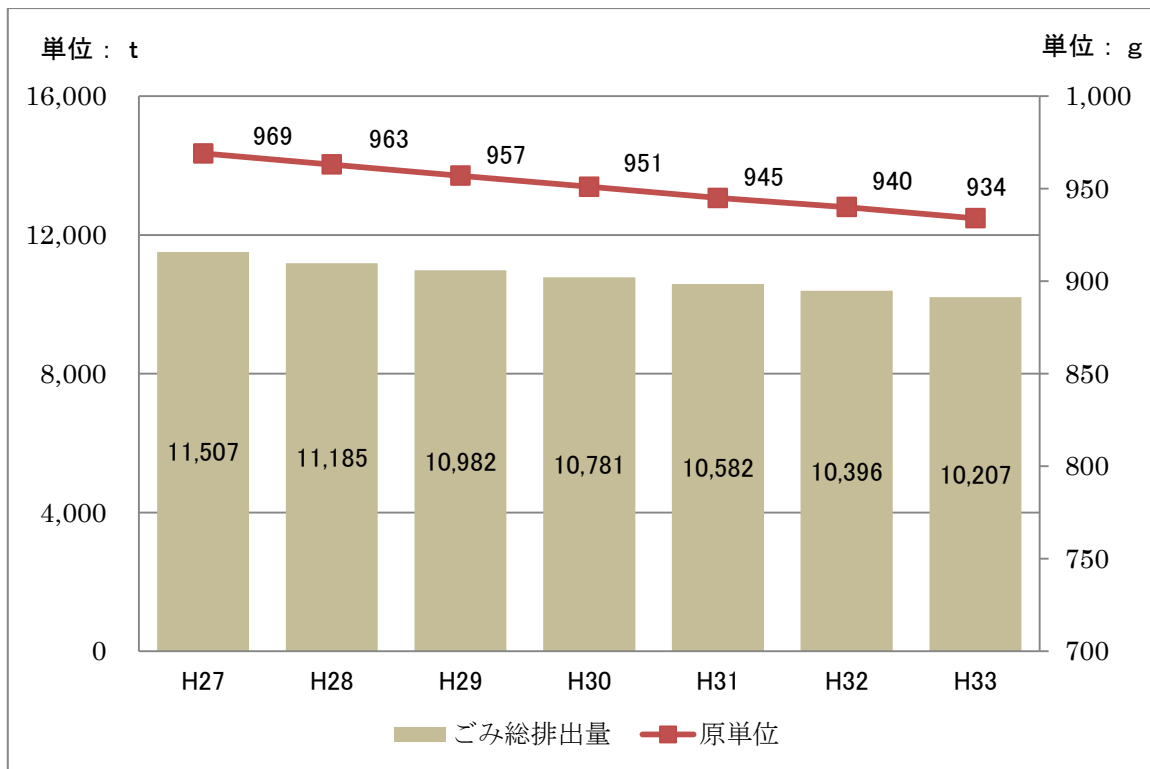
平成27年度実績 1,279 t に対して、  
平成33年度までに1,132 t 以下(約12%の減)とすることを目指します。

#### 4) ごみ排出量の見通し

図3-3-5にごみ排出量の見通しを示します。

ごみ排出量は、平成33年度には10,207tとなる見通しです。平成27年度と比較して約10%の減少が見込まれます。

図 3-3-5 ごみ排出量の見通し



※H27 環境省一般廃棄物処理実態調査、H28 以降は第2次伊豆市総合計画 H32 目標値を基準に算出

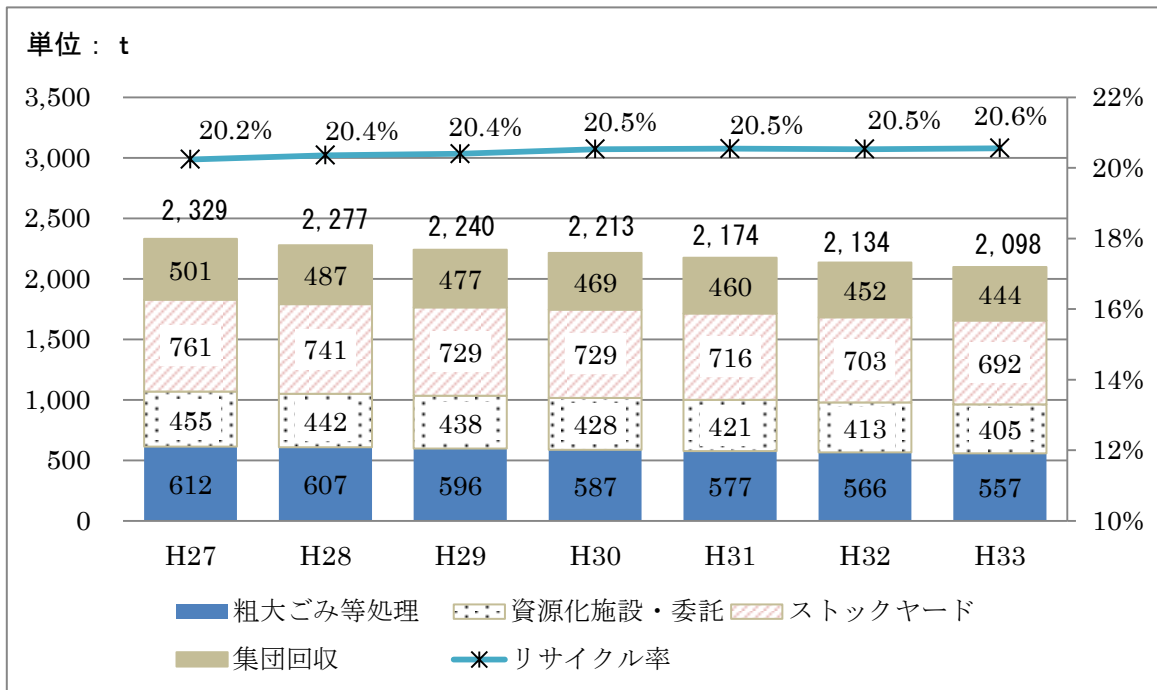
#### 5) 資源化量の見通し

図3-3-6に資源化及びリサイクル率の見通しを示します。

分別資源回収、集団回収を継続するとともに、拠点回収品目の拡充を検討しリサイクル率を向上させます。また、平成34年に新ごみ処理施設が稼働されるまで、現在処理体制を維持します。(焼却残渣のリサイクルについても検討します。)

図3-3-6に資源化及びリサイクル率の見通しを示します。

図 3-3-6 資源化及びリサイクル率の見通し



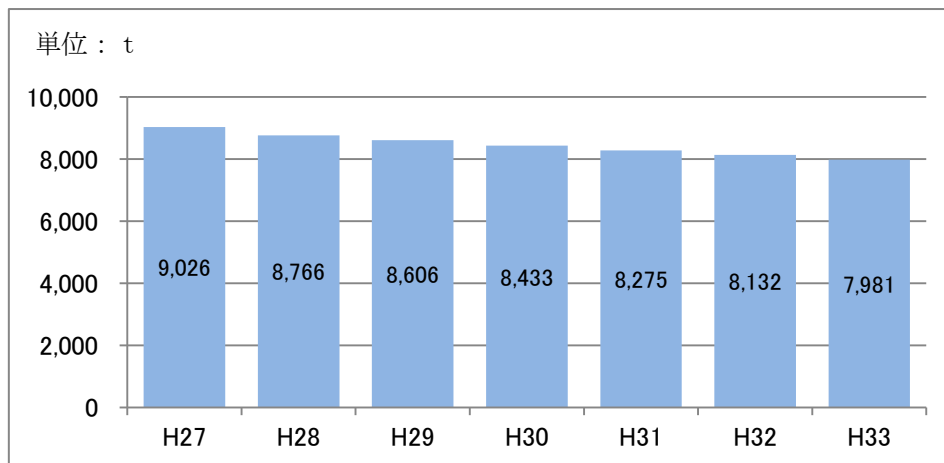
※H27環境省一般廃棄物処理実態調査、H28以降は総排出量にH27実績値の割合で算出

## 6) 中間処理量の見通し

### (1) 焼却処理量

焼却処理量は、平成27年度が9,026tで平成33年度には7,981tとなることから、約10%減少する見通しです。図3-3-7に、焼却処理量の見通しを示します。

図 3-3-7 焼却処理量の見通し

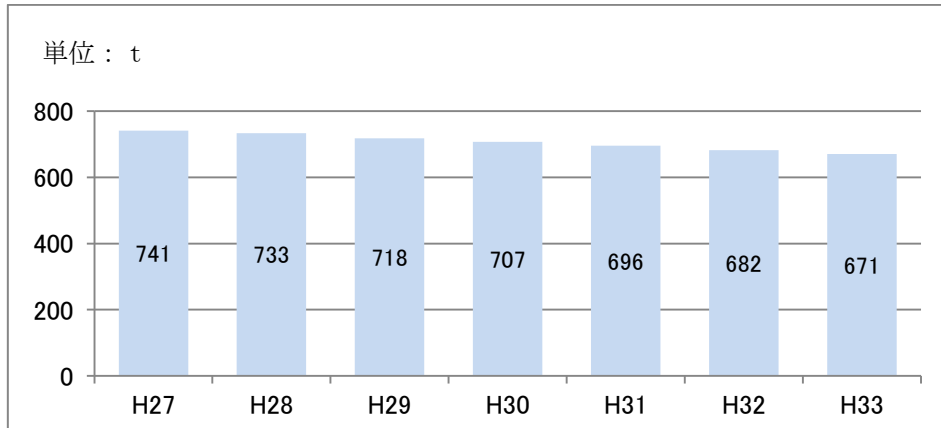


※H27環境省一般廃棄物処理実態調査、H28以降は総排出量にH27実績値の割合で算出

(2) 直営中間処理・粗大ごみ等処理量

直営中間処理を行なう粗大ごみ等の処理量は、平成27年度は741tで平成33年度には671tとなり、約10%減少する見通しです。

図3-3-8に、直営中間処理・粗大ごみ等処理量の見通しを示します。

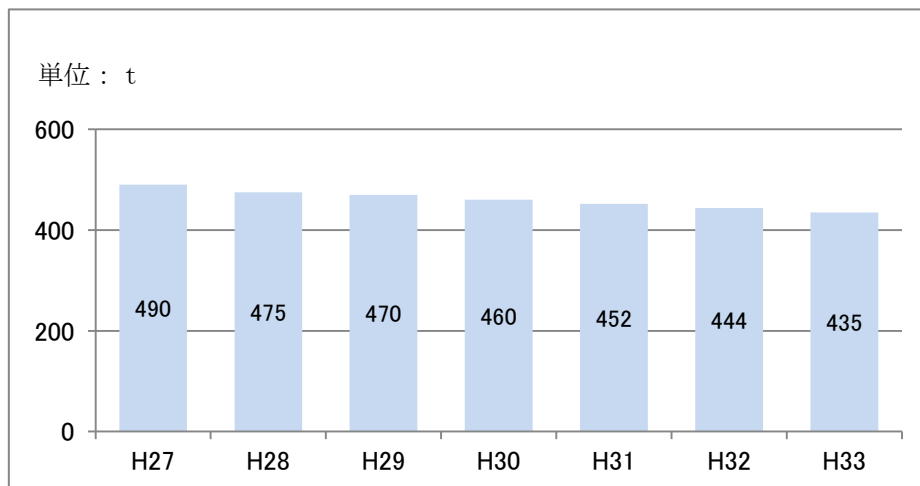


※H27 環境省一般廃棄物処理実態調査、H28以降は総排出量にH27実績値の割合で算出

(3) 民間委託の減容・梱包処理量

本市の民間委託のペットボトル、プラスチック類の減容・梱包処理量は、平成27年度は490tでしたが、平成33年度には、435tとなり、約10%減少する見通しです。図3-3-9に、民間委託の減容・梱包処理量の見通しを示します。

図3-3-9 民間委託の減容・梱包処理量の見通し



※H27 環境省一般廃棄物処理実態調査、H28以降は総排出量にH27実績値の割合で算出

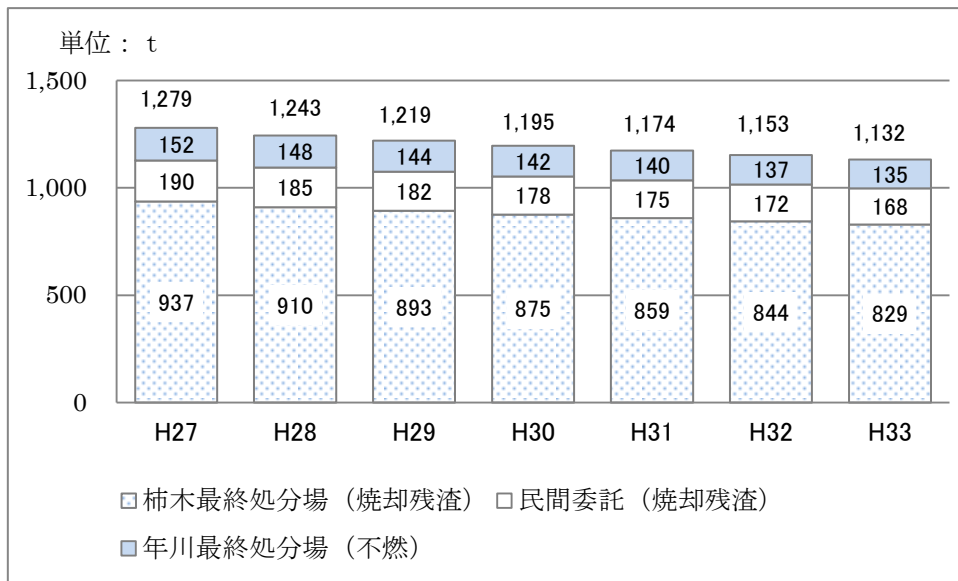


### 7) 最終処分量の見通し

最終処分量は、平成27年度に1,279tでしたが、平成33年度には1,031tとなり、約20%減少する見通しです。また、平成34年度を目標に新ごみ処理施設が整備されるため、焼却残渣のリサイクルについて検討していきます。

図3-3-10に、最終処分量の見通しを示します。

図 3-3-10 最終処分量の見通し



※H27 は伊豆市決算資料、H28 以降は推測値(資料編表 5)

## 3-4 ごみ処理基本計画

### 3-4-1 発生抑制・資源化計画

市民、事業者、行政が連携して行動することにより、3Rを推進します。主体ごとの取組の体系を表3-4-1示します。

表 3-4-1 主体ごとの取組の体系

取組項目	番号	取組の内容	
発生抑制・資源化計画	行政における方策	取組 1	教育、啓発活動の充実
		取組 2	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
		取組 3	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制
		取組 4	リユース食器の利用・普及
		取組 5	再生利用品の需要拡大事業
		取組 6	燃やすごみの減量と資源化
		取組 7	廃食油の資源化
		取組 8	共同住宅管理者などへの指導
		取組 9	新ごみ処理施設整備に伴う分別方法や有料化制度の見直し
		取組 10	各種助成
	市民における方策	取組 1	資源の分別収集の活用
		取組 2	生ごみの堆肥肥化、水切り運動
		取組 3	レジ袋対策・マイバッグ運動
		取組 4	拠点回収の協力
	事業者における方策	取組 1	発生源における排出抑制
		取組 2	過剰包装の自粛
		取組 3	流通包装廃棄物の抑制
		取組 4	使い捨て容器の使用抑制
		取組 5	事業所のごみの分別の徹底
		取組 6	店頭回収等の実施
		取組 7	事業者間の協力

## 1) 行政における方策

### 取組1 教育、啓発活動の充実

#### (1) 学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進します。

#### (2) 学習機会の創設

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために各種の学習機会を設けます。

○廃棄物処理施設見学会、出前講座、生ごみの水切り運動、生ごみの堆肥化、リユース方法などの情報提供等

#### (3) 情報の提供

市民・事業者にも率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう説明し、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報を広報、ホームページ、で提供します。

○伊豆市内のボランティア団体、市民団体の資源回収活動の紹介等

#### (4) 地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、各地域における活動状況の収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。

また、地域コミュニティにおける人と人の結びつきを強め、単身者や外国人も含めた地域活動や排出ルールの遵守を促進します。

○集団回収、不用品交換会のイベント情報の提供

○地域における活動の核となる市民の育成等

#### (5) 事業者の発生抑制・資源化

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう指導を徹底します。事業所を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行いごみの発生抑制を促進します。

また、市民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場の提供などにより活動を支援します。

○事業者向け減量化・資源化マニュアルの作成・配布、立ち入り調査等

### 取組2 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導を行うことができるよう検討を行います。

事業所に対し、ごみの減量化・資源化を積極的に行うよう、今後も広報紙などを用いて積極的に啓発を行っていきます。(市も大量排出事業者になるため、ごみの減量化、資源化を積極的に行う)

○事業系ごみの排出調査による現状の把握

### 取組3 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。マイバッグ運動を展開し、レジ袋等の削減を推進します。

○民間事業者と市が共同で店頭回収をPRする

### 取組4 リユース食器の利用・普及

マイカップ、マイ箸、マイ容器の利用を推進します。

イベントなどにおけるリユース食器の利用を普及します。

○市の施設等でリユース食器のPRする

### 取組5 再生利用品の需要拡大事業

再生品等の供給面の取り組みに加えて需要面からの取り組みが重要であることから、市は率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

市は、市民に対し、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルを選択するよう啓発します。

また、不要品の再使用を促進するため、不要品の情報収集・提供及び市民が不要となった物を持ち寄り交換するための場の提供などを推進します。

○グリーン購入、資源分別回収等による市役所での率先行動等

## 取組6 燃やすごみの減量と資源化

### (1) 生ごみ処理機の利用促進

生ごみ処理容器等の助成制度を広報やホームページに掲載し、市民への周知を図ります。また、他市で取り組んでいる助成制度についても研究します。

○生ごみ処理機の活用事例の紹介等

(伊豆市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱等)

### (2) エコクッキングの励行の啓発

料理の際に発生する残飯などの発生を抑制するため、食材を無駄なく使うエコクッキングの方法について講習会などを開催し啓発に努めます。

○生涯学習、どこでも出前講座等での紹介等

### (3) 剪定枝等の有効利用

木質粗大ごみ、剪定枝等を民間事業者と連携しリサイクルします。

○民間事業者に委託（チップ化）

### (4) 水切り運動の促進

燃やすごみに含まれる水分を切ることは、焼却施設の安定した運転や、ごみの減量化に繋がるため、市民に向けて生ごみの水切り運動の啓発に努めます。

○ごみの分別講習会の開催。水切りプレスの配布

## 取組7 廃食用油の資源化

市では、地球温暖化防止活動及び循環型社会の形成を目指すため、その一環として平成21年4月1日から家庭で使用済みとなった廃食用油（植物性に限る）を各集積所から回収し、公用車等の燃料（BDF）として再利用する事業に取り組んでいます。今後も事業の継続と拡大を図ります。

○BDFの利用

## 取組8 共同住宅管理者などへの指導

共同住宅等に関しては、ごみの分別や排出ルールが守られないケースがあり、共同住宅等の管理者、経営者に対し、共同住宅から発生する廃棄物の管理徹底を求めます。

また、資源ごみに関しては、分別し資源化するよう指導します。

○共同住宅等の管理者・経営者に対する指導、協力要請等

### 取組9 新ごみ処理施設整備に係る有料化制度の見直し

新ごみ処理施設の整備(平成34年稼働予定)に併せて現在、各市で定めているごみ処理手数料の見直しを検討します。

○ごみ処理手数料の改定

### 取組10 各種助成

集団回収に対しての助成金制度や環境保全活動に対しての奨励金制度、家庭用生ごみ処理機などの購入に対しての補助制度は、継続して実施します。また、これらの制度の利用者増大を目指し、補助制度や取組み状況について積極的に情報提供を行います。

## 2) 市民における方策

### 取組1 資源の分別収集の活用

市民は、市が行っている資源の分別収集を活用し、資源化を推進します。

### 取組2 生ごみの減量化

市民は、燃やせるごみの減量化を図るため、生ごみの水切り、生ごみ処理機等を活用し、ごみの減量化を推進します。

### 取組3 レジ袋対策・マイバッグ運動

燃やせるごみの中には、レジ袋が多量に含まれています。市民は、買い物時にマイバッグを使用し、過剰包装を断ることで、ごみの発生を抑制します。

### 取組4 拠点回収の推進

ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するために市民は、分別集以外に市が行う拠点回収を活用し、ごみの減量、資源化に努めます。

### 3) 事業者における方策

#### 取組 1 発生源における排出抑制

事業者は、排出者責任や生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。

#### 取組 2 過剰包装の自粛

事業者は、過剰包装を自粛し、再使用・再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。

#### 取組 3 流通包装廃棄物の抑制

事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制します。

#### 取組 4 使い捨て容器の使用抑制

事業者は、使い捨て商品の採用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。

#### 取組 5 事業所ごみの分別の徹底

事業所は、伊豆市のごみ排出ルールに従いごみの分別を徹底し、廃棄物の発生を抑制します。

#### 取組 6 店頭回収等の実施

事業所は、空きスペースでの店頭回収を推進し、市民と協働による店頭回収を行い廃棄物の発生の抑制をします。

#### 取組 7 事業者間の協力

事業者は、ゼロエミッションを目指して事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを研究します。

### 3-4-2 収集・運搬計画

市民、事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が衛生的に迅速に収集・運搬することにより、資源化及び適正処理を推進します。

収集・運搬における取組の体系を表3-4-2に示します。

**表 3-4-2 収集・運搬における取組の体系**

取組項目		番号	取組の内容
収集・運搬計画	基本的な事項	取組 1	分別の徹底
		取組 2	収集・運搬主体の原則
	家庭系ごみの収集・運搬計画	取組 1	新たな分別区分の検討
		取組 2	収集体制の継続
		取組 3	収集方法の検討
		取組 4	市民サービスの充実
		取組 5	収集・運搬車両による環境負荷低減・低公害車の促進
		取組 6	ごみ集積所の管理徹底
	事業系ごみの収集・運搬計画	取組 1	排出者責任の徹底
		取組 2	許可業者による収集と直接搬入

#### 1) 基本的な事項

##### 取組 1 分別の徹底

市民に対して、「ごみの出し方便利帳」、「ごみ収集日程表」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。

排出者の責任を明確にし、分別の徹底を促進するため指定ごみ袋の記名出し制度を継続します。

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

##### 取組 2 収集・運搬主体の原則

家庭系ごみは、委託する収集業者による収集・運搬を原則とします。事業系ごみは、排出基準に基づき事業者自らが直接施設に搬入します。



## 2) 家庭系ごみの収集・運搬計画

### 取組1 新たな分別区分の検討

現状の分別区分を継続するとともに、地域におけるリサイクルの可能性を考慮して新たな分別品目の検討を行います。（現状の分別区分は、表3-2-1を参照）

### 取組2 収集体制の継続

収集の効率性などを踏まえステーション方式による収集を継続します。

燃やせるごみについては、排出抑制及び分別の徹底を促進するため指定袋制を継続します。

### 取組3 収集方法の検討

ごみの種類ごとの収集回数は現状を維持します。本計画に基づく取り組みの効果（ごみ減量化、資源化の程度）及び市民の要望を踏まえ、今後、資源ごみをより効果的に回収するための収集方法を検討します。

### 取組4 市民サービスの充実

高齢化を踏まえ、ごみ出しの困難な世帯を対象とした収集体制のあり方について、調査・研究します。

処理困難物に関しては、排出者の責任で処理することを原則としますが、処理の依頼先の情報を収集し市民に提供できるようにします。

### 取組5 収集・運搬車両による環境負荷低減・低公害車の促進

ごみの発生抑制、排出抑制によりごみの収集・運搬量は減少することが予測されることから、ごみの排出量の推移を考慮し収集・運搬車両台数等の見直しを行います。

また、収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、新規導入にあたっては、低公害車の利用を推進します。

### 取組6 ごみ集積所の管理徹底

ごみ集積所の管理は、各自治会で行い、ごみを出す場所の決定、清掃などの維持管理はそれぞれの自治会によって行います。各自治会、市民のマナーや美しい環境への意識向上によってごみ集積所の管理を今後も推進していきます。自治会でごみ集積所を新設、廃止、移動したい場合は、自治会で意見をまとめ、市に相談することとし、ごみ集積所の合理化を図ります。

### 3) 事業系ごみの収集・運搬計画

#### 取組 1 排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行うことを原則とします。

#### 取組 2 許可業者による収集と直接搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、家庭系ごみの分別区分、排出ルールに従うとともに、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼するか、自らが直接施設に搬入します。

収集・運搬業の許可については、今後の社会経済状況の変動や事業系一般廃棄物処理量の推移を見極めたうえで、必要に応じ検討を行うこととします。

新ごみ処理施設が稼動すると直接搬入している事業所の中には遠距離輸送も想定されることから、拠点回収方法について検討します。

### 3-4-3 中間処理計画

分別収集されたごみの処理は、資源化を優先し、資源化できないものは、焼却処理します。中間処理における取組の体系を表3-4-3に示します。

**表 3-4-3 中間処理における取組の体系**

取組項目		番号	取組の内容
中間 処理 計画	適正処理の基準	取組 1	適正処理の推進
		取組 2	適切な焼却処理の継続
		取組 3	適切な破碎・資源化処理の継続と新施設整備
	広域処理	取組 1	新ごみ処理施設整備
		取組 2	熱エネルギーの有効利用
	資源化の推進	取組 1	民間活用の推進
取組 2		資源化の拡充	

## 1) 適正処理の基準

### 取組 1 適正処理の推進

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理します。引き続き資源の循環が図りやすい処理体制を推進しリサイクル率向上に努めます。（中間処理の状況については、表3-2-14を参照）

なお、現在、焼却処理施設での焼却残渣の焼却灰は、全て埋立処分していますが、新ごみ処理施設の稼動に併せて焼却残渣の資源化について検討していきます。

### 取組 2 適切な焼却処理の継続

新ごみ処理施設が整備されるまでの期間については、既存の焼却施設で適正な処理ができるよう維持管理を行っていきます。また、リサイクル推進により一層力を入れ、既存施設での焼却量の減量に取り組みます。最適な燃焼となるような運転方法の実施、計画的な整備補修を行ないます。

### 取組 3 適切な破碎・資源化処理の継続と新施設整備

不燃・粗大ごみや資源物を処理する施設は、現有施設2施設の継続して活用をします。新リサイクルセンターの整備に伴いより合理的な破碎、資源化処理の方法についても検討していきます。

## 2) 広域処理

### 取組 1 新ごみ処理施設整備

本市、及び伊豆の国市の焼却施設は稼動29年以上（伊豆市清掃センターは30年、伊豆市土肥戸田衛生センターは29年、伊豆の国市長岡清掃センターは33年、伊豆の国市韮山ごみ焼却場は43年）経過しており、老朽化が進んでいます。

両市の共通課題を解決するため、平成34年度を目標に伊豆の国市と共同で新ごみ処理施設の建設を進めます。広域化が進むことで、合理的な焼却処理を行い、公共事業のコストの縮減が図られます。

表 3-4-4 新ごみ処理施設の概要

項目	内容
実施主体	伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合
供用開始	平成 34 年度 4 月(稼働予定)
処理対象物	可燃ごみ
型式及び処理方式	ストーカー炉
その他	積極的な熱回収と利用を検討する。 これまで埋立処分をしていた焼却残さなどについても一部をリサイクルする方針。

### 取組 2 熱エネルギーの有効利用

新ごみ処理施設では、省資源、省エネルギー、地球温暖化防止の観点から、焼却処理に伴い発生する余熱を発電、給湯・暖房、余熱利用施設への供給等の利用について検討します。

## 3) 資源化の推進

### 取組 1 民間活用の推進

リサイクルに関して優れた技術やノウハウを有する民間事業者の管理運営方法を参考に、安全性、効率性、経済性、信頼性等を確認し、市の資源化事業を活性化していきます。

### 取組 2 資源化の拡充

残渣類（焼却残渣等）の有効活用、新たな資源分別回収品目の検討を行います。新リサイクルセンター整備を踏まえ、より合理的、経済的な処理方法を研究し、循環型社会に適した整備計画を検討します。

### 3-4-4 最終処分計画

残渣類の安全、安定した最終処分を行います。最終処分における取組の体系を表3-4-5に示します。

**表 3-4-5 最終処分における取組の体系**

取組項目		番号	取組の内容
計 画 最 終 処 分	最終処分対策	取組 1	最終処分量の減量を目指したシステム構築
		取組 2	既存一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理
		取組 3	最終処分場の確保

#### 1) 最終処分対策

##### 取組 1 最終処分量の減量を目指したシステム構築

ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源ごみの分別の徹底しや破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化を図り最終処分場の延命化に努めます。

##### 取組 2 既存一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理

既存の一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理として、放流水・周辺地下水及び浸出水処理設備の適正管理を徹底します。

##### 取組 3 最終処分場の確保

焼却灰を埋め立てている柿木一般廃棄物最終処分場は、平成39年度まで埋立てが可能です。ごみの発生抑制・分別を喚起し資源化に努めます。

将来の処分については、新ごみ処理施設の整備に併せて焼却灰のリサイクルを検討し最終処分場の延命化を図ります。（最終処分率やリサイクル率の数値目標に繋がる。）

### 3-4-5 その他事項

その他の事項における取組の体系を表3-4-6に示します。

**表 3-4-6 その他事項における取組の体系**

取組項目		番号	取組の内容
その他事項	住宅火災等の廃棄物の取り扱い	取組 1	手続き方法
		取組 2	ごみ袋減免
		取組 3	施設搬入基準
	市民・事業者・行政の連携	取組 1	市民との協働
		取組 2	環境美化の推進
	適正処理困難物への対応	取組 1	適正な処理・処分の指導強化
		取組 2	医療系廃棄物への対応強化
	不法投棄対策	取組 1	不法投棄対策の推進
	不用品回収業者の対策	取組 1	不用品回収業者の指導強化
	災害廃棄物対策	取組 1	災害廃棄物の処理

#### 1) 住宅火災等の廃棄物の取り扱い

##### 取組 1 手続き方法

火災で燃えてしまった家屋、家財等の廃棄物処理の開始時期は、駿東伊豆消防組合が行う調査が終了してからの手続きとなります。

市施設で処理が可能なものを現場で確認してもらい受入れできるものを判断します。駿東伊豆消防組合の調査が終了した際に「り災証明書」の発行を依頼してください。（産業廃棄物は受入れをしません）

- (1) 駿東伊豆消防組合の調査及び「り災証明」の取得
- (2) 伊豆市環境衛生課へ火災廃棄物の処理について問い合わせ
- (3) 環境衛生課が火災現場の現地確認を行い市施設で受入れができる廃棄物の確認(家屋等所有者は現場で立会い)

##### 取組 2 ごみ袋減免

取組 1 で、受け入れ可能な一般廃棄物がある場合は、環境衛生課で、ごみ袋の「手数料減免申請書」を申請する。

取組3 市施設へ廃棄物の搬入基準

市施設への搬入の基準を以下に示します。

- (1) り災証明写し（駿東伊豆消防組合）、手数料減免申請書（環境衛生課）を持って伊豆市清掃センター又は、土肥戸田衛生センターに搬入する。
- (2) 施設に搬入する車両は、自家車両又は、伊豆市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に限る。（解体業者等の許可のない車両は施設に搬入できません）
- (3) 市施設に搬入できる廃棄物は、処理施設で処理が可能ものに限ります。詳しくは、事前に環境衛生課に相談すること
- (4) 受入れができない火災廃棄物

処理不可物	灰、畳、ガスボンベ、コンクリート、自動車、バイク、農薬、浴槽等の処理不可物等
家電リサイクル法 に係る電化製品	テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機 衣類乾燥機
その他	上記以外の廃棄物であっても状態によっては受入れができないことがあります。

※解体業者が現場に入る場合は基本、産業廃棄物として処分する。

## 2) 市民・事業者・行政の連携

### 取組 1 市民との協働

本市条例に基づき、ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取り組みの方向性を定めるために、伊豆市廃棄物減量等推進審議会を開催します。

### 取組 2 環境美化の推進

伊豆市における美化活動の定着、環境美化運動（ごみゼロの日等）、地域ボランティア、NPO等を中心とした環境美化活動、各種広報誌による啓発を推進し、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。

また、美化活動などによる回収ごみの受入れは、各種環境保全のための活動の妨げにならないよう検討します。

## 3) 適正処理困難物の対応

### 取組 1 適正な処理・処分の指導強化

市で処理不可物としている品目は、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。また、家電リサイクル法対象製品（テレビ・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫）は、法律で定められたリサイクル料金を負担して処分を依頼すること（搬出等が困難な場合は市内一般廃棄物収集運搬業者に依頼する）、パソコンのリサイクルについては、パソコンメーカーや小型家電認定事業者を活用し適切なリサイクルを依頼するよう指導します。

—— 処理不可物の一例 ——

- アイスストッカー ●石・土砂類 ●内外壁（タイル）など
- オイルエレメント ●オルガン ●瓦
- 業務用ゲーム機 ●携帯電話・PHS ●劇薬
- コンクリートブロックなど ●自動車・バイク部品（自動車ホイール等）
- 耐火金庫 ●耐火ボード ●太陽熱温水器 ●断熱材類など
- ニカド電池・ボタン電池 ●農薬 ●バイク
- 廃油・オイル・灯油など ●販売機（各種）など ●ボイラー機器
- ボウリング用ボール ●エレクトーン ●卓球台
- 臼 ●浴槽類 ●LPGボンベ ●消火器 ●タイヤ類
- バッテリー ●ピアノ ●ペンキなどが入った缶 ●レンガ ●畳



家電・パソコンリサイクル

- 家電リサイクル法対象製品  
(テレビ・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫)
- パソコン(本体)

**取組2 医療系廃棄物への対応**

在宅医療の増加に伴い、一般家庭からの医療系廃棄物の排出が見込まれます。医療廃棄物については、直接施設に持込んでもらうことで受け入れをしますが、注射針などの感染性が強い医療廃棄物については通院されている医療機関の適正な処理・回収ルートを活用し、処分するよう市民に啓発します。

**4) 不法投棄対策の強化**

**取組1 不法投棄対策の推進**

本市職員が定期的にパトロールを実施し、不法投棄の防止に努めています。さらに監視・通報体制を拡大・充実し、不法投棄対策の強化を図ることとします。また、広報やチラシを通じてごみの不法投棄、散乱の防止を図ります。

- 土地所有者及び管理者に対する対策の要請  
土地所有者及び管理者の管理責任を明確にし、自己管理の強化を要請します。柵や看板の設置を促す等、不法投棄対策の実施を呼びかけます。
- 監視体制の強化
  - ・ 苦情やパトロールにより把握された不法投棄現場では、警察などと連携し、現場に投棄された廃棄物から投棄者を特定する調査を行います。
  - ・ 不法投棄の多発地帯に関しては、監視カメラの設置による重点的、定期的な監視を行います。
- ポイ捨て防止の看板の設置等による啓発
  - ・ 不法投棄の著しい場所へ、注意、啓発を促す看板の設置を推進します。
  - ・ ペットのフンの不始末もポイ捨ての一種なので、啓発に努めます。
- 住民、各種団体との連携  
市民と連携した地域美化、清掃活動を推進します。

## 5) 不用品回収事業者の対策

### 取組1 不用品回収業者の指導強化

本市職員が定期的に巡回パトロールを行い、無許可で電化製品等を買取り運搬しているヤード業者等に法令に基づく指導や適切な施設管理をするよう立ち入り検査を行います。

## 6) 災害廃棄物対策

### 取組1 災害廃棄物の処理

本市の災害廃棄物対策は、伊豆市災害廃棄物処理計画に示します。

### 3-4-6 地球温暖化防止への配慮

---

ごみ処理事業で発生する温室効果ガスは、多くが焼却施設でのプラスチック類の燃焼による非エネルギー起源の二酸化炭素となります。ごみ処理事業では、このプラスチック類の燃焼をいかに減らすかが課題となっています。燃やせるごみの減量化とともに、プラスチック類の分別の徹底を行い、二酸化炭素の排出抑制を図る必要があります。

### 3-4-7 長期的展望に立ったシステムに対する検討

---

ごみ処理を取り巻く状況は地域によって異なり、画一的ではありません。また、焼却施設等の中間処理施設や最終処分場などの主要な技術以外にも、様々な新しい再資源化等の技術の発展がみられ、また地域に賦存するごみ以外の様々な循環資源との混合処理や、地域に立地する大規模な生産施設での受け入れに合致した再資源化技術など、技術にも多様な選択肢があります。施設を一旦整備すると長期にわたる運転が必要になることから、検討が不十分であると施設が性能どおり稼働しなかったり、再生品の受入先に窮したり、維持管理コストが高価となったりする可能性もあります。

したがって、地域の状況や技術の動向等を踏まえて十分に検討し、長期的展望にたったシステムの選択を行う必要があります。

### 3-4-8 計画実施のスケジュール

中間目標年度の平成33年度までの5年間における主な施策のスケジュールは次のとおりです。

表 3-3-7 計画実施のスケジュール

取り組み項目	番号	取組の内容	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
発生抑制・資源化計画	行政による方策	取組 1	教育、啓発活動の充実	■	■	■	■	■	■
		取組 2	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底	■	■	■	■	■	■
		取組 3	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制	■	■	■	■	■	■
		取組 4	リユース食器の利用・普及	■	■	■	■	■	■
		取組 5	再生利用品の需要拡大事業	■	■	■	■	■	■
		取組 6	燃やすごみの減量と資源化	■	■	■	■	■	■
		取組 7	廃食油の資源化	■	■	■	■	■	■
		取組 8	共同住宅管理者などへの指導	■	■	■	■	■	■
		取組 9	新ごみ処理施設整備に係る有料化の見直し	■	■	■	■	■	■
		取組 10	各種助成	■	■	■	■	■	■
	市民における方策	取組 1	資源の分別回収の活用	■	■	■	■	■	■
		取組 2	生ごみの減量化	■	■	■	■	■	■
		取組 3	レジ袋対策・マイバック運動	■	■	■	■	■	■
		取組 4	拠点回収の推進	■	■	■	■	■	■
	事業者における方策	取組 1	発生源における排出抑制	■	■	■	■	■	■
		取組 2	過剰包装の自粛	■	■	■	■	■	■
		取組 3	流通包装廃棄物の抑制	■	■	■	■	■	■
		取組 4	使い捨て容器の使用抑制	■	■	■	■	■	■
		取組 5	事業所ごみの分別の徹底	■	■	■	■	■	■
		取組 6	店頭回収等の実施	■	■	■	■	■	■
		取組 7	事業者間の協力	■	■	■	■	■	■
収集・運搬計画	基本的な事項	取組 1	分別の徹底	■	■	■	■	■	■
		取組 2	収集・運搬主体の原則	■	■	■	■	■	■
	家庭系ごみの収集・運搬計画	取組 1	新たな分別区分の検討	■	■	■	■	■	■
		取組 2	収集形態の継続	■	■	■	■	■	■
		取組 3	収集方法の検討	■	■	■	■	■	■
		取組 4	市民サービスの充実	■	■	■	■	■	■
		取組 5	収集・運搬車両による環境負荷低減・低公害車の促進	■	■	■	■	■	■
	事業系ごみの収集・運搬計画	取組 1	排出者責任の徹底	■	■	■	■	■	■
		取組 2	許可業者による収集と直接搬入	■	■	■	■	■	■
		取組 3	ごみ集積所の管理徹底	■	■	■	■	■	■
中間処理計画	適正処理の基準	取組 1	適正処理の推進	■	■	■	■	■	
		取組 2	適切な焼却処理の継続	■	■	■	■	■	
		取組 3	適切な破碎・資源化処理の継続と新施設整備	■	■	■	■	■	
	広域処理	取組 1	新ごみ処理施設整備	■	■	■	■	■	
		取組 2	熱エネルギーの有効利用	■	■	■	■	■	
	資源化の推進	取組 1	民間活用の推進	■	■	■	■	■	
取組 2		資源化の拡充	■	■	■	■	■		
最終処分	最終処分対策	取組 1	最終処分量の減量を目指したシステムの構築	■	■	■	■	■	
		取組 2	既存一般廃棄物最終処分場の維持管理	■	■	■	■	■	
		取組 3	最終処分場の確保	■	■	■	■	■	
その他の事項	住宅火災等廃棄物の取り扱い	取組 1	手続き方法	■	■	■	■	■	
		取組 2	ごみ袋減免	■	■	■	■	■	
		取組 3	施設搬入基準	■	■	■	■	■	
	市民・事業者・行政の連携	取組 1	市民との協働	■	■	■	■	■	
		取組 2	環境美化の推進	■	■	■	■	■	
	適正処理困難物の対応	取組 1	適正な処理・処分の指導強化	■	■	■	■	■	
		取組 2	医療系廃棄物への対応	■	■	■	■	■	
	不法投棄対策	取組 1	不法投棄対策の推進	■	■	■	■	■	
不用品回収業者対策	取組 1	不用品回収業者の指導強化	■	■	■	■	■		
災害廃棄物対策	取組 1	災害廃棄物の処理	■	■	■	■	■		

第3次 伊豆市一般廃棄物処理基本計画



## 第4章 生活排水処理基本計画

# 4-1 生活排水を取り巻く社会情勢

## 4-1-1 関係法令

### 1) 関係法令の概要

水質汚濁の防止などに関しては様々な法律が施行されており、こうした法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備等が行われています。

関連法の概要を表4-1-1に示します。

表 4-1-1 関連法の概要

年 月 (公布)	関 連 法	概 要
S45. 12	水質汚濁防止法施行	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。
S58. 5	浄化槽法施行	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。
S33. 4	下水道法施行	公共下水道、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
S44. 7	農業振興地域の整備に関する法律施行	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としています。

### 2) 国・県の計画

国及び県では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するための計画を定めています。表4-1-1に生活排水対策に関する国・県の計画の経過を示します。

表 4-1-2 生活排水の対策等に関する国・県の計画の経過

年 月	関連する計画等
平成14年 3月	静岡県生活排水処理長期計画（県）
平成15年10月	第1次社会資本整備重点計画（国）
平成19年 8月	静岡県生活排水処理長期計画改定（県）
平成21年 3月	第2次社会資本整備重点計画改定（国）
平成21年 3月	静岡県社会資本整備重点計画（県）
平成24年8月	第3次社会資本整備重点計画改定（国）
平成26年3月	静岡県生活排水処理長期計画改定（県）
平成27年9月	第4次社会資本整備重点計画改定（国）

### 3) 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例等

#### ○ 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、市が行う廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定め、平成16年4月1日に施行されました。

#### ○ 伊豆市下水道条例

設置する公共下水道の管理及び使用に関し、下水道法（昭和33年法律第79号）、その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定め、平成16年4月1日に施行されました。

#### ○ 伊豆市農業集落排水処理施設条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、伊豆市農業集落排水処理施設（以下「排水処理施設」という。）の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的とし、平成16年4月1日に施行されました。

#### ○ 伊豆市公共下水道全体計画

静岡県が策定する「狩野川流域別下水道整備総合計画」の見直し、狩野川流域下水道（東部処理区）の全体計画の見直し、流域関連下水道の全体計画の見直しとの整合を図るため、また、合併して伊豆市となった旧修善寺町、旧天城湯ヶ島町、旧中伊豆町、旧土肥町の4町の全体計画の融合を図り、社会的条件や地域の実状の変化に適合するため、平成18年3月に見直しが行われました。

#### ○ 伊豆市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

本告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、伊豆市が交付する合併処理浄化槽設置整備事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、この交付に関しては伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによるものとし、平成16年4月1日に告示されました。

## 4-1-2 国、県の達成目標

---

### 1) 国の目標

国では、社会資本整備重点計画法に基づき第4次社会資本整備重点計画を策定（平成27年9月）しており、快適で活力のある暮らしの実現を図るため、公衆衛生の向上と生活環境の改善を推進し、汚水処理人口普及率を平成32年度までに96%にすることを目標としています。

### 2) 県の目標

県では、静岡県生活排水処理長期計画を策定（平成26年3月）しており、計画目標としては、生活排水処理施設の整備率を平成42年度に87%に設定しています。

### 3) 市の目標

伊豆市では、流域関連公共下水道、特別環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽設置整備等の各事業により、平成33年度の生活排水処理率を69.2%に設定しています。

## 4-1-3 近年の処理技術の動向

---

### 1) 近年のし尿等処理方式

昭和50年代、し尿や浄化槽汚泥等を処理するし尿処理施設の水処理設備は、それまでBOD、SSの除去を主体としていたが、富栄養化による水質汚濁が問題視されはじめ、窒素、リンの除去、CODや色度の削減が要求される状況となりました。

それに対応する技術として、BODと窒素を同時に除去できる生物学的脱窒素処理技術が一気に実用化され始めました。

この生物学的脱窒素処理方式も、当初は10倍希釈の標準脱窒素処理方式が主流であったが、地下水汲み上げによる地盤沈下も問題視され始め、希釈のための水を使わない、または極低希釈による高負荷脱窒素処理方式が開発されるに至り、さらに固液分離に膜技術を応用した膜分離高負荷脱窒素処理方式を確立するに至りました。

これら処理方式は、時代的に処理主体をし尿主体の原水として開発された技術です。近年では、浄化槽、特に合併処理浄化槽の普及が急速に進み、施設に搬入される浄化槽汚泥量がし尿量を上回る例が数多く見られるようになり、これまでの処理方式ではその適正処理が困難となる事例が報告されています。



一般的に、浄化槽汚泥はし尿と比較して濃度が低く、性状の変動が大きいのが特徴となっており、搬入量に占める浄化槽汚泥の混入比率が高くなればなるほど濃度は低下することとなり、また性状の変動も大きくなります。

このことは、生物処理水槽への質的安定供給を阻害する要因となり、運転対応に苦慮する結果となります。

また、合併処理浄化槽汚泥が増加すると油脂分混入も増加するため、前処理機が目詰まりやリークした油脂分の処理水への混入などの障害が発生するケースもあります。

こうした性状の変化や油脂混入に対応した技術として、近年“浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式”（一般的に「浄化槽汚泥対応型処理方式」といわれています。）が実用化されています。

浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式も含めた近年主流の生物学的脱窒素処理方式は次のとおりです。

#### 《近年主流の生物学的脱窒素処理方式》

- 標準脱窒素処理方式
- 高負荷脱窒素処理方式
- 膜分離高負荷脱窒素処理方式
- 浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式

#### 《伊豆市の処理方式》

- 浄化槽汚泥対応型 膜分離高負荷脱窒素処理方式

※平成 27 年度より伊豆市汚泥再生処理センターが稼働

## 《近年のし尿等処理に係わる変遷》

1877	明治10年	東京市にコレラが大発生。 明治政府、内務省より 「便所やごみ溜に対して清潔保持や掃除方法について」 が布告される。	下肥として農村利用	
1890	明治33年	「汚物清掃法」が布告される。		
1950	昭和25年	バキュームカーが発明される。		
1954	昭和29年	「汚物清掃法」→「清掃法」が公布される。		
1957	昭和32年	全国市長会の要請で嫌気性消化処理方式の標準規定 が設定される。		
1959	昭和34年頃	嫌気性消化処理方式+活性汚泥法が国庫補助の対象 となる。(処理水放流BOD:90ppm以下とされた。)		
1965~	昭和40年代	好気性消化処理方式が確立される。 (処理水放流BOD:60ppm以下とされた。)		
1967	昭和42年	「公害対策基本法」公布、施行 各自治体では上乘せ基準を設定。40ppm、30ppm、 20ppmと強化され、砂ろ過、オゾン、活性炭等高度処理 設備が付加されるようになる。		
1971	昭和46年	「水質汚濁防止法」施行、環境庁設置		
1975~	昭和50年代	窒素、燐の除去と併せ希釈水を従来の約半分(10倍)で 処理できる低希釈二段活性汚泥法が開発される。 処理としての希釈水を用いない高負荷脱窒素処理方式 が開発される。		希釈曝気、 湿式酸化等
1979	昭和54年	総量削減基本方針策定 窒素、燐等水質目標検討会設置 厚生省がし尿処理施設に関する構造指針を示す。 ①嫌気性消化活性汚泥処理方式 ②好気性消化活性汚泥処理方式 ③希釈曝気活性汚泥処理方式 ④活性汚泥(一段・二段)処理方式 ⑤物理化学・湿式酸化処理方式 処理水放流BOD:30mg/L(ppmは廃止)。 希釈倍率は20倍希釈が標準とされた。		
1982	昭和57年	湖沼の窒素及び燐に係る環境基準設定 BOD、窒素の効率的除去と希釈倍率の少ない低希釈 二段活性汚泥処理方式が広く普及し、構造指針に指定 される。		
1986	昭和61年	固液分離に膜を用いた膜分離高負荷脱窒素処理方式 による施設が竣工した。		
1987	昭和62年	「し尿処理施設構造指針改訂案」(厚生省監修、全国 都市清掃会議)がまとめられる。 ①嫌気性消化活性汚泥処理方式 ②好気性消化活性汚泥処理方式 ※希釈曝気、一段・二段活性汚泥処理方式を好気性に一括 ③湿式酸化活性汚泥処理方式 ④標準脱窒素処理方式 (旧低希釈二段活性汚泥処理方式) ⑤高負荷脱窒素処理方式 処理水放流BOD:30mg/L、SS:70mg/L以下、 大腸菌群数3,000個/cm3以下 ※膜分離高負荷脱窒素処理方式は平成10年まで指針外処理方式		
1988	昭和63年	「し尿処理施設構造指針解説」が発刊される。		
1997	平成9年度以降	「廃棄物処理施設整備国庫補助事業」から「し尿処理施設」 から、「汚泥再生処理センター」が補助対象となった。		
	平成10年	「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理セン ター性能指針」が示され、水処理方式として、 ①標準脱窒素処理方式 ②高負荷脱窒素処理方式 ③膜分離高負荷脱窒素処理方式 ④浄化槽汚泥の混入率の高い脱窒素処理方式 (浄化槽汚泥対応型) が記された。	標準脱窒素 処理方式↓ 高負荷脱窒素 処理方式↓ 膜分離高負荷 脱窒素処理方式↓ 浄化槽汚泥 対応型↓	

## 2) 処理方式別し尿処理施設の推移

表 4-1-3 日本の処理方式別、し尿処理施設の推移

し尿処理施設の整備状況

処理方法 年度	嫌気性処理		好気性処理		標準脱窒素処理		高負荷脱窒素処理		膜分離処理		その他		合計	
	施設数	処理能力 (kl/日)	施設数	処理能力 (kl/日)	施設数	処理能力 (kl/日)	施設数	処理能力 (kl/日)	施設数	処理能力 (kl/日)	施設数	処理能力 (kl/日)	施設数	処理能力 (kl/日)
16年度	86	7,302	152	9,369	307	31,628	199	16,973	37	4,350	320	29,707	1,101	99,329
17年度	76	6,476	136	8,465	288	29,655	203	17,493	38	3,055	317	30,277	1,058	95,420
18年度	66	5,856	127	8,005	272	28,363	189	15,980	31	4,264	366	34,733	1,051	97,200
19年度	59	4,801	126	7,892	273	28,102	186	15,784	27	3,861	370	33,115	1,041	93,555
20年度	56	4,444	118	7,535	268	27,737	182	14,938	26	3,650	389	35,441	1,039	93,745
21年度	52	4,144	108	6,961	269	27,748	189	16,285	24	3,573	389	34,654	1,031	93,364
22年度	50	3,891	105	6,753	257	26,173	186	16,104	27	3,684	393	34,577	1,018	91,182
23年度	44	3,265	94	6,200	251	25,694	184	15,778	27	3,684	400	34,622	1,000	89,243
24年度	43	3,159	96	6,469	248	25,608	179	15,030	32	4,062	391	33,556	989	87,884
25年度	43	3,059	90	6,001	244	25,153	175	14,529	31	4,074	399	33,975	982	86,791

注)・市町村・事務組合が設置した施設で、当該年度に着工した施設及び休止した施設を含み、廃止施設を除く。

し尿処理施設の施設数の推移

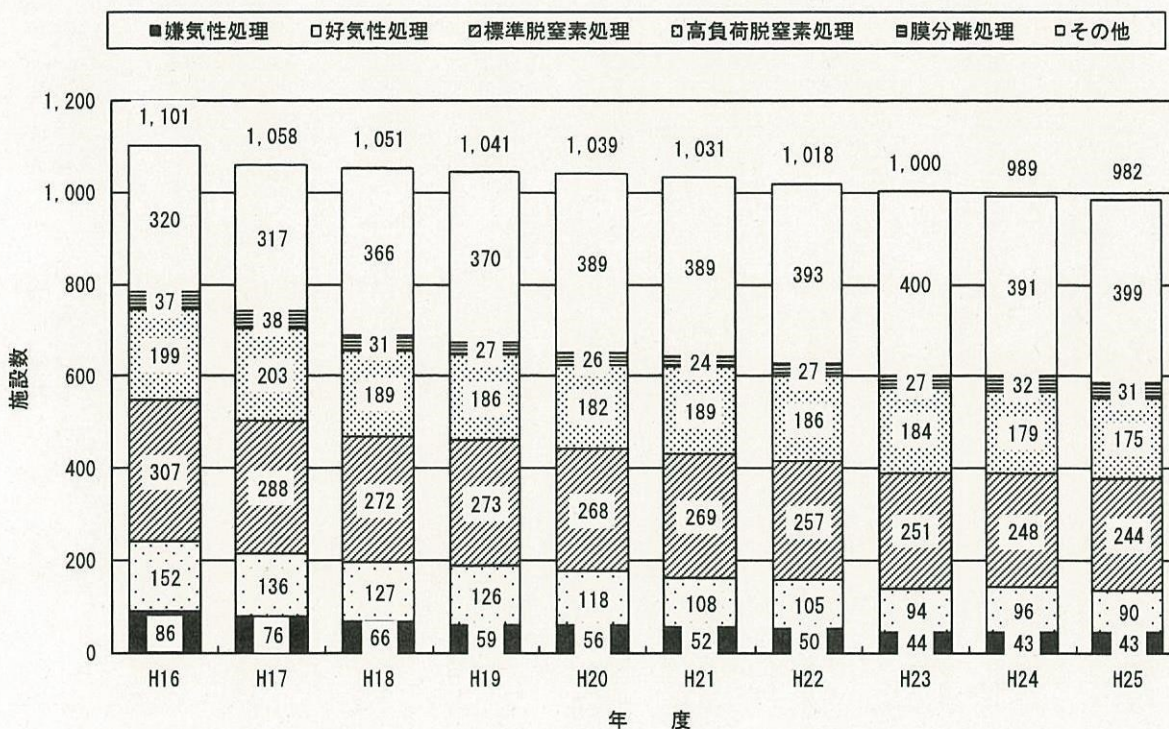
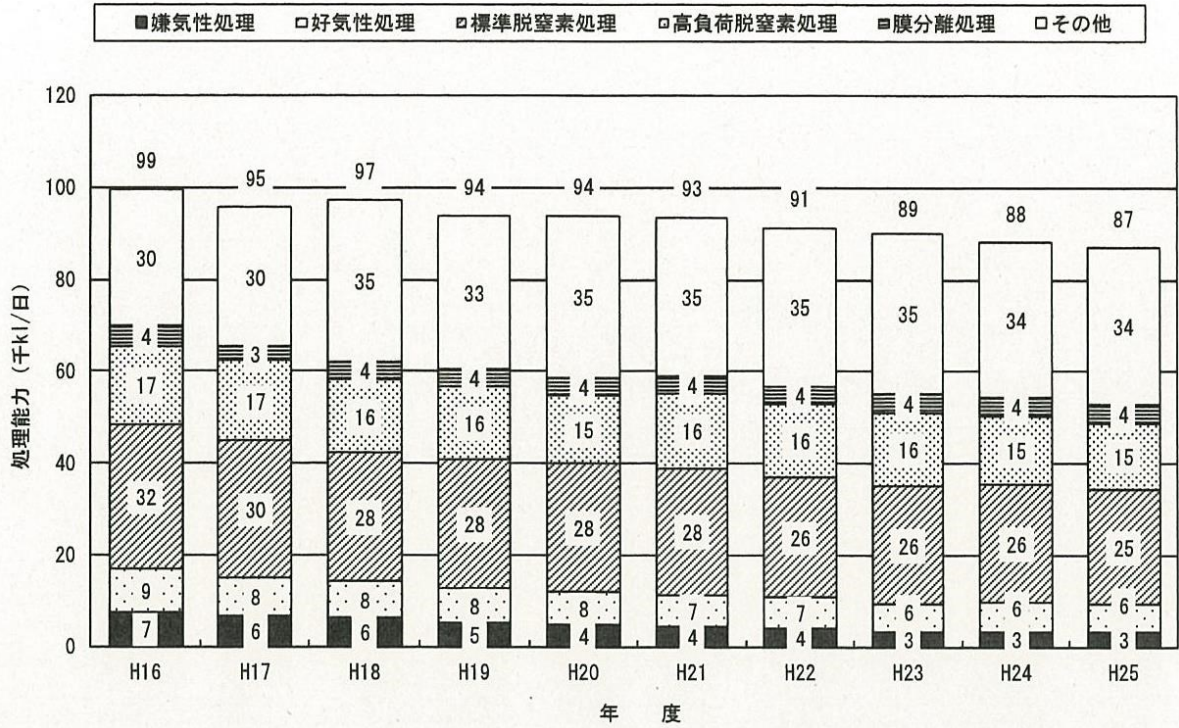


図 4-1-2 し尿処理施設処理能力の推移

し尿処理施設の処理能力の推移



(資料：日本の廃棄物処理(平成 25 年度)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

## 4-2 生活排水処理の状況

### 4-2-1 生活排水処理体系

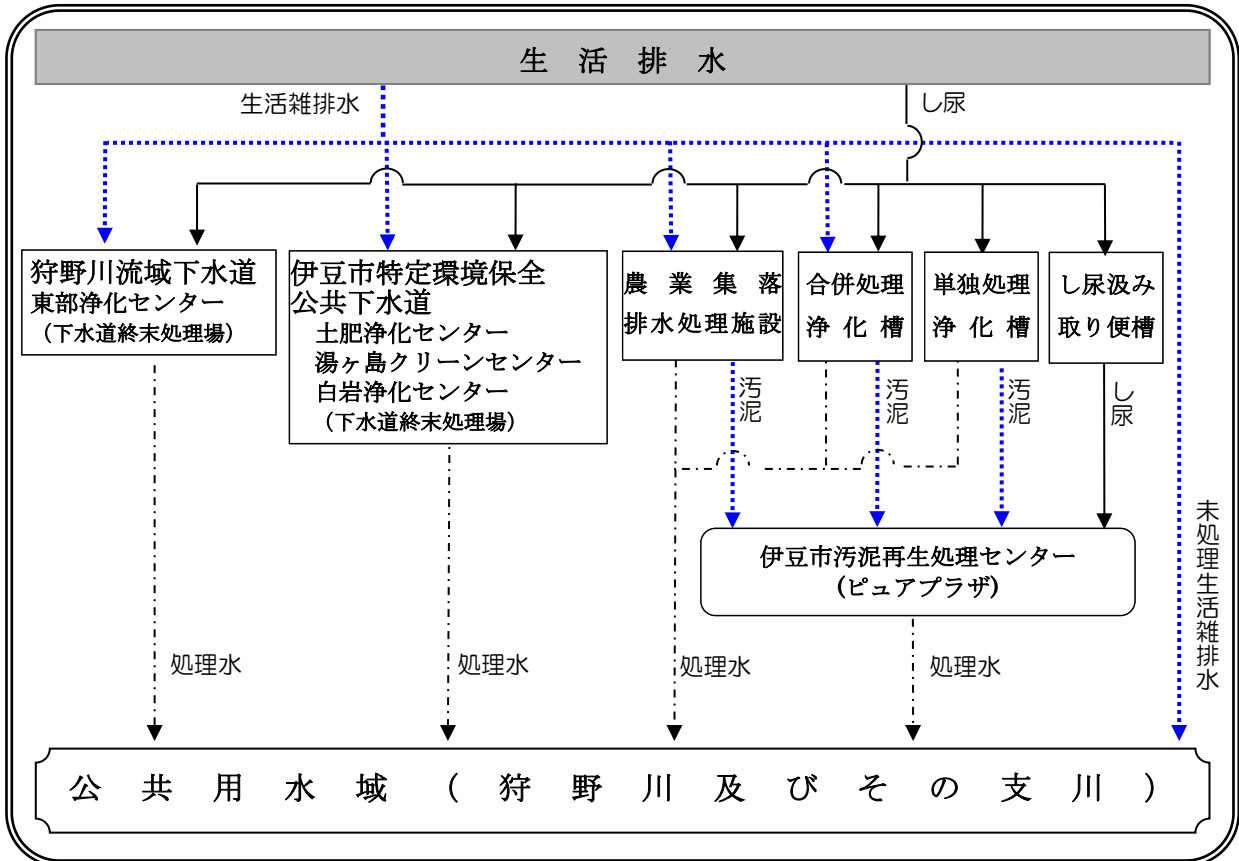
本市の生活排水の処理体系を図4-2-1に示します。

集合処理としては、公共下水道、特定環境保全公共下水道、狩野川流域関連公共下水道があります。また、本市では農業集落排水処理施設も整備しています。

その他に個別処理としては、合併処理浄化槽や単独処理浄化槽が設置されています。

本市のし尿や浄化槽汚泥の処理は、伊豆市汚泥再生処理センター(ピュアプラザ)で適正に処理しています。

図4-2-1 生活排水の処理体系



注)「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域をいいます。

※ 本計画でいう合併処理浄化槽とは、浄化槽法における浄化槽を示し、単独処理浄化槽とは、みなし浄化槽を示します。

### 4-2-2 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体を表4-2-1表に示します。

表 4-2-1 生活排水の処理主体

区 分		生活雑排水	し 尿	浄化槽汚泥
収 集 ・ 運 搬		—	許可業者	許可業者
処 理	流 域 下 水 道	狩野川流域関連公共下水道 ・ 東部浄化センター		—
	公 共 下 水 道	伊豆市特定環境保全公共下水道 ・ 土肥浄化センター ・ 湯ヶ島クリーンセンター ・ 白岩浄化センター		
	農 業 集 落 排 水 処 理 施 設	[市単独] ・ 伊豆市農業集落排水処理施設・佐野雲金処理区 ・ 伊豆市農業集落排水処理施設・門野原処理区 ・ 伊豆市農業集落排水処理施設・加殿処理区 ・ 伊豆市農業集落排水処理施設・吉奈処理区 ・ 伊豆市農業集落排水処理施設・冷川処理区		
	合 併 処 理 浄 化 槽	個人・事業者・市		
	単 独 処 理 浄 化 槽	—	個人・事業者	
	し 尿 処 理 施 設	—	伊豆市汚泥再生処理センター	

し尿汲み取り世帯や単独浄化槽世帯では、生活雑排水（台所、選択、風呂などから排出される汚水）が未処理のまま公共用水域に排出されるため、水質汚濁の主な要因となっているといえます。

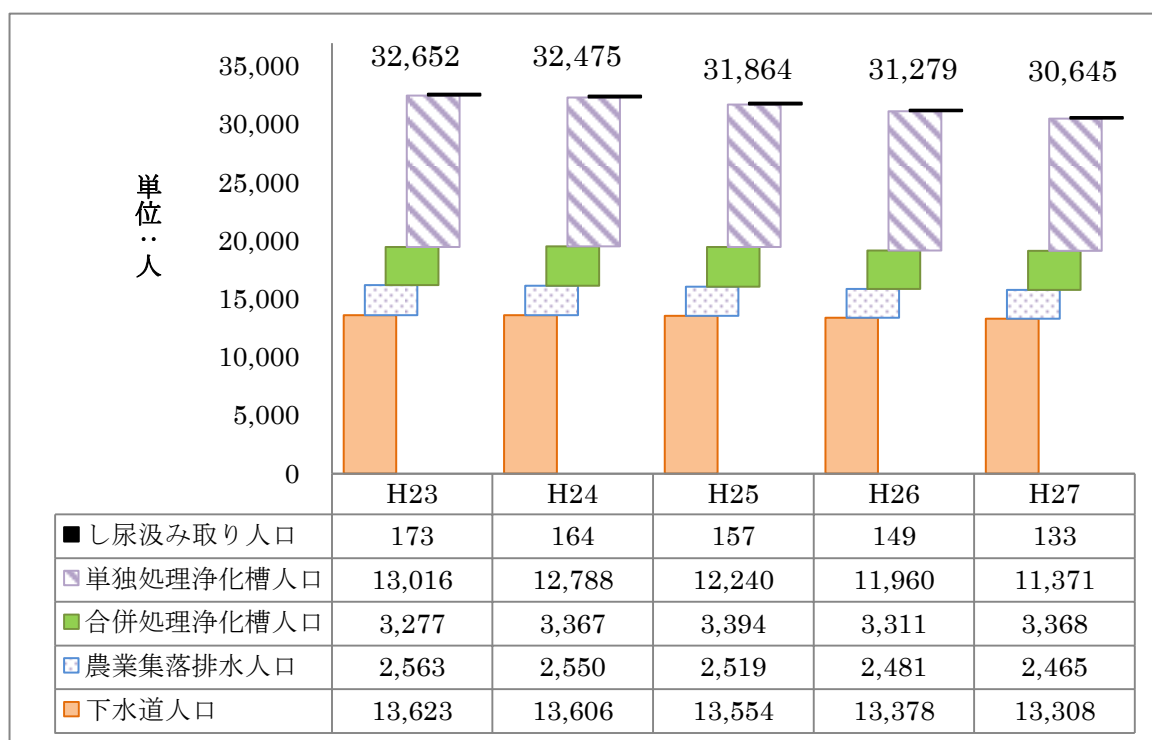
これらの改善のため、個人及び事業者の協力のもと、下水道や農業集落排水処理施設を整備普及させ、合併浄化槽の普及促進により、し尿汲み取りや単独浄化槽の世帯を減少させる発生源の対策の継続が求められています。

### 4-2-3 処理形態別人口の推移

本市の処理形態別人口の推移を図4-2-2に示します。

下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽人口は生活雑排水処理人口を示しています。また、単独処理浄化槽、し尿汲み取り人口は、生活雑排水未処理人口を示しています。

図4-2-2 処理形態別人口の推移



(資料：伊豆市統計、上下水道課)

### 4-2-4 生活排水処理率の推移

生活排水処理率は次式により求めます。

$$\text{生活排水処理率 (\%)} = (\text{下水道人口} + \text{農業集落排水処理施設人口} + \text{合併処理浄化槽人口}) \div (\text{住民基本台帳人口} + \text{外国人登録人口}) \times 100$$

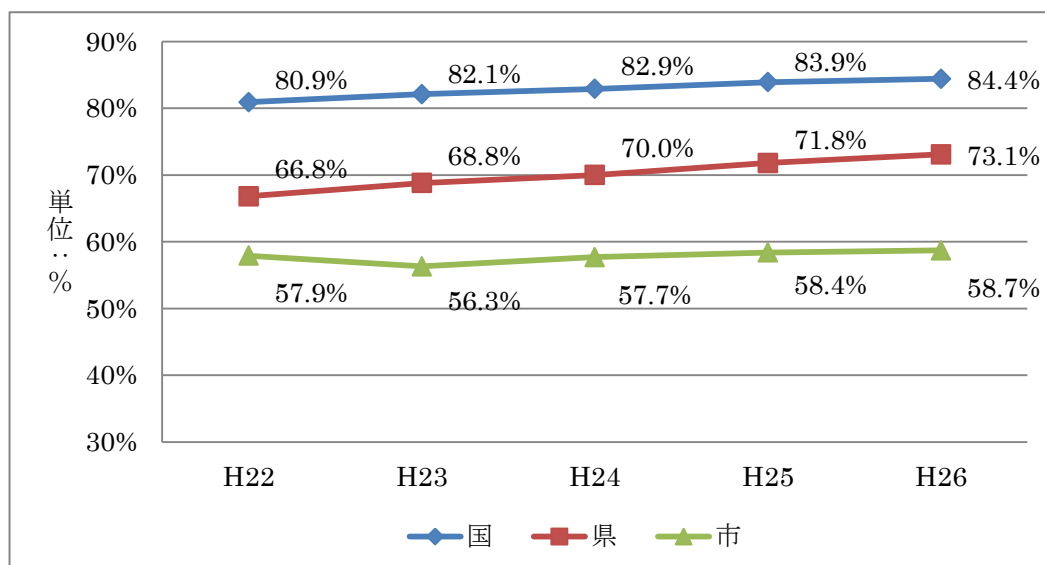
本市の総人口に占める下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等によって生活雑排水及びし尿を処理している人口の割合（生活排水処理率）は、平成27年度は59.7%となっています。

環境省一般廃棄物処理実態調査における全国の生活排水処理に係わる実績データに基づき、国平均、県平均及び本市の生活排水処理率を計算した結果を図4-2-3に示します。

これによると本市の平成26年度の生活排水処理率は、58.7%となっています。

国平均、県平均と比較すると、国平均で25.7ポイント、県平均で14.4ポイント下回った値となっています。生活排水処理率の推移を図4-2-3に示します。

図4-2-3 生活排水処理率の推移



資料：国・県数値、環境省一般廃棄物処理実態調査  
伊豆市数値、伊豆市統計、伊豆市上下水道課

#### 4-2-5 周辺自治体の生活排水処理状況

本市の平成26年度の生活排水処理率は58.7%となっています。周辺市町の生活排水処理率と比較すると最高値が三島市の82.3%、最低値が伊東市の53.3%となっています。

静岡県の生活排水処理率の目標値(平成42年度)は、87.7%としていますので、生活排水対策の更なる推進が求められます。表4-2-2に周辺自治体の生活排水処理状況を示します。

表 4-2-2 周辺自治体の生活排水処理状況 (H26)

項目	周辺市町					
	伊豆市	沼津市	伊東市	伊豆の国市	三島市	函南町
人口(人)	32,678	203,134	72,182	49,929	112,102	38,663
生活排水処理人口(人)	19,170	149,464	38,527	38,099	92,303	26,950
生活排水処理率(%) (下水人口+コミュニティプラント +合併浄化槽人口)	58.7	73.5	53.3	76.3	82.3	69.7

資料：伊豆市統計、伊豆市上下水道課  
他市はH26一般廃棄物処理実態調査



#### 4-2-6 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移を図4-2-4に示します。

し尿処理量は、平成23年度から平成27年度にかけて245KL減少し、浄化槽汚泥量(農業集落排水処理施設汚泥を含む)についても、687KL減少しています。

処理量全体では、8,828 KLから7,896 KLの間で推移しています。

伊豆市清掃センターにあった、し尿処理施設と土肥地区にあった土肥衛生プラントを統合し、平成27年度から伊豆市汚泥再生処理センター(伊豆市田代区)が稼働しています。

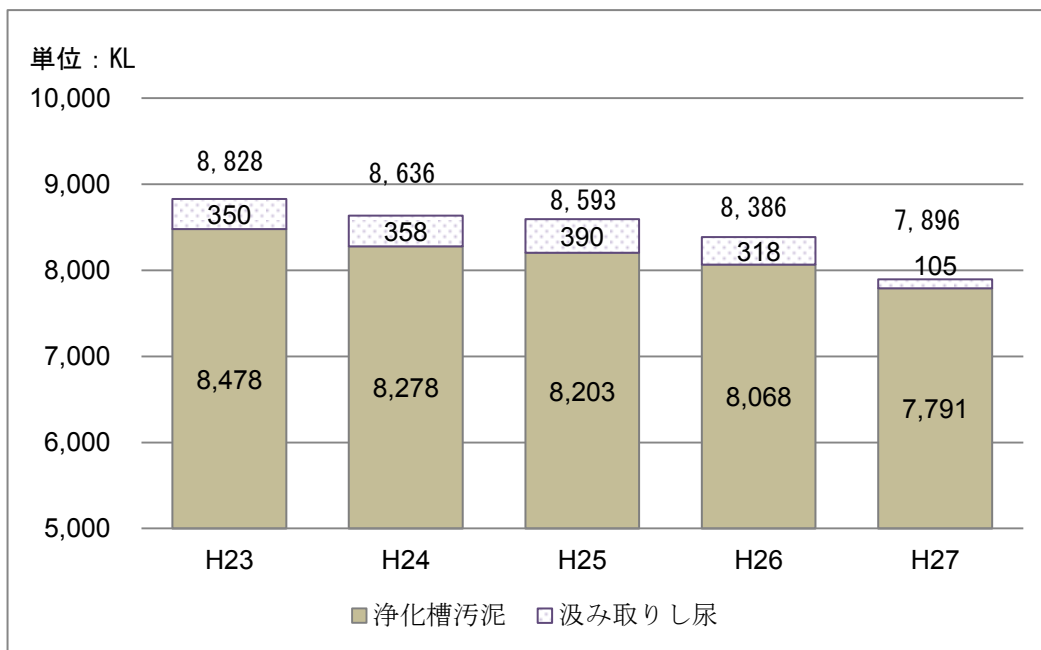


図 4-2-4 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

### 4-2-7 下水道

本市の下水道計画の概要を表4-2-3に示します。

また、表4-2-4に下水道終末処理場の概要を示します。

表 4-2-3 下水道計画の概要

項目	地域	伊豆市特定環境保全公共下水道				全体
	狩野川流域下水道 狩野川 東部浄化センター					
	修善寺地区	湯ヶ島地区	中伊豆地区	土肥地区		
目標年次	平成42年	平成42年	平成42年	平成42年	平成42年	
下水排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式	分流式	
計画区域面積	449.5ha	81.0ha	228.0ha	137.0ha	895.5ha	
計画人口	10,400人	1,500人	4,900人	2,600人	19,400人	
計画 汚水量	日平均	11,535 m <sup>3</sup>	887 m <sup>3</sup>	2,546 m <sup>3</sup>	2,210 m <sup>3</sup>	17,178 m <sup>3</sup>
	日最大	13,511 m <sup>3</sup>	1,202 m <sup>3</sup>	3,134 m <sup>3</sup>	2,990 m <sup>3</sup>	20,837 m <sup>3</sup>
	時間最大	17,604 m <sup>3</sup>	1,728 m <sup>3</sup>	4,724 m <sup>3</sup>	4,290 m <sup>3</sup>	28,346 m <sup>3</sup>

表 3-3-1 下水道終末処理場の概要

項目	内容			
施設名称	狩野川流域下水道 東部浄化センター	伊豆市特定環境保全公共下水道		
		湯ヶ島クリーンセンター	白岩浄化センター	土肥浄化センター
所在地	静岡県田方郡函南町間宮420番地の1	伊豆市湯ヶ島1830-1	伊豆市上白岩840	伊豆市土肥2920-23
事業主体	静岡県	伊豆市	伊豆市	伊豆市
日最大処理能力	60,944 m <sup>3</sup> /日	1,202 m <sup>3</sup> /日	3,134 m <sup>3</sup> /日	2,990 m <sup>3</sup> /日
処理方式	標準活性汚泥法	回分式活性汚泥法	オキシデーションディッチ法	標準活性汚泥法
供用開始	昭和60年度	平成8年度	平成11年度	昭和61年度
放流先	狩野川	長野川	大見川	駿河湾

#### 4-2-8 農業集落排水処理施設

本市の農業集落排水処理施設の概要を表3-3-2に示します。

表 3-3-2 農業集落排水処理施設の概要

農業集落排水処理施設 (伊豆市汚泥再生処理センターへ搬入していない施設)		
整備地区	佐野雲金処理区	門野原処理区
処理対象排水	家庭雑排水及びし尿	家庭雑排水及びし尿
排除方式	分流式	分流式
処理計画人口	1,430人	660人
計画汚水量	386m <sup>3</sup> /日(日平均)	179m <sup>3</sup> /日(日平均)
処理方式	回分式活性汚泥方式 (JARUS-X I型)	回分式活性汚泥方式 (JARUS-X I型)
着工年度	昭和63年度	平成3年度
完了年度	平成17年度	平成6年度

農業集落排水処理施設 (伊豆市汚泥再生処理センターへ搬入している施設)			
整備地区	加殿処理区	吉奈処理区	冷川処理区
処理対象排水	家庭雑排水及びし尿	家庭雑排水及びし尿	家庭雑排水及びし尿
排除方式	分流式	分流式	分流式
処理計画人口	1,500人	410人	1,020人
計画汚水量	405m <sup>3</sup> /日	111m <sup>3</sup> /日	276m <sup>3</sup> /日
処理方式	嫌気濾床(併用)接触 曝気方式 (JARUS-III型)	嫌気性濾床及び接触 曝気方式 (JARUS-V型)	オゾン酸化方式
着工年度	昭和60年度	昭和61年度	平成5年度
完了年度	平成5年度	平成元年度	平成9年度

#### 4-2-9 合併処理浄化槽の設置補助実施状況

本市の合併処理浄化槽の補助金交付件数を表4-2-6に示します。

浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽（みなし浄化槽）と、生し尿及び生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽があります。

本市では、下水道等の整備区域を除く区域を対象とした合併処理浄化槽設置整備補助制度を設けて、生活排水処理対策等を推進しています。

表 4-2-6 合併処理浄化槽の補助実施状況

年度 人槽区分	H23	H24	H25	H26	H27
5人槽	12基	5基	7基	10基	4基
6～7人槽	24基	27基	15基	14基	11基
8～10人槽	2基	3基	8基	10基	1基
12人槽	0基	基	基	基	基
14人槽	0基	基	基	基	1基
合計	38基	35基	35基	34基	17基

#### 4-2-10 生活排水処理計画図

図4-2-5に生活排水処理計画図を示します。

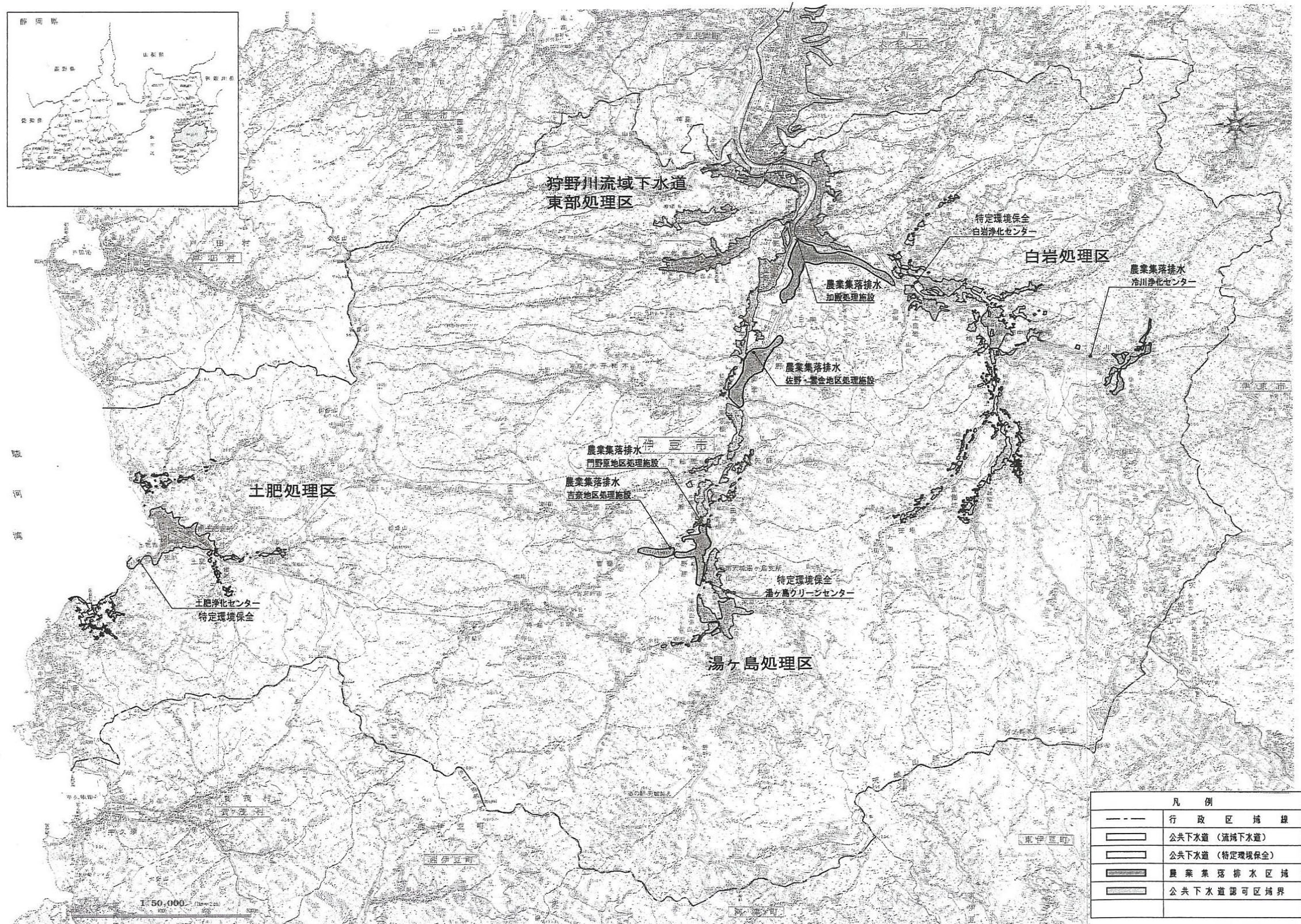


図4-2-5 生活排水処理計画図

## 4-2-11 収集・運搬

### 1) 収集・運搬の方法

し尿及び浄化槽汚泥は、市が許可した収集業者により、収集・運搬を行っています。  
 収集エリアは、3地区（修善寺地区、天城湯ヶ島地区、中伊豆地区）を担当する許可業者と、土肥地区を担当する許可業者に分かれて収集をしています。平成27年度から市内2箇所にあったし尿処理施設を統合し、伊豆市汚泥再生処理センターで浄化槽汚泥の処理を行っています。表4-2-7に本市の収集方法を示します。

表 4-2-7 本市の収集方法

地区	収集区域 又は排出者	収集 回数	収集方法	収集運搬 の主体	搬入先名 施設名称	受入能力
修善寺地区 天城湯ヶ島地区 中伊豆地区	3地区全域 (6台)	随時	バキューム車	許可業者 (2社)	伊豆市汚泥再生 処理センター (ピュアプラザ)	28KL/日
土肥地区	地区全域 (3台)	随時	バキューム車	許可業者 (1社)		

### 2) 収集・運搬車両

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬車両はバキューム車でを行っています。

### 3) 収集・運搬区域

本市全域が収集・運搬区域となっています。

## 4-2-12 中間処理

### 1) 中間処理の概要

本市では、修善寺地区、天城湯ヶ島地区、中伊豆地区、土肥地区から発生するし尿及び浄化槽汚泥を伊豆市汚泥再生処理センターにて適正処理しています。

### 2) し尿処理施設の概要

伊豆市汚泥再生処理センターの位置図を図4-2-6に示します。施設概要を表4-2-8に示します。

図 4-2-6 施設の位置図



表 4-2-8 伊豆市汚泥再生処理センター概要

施設名称 項目	伊豆市汚泥再生処理センター（ピュアプラザ） 修善寺地区、天城湯ヶ島地区、中伊豆地区、土肥地区
所在地	伊豆市田代234
事業主体	伊豆市
処理能力	28kL/日（し尿0.5KL/日、浄化槽汚泥27.5KL/日）
処理方式	浄化槽汚泥対応型 膜分離高負荷生物脱窒素処理方式
竣工年度	平成27年3月13日
希釈水の種類	河川水
放流先	大見川
敷地面積	4,249.72㎡

### 3) 放流水の水質

伊豆汚泥再生処理センターでは、法規制値よりもさらに厳しい数値を設定し、よりきれいな水を放流します。表4-2-9に示します。

表 4-2-9 放流水の水質

項目	法規制値	伊豆市汚泥再生処理センター (性能保証値)
pH	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD	40mg/l以下	10 mg/l以下
COD	—	20 mg/l以下
SS	90mg/l以下	10mg/l以下
浮遊物質	90mg/l以下	10 mg/l以下
T-N	120mg/l以下	10mg/l以下
T-P	16mg/l以下	1mg/l以下
大腸菌郡数	(3,000)個/c m <sup>3</sup>	1,000 個/cm 以下

#### 4-2-13 最終処分、資源化

伊豆市汚泥再生処理センターで中間処理された処理水は、大見川に放流しています。  
施設から発生するし渣はごみ焼却施設で焼却処理しています。脱水汚泥については、助燃剤として場外で有効利用されます。

表 4-2-10 汚泥量の推移

項目		年度				
		H23	H24	H25	H26	H27
排出量	排出量(KL/年)	8,828	8,636	8,593	8,386	7,896
再生利用量	直接資源化量(トン)	60	56	53	69	0
	総資源化量(トン)	60	56	53	69	0
汚泥発生量	処理に伴う発生汚泥量(トン)	81	71	62	71	325
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	8,747	8,565	8,531	8,315	7,571
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	18	12	7	14	-

〔 資料：排出量、再生利用量は環境省一般廃棄物処理実態調査  
汚泥発生量は伊豆市決算資料  
※最終処分量は土肥衛生プラント  
※汚泥発生量は清掃センターし尿処理施設 〕



### 4-2-14 し尿処理の実績

し尿処理経費の実績を表4-2-11表、図4-2-7

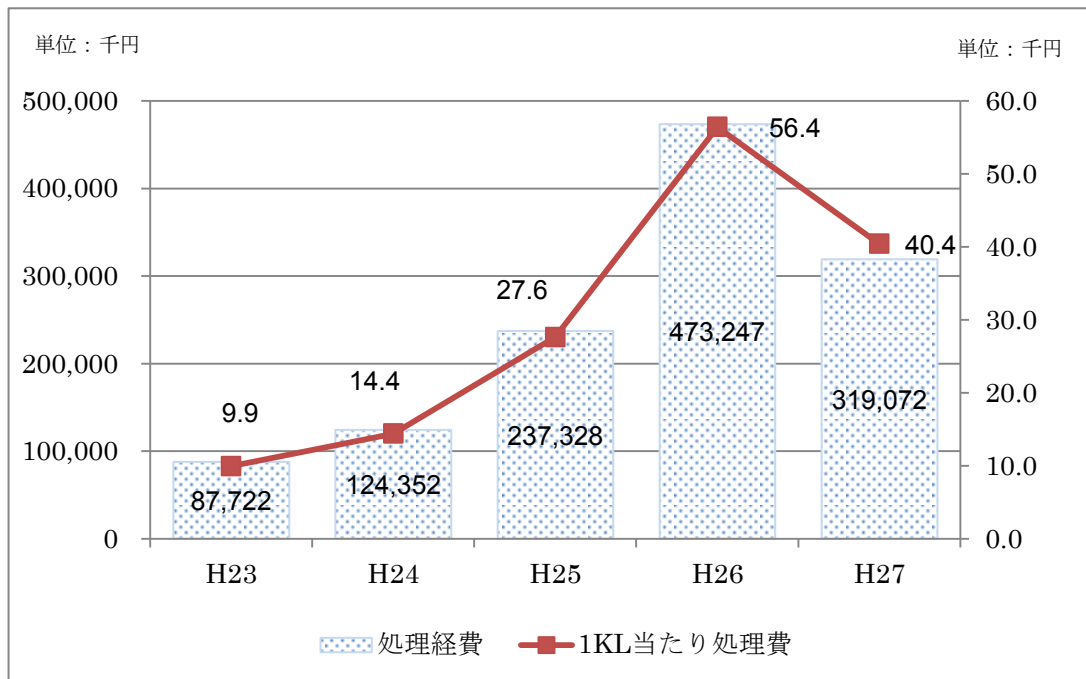
1kL当りのし尿処理経費は、伊豆市汚泥再生処理センター整備に伴い増加しています。

表 4-2-11 し尿処理経費の実績

項目 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27
し尿処理経費合計（千円）	87,722	124,352	237,328	473,247	319,072
1kL 当り処理経費（千円）	9.9	14.4	27.6	56.4	40.4

（資料：環境省一般廃棄物実態調査）

図4-2-7 伊豆市汚泥再生処理センター



## 4-2-15 課題の整理

---

### 課題 1 生活排水の処理率の向上

本市の生活排水処理率はおよそ59%であり、依然として生活排水未処理人口及び非水洗化人口が多く残っています。これら、生活排水が未処理となっている世帯に対し、下水道等への接続を誘導するとともに、それぞれの処理区域外では、合併処理浄化槽設置を働きかけていく必要があります。

また、既存の施設や計画を踏まえ、生活排水処理技術の進歩、社会情勢の変化、その地域における人口動態や処理施設の拡張等の必要性など将来を見通し、地域における排水処理対策の重要性、地域住民の要望等をもとに、処理に必要な経費とその負担のあり方、整備の開始から効果が現れるまでの期間等を考慮し、必要に応じて既存計画の見直しを含めた検討が求められています。

### 課題 2 生活排水処理の重要性を啓発するための広報・啓発活動

市民に対し生活排水処理の重要性を啓発するために、広報、パンフレットなどによりPRするとともに、合併浄化槽への転換時の助成の周知や、誘導策など、市民による生活排水処理対策活動への参加推進の方策を講じる必要があります。

また、適切な浄化槽維持管理の必要性から、浄化槽の保守・点検、清掃及び検査の徹底を図るよう指導していく必要があります。

## 4-3 生活排水処理の基本方針

### 4-3-1 基本理念

本市の良好な生活環境、特に水環境を守るためには、狩野川流域や、駿河湾の環境保全が欠かせません。生活排水の現況を振り返ってみると、未処理の排水が公共用水域に流れ、汚濁負荷を大きくしていることが心配されます。これらを低減することで、健全な水環境を維持することは、本市および市民にとっても欠かせないものです。

#### 〈〈基本理念〉〉

公共用水域の汚濁負荷を軽減し、安全で清潔な水環境の保全

### 4-3-2 基本方針

本市での生活排水処理について、地区ごとに異なった現状を踏まえ、次のとおり基本的な方針を定めます。

#### 基 本 方 針

##### 1. 生活排水の負荷の低減

対応する課題： 課題 1

生活排水は、一定量を超えて処理をせずに河川などへ放流すると、河川そのものが持つ浄化能力には限界があるので、河川の汚濁が進むこととなります。狩野川の上流地域が AA 類型でありながら、下流域では A 類型なのは汚濁分が過負荷であることを示しています。生活排水が発生することは市民生活を行う上で避けては通れませんが、排水中の汚濁負荷を減らすため、使用する洗剤の低減や、廃食用油の適正な廃棄などについて、市民の皆様に啓発するとともに、水質浄化についての正しい理解を広報することが必要です。

##### 2. 生活排水処理の推進

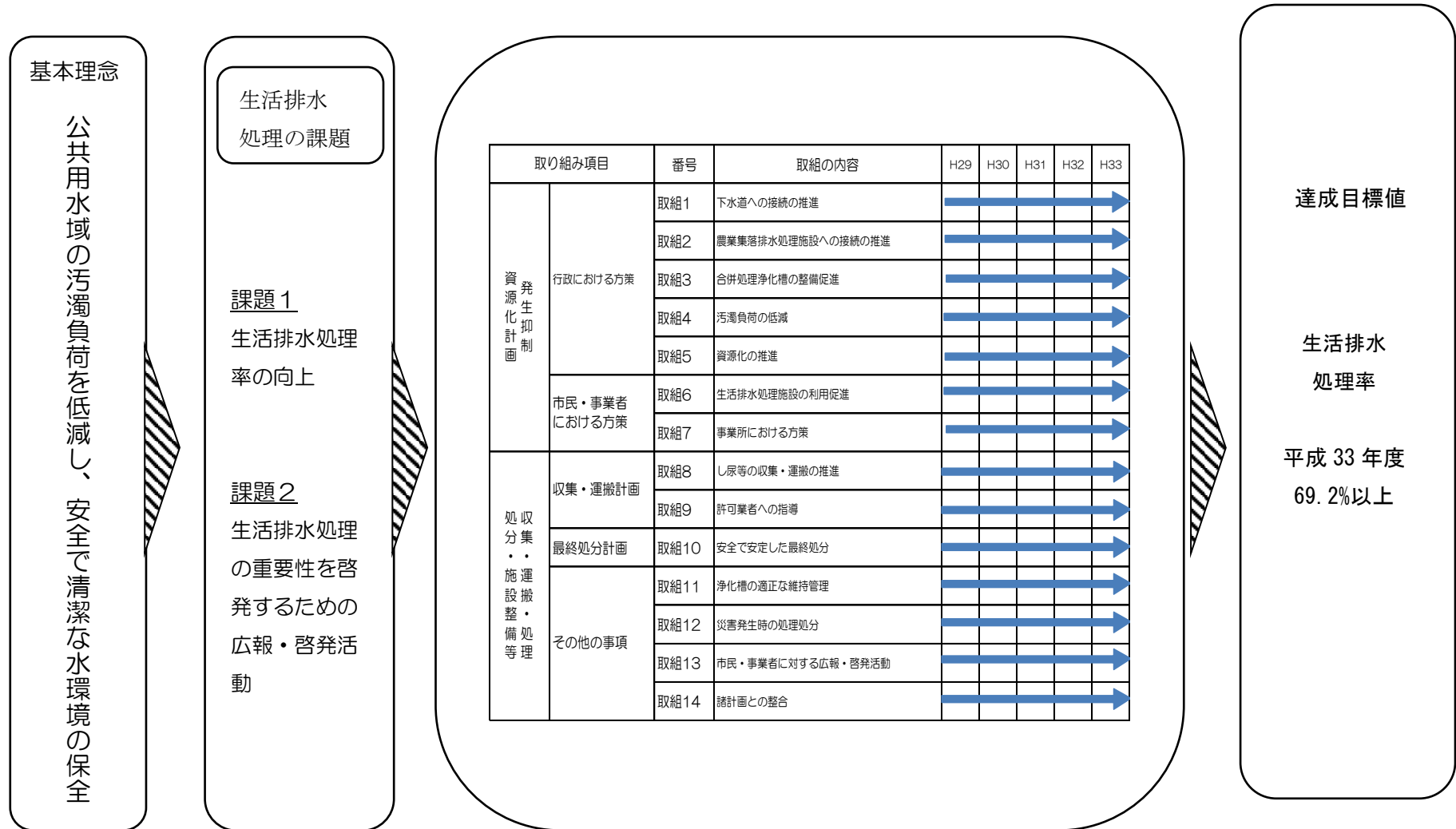
対応する課題： 課題 2

下水道整備区域及び農業集落排水処理区域における生活排水処理については、従来どおり下水道や農業集落排水処理施設による処理対象者の増加を誘導します。それ以外の区域においては、合併処理浄化槽による処理を誘導することにします。特に、合併処理浄化槽の設置については、継続的に補助を行い、未処理地域の解消を積極的に誘導していくこととします。

また、地域の実情に応じた効率的な施設整備を計画するために多様な観点から経済的かつ適正な施設の整備を進めていきます。

### 4-3-3 取組の体系

取組の体系を図 4-3-1 に示します。



#### 4-3-4 基本方針達成のための役割

公共用水域の水質保全を推進する上で、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識して生活排水対策に取り組み、協働・連携して行動するとともに、PDCA<sup>※1</sup>を徹底していくことが重要です。

##### 市民・事業者・行政の役割

##### 市民の役割

- 市民は、生活雑排水は台所・風呂・洗濯場等が発生源であり、排出者であることを認識し、水質保全の中心的役割として生活雑排水の削減に取り組みます。
- し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽を使用している家庭は、生活雑排水が処理できるよう下水道、農業集落排水施設あるいは合併処理浄化槽を活用します。

##### 事業者の役割

- 事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他の汚染物質については、適切な処理が行えるよう処理施設を整備し、処理します。
- また、生活排水については下水道、農業集落排水施設への接続または合併処理浄化槽の設置により処理します。

##### 行政の役割

- 下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽設置等の整備を普及・促進します。
- 収集・運搬されたし尿、浄化槽汚泥は、伊豆市汚泥再生処理センターで適正な処理を行ない周辺環境に配慮した施設管理を行います。
- 市民・事業者に向けて、水環境や生活排水処理の重要性についての情報提供や学習の機会を設け、自発的な活動を促すとともに、補助制度等の周知を図ります。

※1 PDCA : Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4つのステップを繰り返すことによって、事業を継続的に改善する手法。

#### 4-3-5 達成目標の設定

本市における生活排水対策の現状を考慮しつつ、国、県の達成目標を踏まえ、生活排水対策における取り組みを強化し水質浄化に寄与することが重要です。

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。また、将来目標を次のとおりとします。

### 生活排水処理の目標値

生活排水処理率を平成 33 年度までに 69.2%以上とすることを目標とします。

### 将来目標

#### 1. 発生抑制・資源化に関する目標

下水道等の整備、水洗化率の向上に努め、生活雑排水流出による河川の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置整備を推進し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促していくことを目標とします。また、し尿処理工程から排出された汚泥などは、資源として有効利用することを目標とします。

#### 2. 収集運搬に関する目標

計画収集区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集を行うことはもちろん、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるために計画的な収集を行うことを目標とします。

#### 3. 中間処理に関する目標

中間処理量は、原則として計画収集区域から発生する汲取りし尿及び浄化槽汚泥の全量とします。また、集落排水処理施設 3 地区の汚泥も併せて受け入れ処理します。なお、将来、汲取りし尿及び浄化槽汚泥の収集比率が変化した場合にも、質的量的変化に対応できる運転条件を検討していくこととします。

#### 5. 資源化に関する目標

資源化については、水処理後に発生する汚泥を資源化し有効利用することを目標とします。

#### 4-3-6 処理形態別人口、し尿等処理量の見込み

---

処理形態別人口、し尿処理量の見込みを表4-3-1に示します。

##### 1) 処理形態別人口の見込み

下水道人口は、平成27年度の実績値13,308人に対し、平成33年度には14,483人となる見込みです。

農業集落排水処理施設人口は、平成27年度の実績値2,465人に対し、平成33年度には2,560人となる見込みです。

合併処理浄化槽人口は、平成27年度の実績値3,368人に対し、平成33年度には3,668人となる見込みです。

生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口＋し尿汲み取り人口）は、平成27年度の実績値12,796人に対し、平成33年度には9,156人となる見込みです。

##### 2) 処理量の見込み

処理量（し尿量＋浄化槽汚泥量）は、平成27年度実績で7,791kLでしたが、平成33年度には、7,011kLとなる見込みです。

##### 3) 生活排水処理率の見込み

生活排水処理率は、平成27年度実績で59.7%でしたが、平成33年度には、69.2%となる見込みです。



図4-3-1 処理形態人口、し尿処理量の見込み

区分	年度	単位		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
処理形態別人口	人口	人	1	37,144	36,656	36,266	35,667	35,020	34,228	33,855	33,311	32,678	32,070	31,820	31,440	31,060	30,680	30,300	29,940	
	水洗化・生活排水処理	人	2	3+4	20,707	20,928	20,829	21,889	21,532	19,463	19,523	19,467	19,170	19,141	19,480	19,778	20,046	20,291	20,516	20,711
	下水道人口(接続人口)	人	3		15,406	15,510	15,663	15,557	14,830	13,623	13,606	13,554	13,378	13,308	13,578	13,808	14,008	14,188	14,348	14,483
	合併処理浄化槽人口	人	4	5+6	5,301	5,418	5,166	6,332	6,702	5,840	5,917	5,913	5,792	5,833	5,902	5,970	6,038	6,103	6,168	6,228
	農業集落排水施設(接続人口)	人	5		3,030	3,054	2,703	2,621	2,593	2,563	2,550	2,519	2,481	2,465	2,484	2,502	2,520	2,535	2,550	2,560
	合併処理浄化槽	人	6		2,271	2,364	2,463	3,711	4,109	3,277	3,367	3,394	3,311	3,368	3,418	3,468	3,518	3,568	3,618	3,668
	生活排水処理率	%	7	2/1	55.7%	57.1%	57.4%	61.4%	61.5%	56.9%	57.7%	58.4%	58.7%	59.7%	61.2%	62.9%	64.5%	66.1%	67.7%	69.2%
	水洗化・生活雑排水未処理人口(単独浄化槽人口)	人	8	1-2-9	15,826	15,117	14,826	13,558	13,287	14,592	14,168	13,687	13,359	12,796	12,217	11,549	10,911	10,296	9,701	9,156
	非水洗化人口	人	9	10+11	611	611	611	220	201	173	164	157	149	133	123	113	103	93	83	73
	し尿汲み取り人口	人	10		611	611	611	220	201	173	164	157	149	133	123	113	103	93	83	73
	自家処理人口	人	11		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	単独+し尿汲み取り+自家処理	人	12	8+9+10	16,437	15,728	15,437	13,778	13,488	14,765	14,332	13,844	13,508	12,929	12,340	11,662	11,014	10,389	9,784	9,229
年間処理量	し尿量	kl/年	13	380	363	284	330	349	350	358	390	318	105	105	105	105	105	105	105	
	浄化槽合計	kl/年	14	9,258	9,045	9,109	8,554	8,633	8,478	8,278	8,203	8,068	7,791	7,661	7,531	7,401	7,271	7,141	7,011	
	合併処理浄化槽汚泥量	kl/年	15	9,258	9,045	9,109	8,554	8,633	8,478	8,278	8,203	8,068	7,791	7,661	7,531	7,401	7,271	7,141	7,011	
	単独処理浄化槽汚泥量	kl/年	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	kl/年	17	9,638	9,408	9,393	8,884	8,982	8,828	8,636	8,593	8,386	7,896	7,766	7,636	7,506	7,376	7,246	7,116	
日平均処理量	し尿量	kl/日	18	13/365	1.0	1.0	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1	0.9	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
	浄化槽合計	kl/日	19	14/365	25.4	24.8	25.0	23.4	23.7	23.2	22.7	22.5	22.1	21.3	21.0	20.6	20.3	19.9	19.6	
	合併処理浄化槽汚泥量	kl/日	20	15/365	25.4	24.8	25.0	23.4	23.7	23.2	22.7	22.5	22.1	21.3	21.0	20.6	20.3	19.9	19.6	
	単独処理浄化槽汚泥量	kl/日	21	16/365	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	合計	kl/日	22	17/365	26.4	25.8	25.7	24.3	24.6	24.2	23.7	23.5	23.0	21.6	21.3	20.9	20.6	20.2	19.9	

## 4-4 生活排水処理基本計画

### 4-4-1 発生抑制・資源化計画

生活排水の発生抑制・資源化の取組の体系を表4-4-1表に示します。

表 4-4-1 発生抑制・資源化における取組の体系

取組項目		番号	取組の内容
発生抑制・資源化計画	行政における方策	取組 1	下水道への接続の推進
		取組 2	農業集落排水処理施設への接続の推進
		取組 3	合併処理浄化槽の整備促進
		取組 4	汚濁負荷の低減
		取組 5	資源化の推進
	市民、事業者における方策	取組 6	生活排水処理施設の利用促進
		取組 7	事業所における方策

#### 1) 行政における方策

##### 取組 1 下水道への接続の推進

下水道供用区域内の住宅については、接続のための促進策などの必要な措置を行います。また、下水道への接続を拡大し、水洗化率の向上を図ります。

##### 取組 2 農業集落排水処理施設への接続の推進

農業集落排水処理施設整備区域内では、接続の促進を図ります。

##### 取組 3 合併処理浄化槽の整備促進

既存の単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽から、合併処理浄化槽への転換を促進するため、合併処理浄化槽設置整備補助制度等の拡充を図っていきます。

また、合併処理浄化槽の適正な維持管理の徹底を図るため、浄化槽管理者に対し、法定検査の受検や保守点検の実施についての周知や指導を行います。

##### 取組 4 汚濁負荷の低減

河川、海域などの公共用水域の汚濁の主因は、生活雑排水であるという意識の醸成と、水質浄化に対する啓発を図ります。

市民、事業者が取り組めることを周知し徐々に汚濁負荷を削減していきます。

○三角コーナー及びストレーナー※1等の設置	○アクリルたわしを用いるなどして、洗剤の使用量を削減
○廃食油の再利用、再生利用の推進	○洗車時は排水量を少しでも減らすような工夫
○油や食べ残し等の排水口への廃棄の抑制	○米のとぎ汁の有効利用
○合成洗剤、シャンプー、リンス、歯磨き粉等は適量を使用	○節水の励行

### 取組5 資源化の推進

し尿処理工程から排出された汚泥などは、資源として有効利用が可能です。資源循環型社会の構築を目指し、し尿及び浄化槽汚泥などの有機性廃棄物については、し尿処理施設で適正な処理を行い、処理汚泥などの有効利用可能なものは、資源化を図っていきます。

## 2) 市民、事業者における方策

### 取組6 生活排水処理施設の利用促進

流域下水道及び伊豆市特定環境保全公共下水道の整備済み区域では、下水道への接続及び利用を推進します。

農業集落排水処理施設の処理対象区域においては、農業集落排水処理施設への接続及び利用を推進します。

既に供用が行われている地域の未接続事業者には（アンケート等により）その理由の把握に努めるとともに、速やかに下水道等に接続するよう促していきます。

下水道区域外及び農業集落排水処理施設区域外では合併処理浄化槽の設置及び利用を推進します。

### 取組7 事業所における方策

事務所等にあつては、家庭における対策と同様に生活排水処理施設による適正な処理を推進します。

工場等にあつては、関連法に基づく公共用水域の汚濁原因となる物質の適正処理を推進します。

※1 ストレーナー：排水口等に設ける固液を分離する器具

#### 4-4-2 収集・運搬、処理・処分、その他の計画

収集・運搬、処理・処分、その他の事項における取組の体系を表4-4-2に示します。

表 4-4-2 収集・運搬等の取組の体系

取組項目		番号	取組の内容
収集・運搬・処理・処分・施設整備等	収集・運搬計画	取組 8	し尿等の収集・運搬の推進
		取組 9	許可業者への指導
	最終処分計画	取組 10	安全で安定した最終処分
	その他の事項	取組 11	浄化槽の適正な維持管理
		取組 12	災害発生時の処理・処分
		取組 13	市民・事業者に対する広報・啓発活動
		取組 14	諸計画との整合

##### 1) 収集・運搬計画

###### 取組 8 し尿等の収集・運搬の推進

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥については、今後下水道等の普及に伴い年々減少していくと思われませんが、迅速かつ衛生的に収集運搬を行うことを目指します。将来の収集運搬については、現行どおり進めていきますが、景観に配慮し、バキューム車のアルミ架装についても検討していきます。

###### 取組 9 許可業者への指導

許可業者に対しては、生活環境に配慮し、収集業務を衛生的、効果的に行うよう指導を徹底します。

##### 2) 最終処分計画

###### 取組 10 安全で安定した最終処分

伊豆市汚泥再生処理センターでは、施設から発生するし渣を伊豆市清掃センターで焼却処理し、脱水汚泥については、外部へ委託し有効利用されています。伊豆市、伊豆の国市で計画している新焼却施設が完成するまでは、現行の処理体制を継続していきます。

### 3) その他の事項

#### 取組 1 1 浄化槽の適正な維持管理

法令で定められている浄化槽の定期的な保守・点検、清掃及び検査を徹底するために、浄化槽設置者に対しても適切な維持管理などの相談、指導を継続して推進していきます。

#### 取組 1 2 災害発生時の処理・処分

し尿の処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、伊豆市災害廃棄物処理計画に沿って迅速・適正に処理します。

災害時に伊豆市が行う処理活動は次のとおりです。

- 下水道の復旧地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレを使用せず、仮設トイレで処理するよう指導します。
- 仮設トイレ等のし尿の収集、処理体制をすみやかに確立するとともに、必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請します。
- すみやかに下水道施設等の応急復旧に努めるものとします。

#### 取組 1 3 市民・事業者に対する広報・啓発活動

現在、廃食油などを排水口に廃棄しないなどの指導・啓発を広報などで示しているなど、住民に対する啓発活動を現状どおり継続して実施します。今後、一層、生活排水処理の重要性について広報誌などにより積極的に啓発を行うとともに、下水道への接続世帯の増加を誘導することや、合併処理浄化槽の設置を誘導する施策を進めていきます。

##### (1) パンフレットやポスターによる住民意識の高揚

排水による水質悪化の仕組みや、適正処理により得られる効果、公共用水域の水質汚濁の現状などを広報、ホームページなどで住民に情報を提供することにより、生活排水に係る意識を高めていくこととします。

また、水や川に対して親しみをもち、その重要性について関心を持ってもらい、水質浄化意識の高揚を促すために、小学生を対象とした水生生物の観察会を引き続き実施し、内容を強化していきます。

(2) 身近な汚染抑制の実施の周知

生活排水中の汚濁物質を削減する方法として、調理くずを回収する三角コーナー、廃食油をキッチンペーパーで拭き取るなどの有効な手段について、市民に広く知ってもらう機会を創出し、住民参加の生活排水処理対策を促進していきます。

(3) 住民組織の育成及びその活動支援

地域住民と主体とした生活排水対策推進のための組織育成や、それらの活動の支援方法について検討していくこととします。

**取組14 諸計画との整合**

生活排水処理に係わる事業には、流域下水道及び伊豆市特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、し尿処理施設があります。これらは、事業実施主体が異なることから事業の整合性を図ることが必要です。計画処理区域における各事業の現況と今後の動向について関係機関との十分な調整を図り、施策を進めていきます。

### 4-4-3 計画実施のスケジュール

中間目標年度の平成33年度までの5年間における主な施策のスケジュールは次のとおりです。

取り組み項目		番号	取組の内容	H29	H30	H31	H32	H33	H34
資源化計画 発生抑制	行政における方策	取組1	下水道への接続の推進	→	→	→	→	→	第3次 一般廃棄物 処理基本 計画
		取組2	農業集落排水処理施設への接続の推進	→	→	→	→	→	
		取組3	合併処理浄化槽の整備促進	→	→	→	→	→	
		取組4	汚濁負荷の低減	→	→	→	→	→	
		取組5	資源化の推進	→	→	→	→	→	
	市民・事業者 における方策	取組6	生活排水処理施設の利用促進	→	→	→	→	→	
		取組7	事業所における方策	→	→	→	→	→	
処分集 ・ 運搬 ・ 施設 整備 ・ 備 等 処 理	収集・運搬計画	取組8	し尿等の収集・運搬の推進	→	→	→	→	→	
		取組9	許可業者への指導	→	→	→	→	→	
	最終処分計画	取組10	安全で安定した最終処分	→	→	→	→	→	
	その他の事項	取組11	浄化槽の適正な維持管理	→	→	→	→	→	
		取組12	災害発生時の処理処分	→	→	→	→	→	
		取組13	市民・事業者に対する広報・啓発活動	→	→	→	→	→	
		取組14	諸計画との整合	→	→	→	→	→	





---

---

第 2 次伊豆市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）

---

---

平成 29 年 4 月

---

編集・発行 伊豆市 市民環境部 環境衛生課  
〒410-2413  
静岡県伊豆市小立野 38-2  
TEL : 0558-72-9857